

令和2年度大規模災害時における
九州ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に
関する調査検討業務

報 告 書

令和3年3月

請負者：一般財団法人 日本環境衛生センター

<目 次>

第1章 業務の目的.....	1
第2章 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会の開催・運営.....	2
第1節 協議会の開催状況.....	2
第2節 協議会構成員.....	2
第3節 第12回協議会.....	3
第3章 災害廃棄物対策研修会の開催・運営.....	9
第1節 開催概要.....	9
第2節 開催結果.....	11
第4章 協議会関連 調査・検討事項.....	24
第1節 災害廃棄物処理に関する法体系.....	24
第2節 災害廃棄物処理に関する情勢の変化.....	25
第3節 九州ブロック内の廃棄物処理施設の状況.....	27
第4節 行動計画見直しの参考となる事項.....	29
第5節 災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策.....	30
第6節 仮置場開設時の感染症対策の実施状況（アンケート調査結果）.....	31
第5章 行動計画の今後の改訂方針.....	34

【巻末資料】

1. 災害廃棄物処理に関する法体系	巻末資料 1
2. 災害廃棄物処理に関する情勢の変化	巻末資料 29
3. 行動計画見直しの参考となる事項	巻末資料 40
4. 災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策	巻末資料 58
5. 仮置場開設時の感染症対策の実施状況（アンケート調査結果）	巻末資料 66

第1章 業務の目的

東日本大震災以降、政府全体で減災・防災対策が進み、災害時の廃棄物対策についても、国土強靱化基本計画等において、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施に向けた計画の策定が重要な課題として位置付けられている。

環境省では、平成26年度以降、地方環境事務所が中心となって順次、地域ブロック単位で関係者による協議会等を設置し、各地域における大規模災害への備えに向けた協議を行ってきた。

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。）においても、「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」（以下「協議会」という。）を平成27年に組織し、災害廃棄物対策に関する情報共有を行うとともに、県域を超えた連携（以下「広域連携」という。）が必要となる災害（以下「大規模災害」という。）時の廃棄物処理対策に関する広域連携のあり方等について検討を進めた結果、「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画－九州ブロック内における広域連携のあり方－」（以下「行動計画」という。）を平成29年6月に策定した。

また、協議会では、「平成28年熊本地震」時の災害廃棄物処理対応等に関する支援・受援の検証・整理を行い、行動計画の改訂・見直しを図るだけではなく、地方自治体における災害廃棄物対策の参考資料に資することを目的に、「平成28年熊本地震における災害廃棄物処理を振り返って」を作成した。

協議会では、過去の災害廃棄物処理対応等から得た知見や記録誌作成に当たって取りまとめた検証結果、これまで協議会で検討した事項等を基に、引き続き行動計画の改訂・見直しの検討を行い、関係者の災害廃棄物処理に関するスキル向上や関係者間の連携強化を目的とした協議、研修会、合同訓練の実施等を行っていく必要がある。

このため、本業務においては、九州ブロックにおける関係者のさらなる連携強化と災害発生時における災害廃棄物処理対応能力の向上、行動計画の改訂・見直しに向けた検討を進めることを目的として、協議会の開催・運営及びこれに関連する調査・検討、災害廃棄物対策研修会等を行うものである。

第2章 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会の開催・運営

第1節 協議会の開催状況

本業務においては、昨年度から引き続き、第12回の「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」を開催した。協議会の開催状況は、以下のとおりである。

表 2-1-1 協議会開催状況

回	日程	開催方法
第12回	令和3年3月2日	オンライン開催

第2節 協議会構成員

昨年度からの組織体制や名称の変更等を踏まえ、協議会構成員名簿を更新した。令和3年3月時点における協議会構成員は、下表のとおりである。

表 2-2-1 協議会構成員

自治体	福岡県 環境部 廃棄物対策課長
	佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課長
	長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課長
	熊本県 環境生活部 環境局 循環社会推進課長
	大分県 生活環境部 循環社会推進課長
	宮崎県 環境森林部 循環社会推進課長
	鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課長
	沖縄県 環境部 環境整備課長
	北九州市 環境局 循環社会推進部 循環社会推進課長
	福岡市 環境局 循環型社会推進部 計画課長
	久留米市 環境部 施設課長
	長崎市 環境部 廃棄物対策課長
	佐世保市 環境部 環境政策課長
	熊本市 環境局 資源循環部 廃棄物計画課長
	大分市 環境部 ごみ減量推進課長
	宮崎市 環境部 廃棄物対策課長
	鹿児島市 環境局 資源循環部 資源政策課長
	那覇市 環境部 廃棄物対策課長
民間団体	公益社団法人 全国産業資源循環連合会 九州地域協議会長
有識者	九州大学 大学院工学研究院 環境社会部門 島岡 隆行教授
	名古屋大学 減災連携研究センター 平山 修久准教授
国の機関	国土交通省 九州地方整備局 防災室長
	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 防災課長
	環境省 九州地方環境事務所 資源循環課長

令和3年3月現在

第3節 第12回協議会

1. 開催日時

令和3年3月2日（火） 13:30～15:30

2. 開催方法

オンライン開催（Cisco Webex Meetingsを使用）

3. 参加者

以下のとおりである。詳細は表 2-3-1 に示す。

自治体（県） : 7団体（10名）

自治体（市） : 8団体（8名）

民間団体 : 1団体（1名）

有識者 : 2団体（2名）

国機関 : 2団体（2名）

事務局 : 2団体（5名）

計 22団体（28名）

4. 議事次第

以下のとおりである。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1 開 会 | |
| 2 事務局挨拶 | |
| 3 協議会構成員の紹介 | |
| 4 議事内容説明 | |
| (1) 「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱について | |
| (2) 昨年度の協議会における検討事項の概略説明 | |
| (3) 本年度発生した災害に関する災害廃棄物処理対応報告 | |
| (4) 各構成員による災害廃棄物処理に関する取組状況報告 | |
| (5) 災害廃棄物処理に関する参考事項の調査報告 | |
| (6) 令和2年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務に関する報告 | |
| (7) 今後の方針について | |
| 5 議事内容に関する協議 | |
| 6 その他 | |
| 7 閉 会 | |

表 2-3-1 第12回協議会参加者

No.	組織の種類	組織名	部（局）	課（室）等	参加人数
1	自治体 (県)	福岡県	環境部	廃棄物対策課	1名
2		佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	4名
3		長崎県	県民生活環境部	資源循環推進課	1名
4		熊本県	環境生活部 環境局	循環社会推進課	1名
5		大分県	生活環境部	循環社会推進課	1名
6		宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	1名
7		鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	一
8		沖縄県	環境部	環境整備課	1名
9	自治体 (市)	北九州市	環境局 循環社会推進部	循環社会推進課	1名
10		福岡市	環境局 循環型社会推進部	計画課	1名
11		久留米市	環境部	施設課	1名
12		長崎市	環境部	廃棄物対策課	1名
13		佐世保市	環境部	環境政策課	一
14		熊本市	環境局 資源循環部	廃棄物計画課	1名
15		大分市	環境部	ごみ減量推進課	1名
16		宮崎市	環境部	廃棄物対策課	1名
17		鹿児島市	環境局 資源循環部	資源政策課	一
18		那覇市	環境部	廃棄物対策課	1名
19	民間団体	公益社団法人 全国産業資源循環連合会 九州地域協議会			1名
20	有識者	九州大学 大学院工学研究院環境社会部門			1名
21		名古屋大学 減災連携研究センター			1名
22	国の機関	国土交通省	九州地方整備局	防災室	1名
23		内閣府	沖縄総合事務局 開発建設部	防災課	1名
24	事務局	環境省	九州地方環境事務所	資源循環課	3名
25		一般財団法人 日本環境衛生センター 西日本支局			2名

※鹿児島県、佐世保市、鹿児島市はご欠席

5. 会議資料

会議で配布した資料は以下のとおりである。

資料 1	「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱 改定案
資料 2	大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会 令和元年度協議・検討事項
資料 3	各構成員による災害廃棄物処理に関する取組状況
資料 4-1	災害廃棄物処理に関する法体系
資料 4-2	災害廃棄物処理に関する情勢の変化
資料 4-3	九州ブロック内の廃棄物処理施設の状況 (1)一般廃棄物処理施設 (2)産業廃棄物処理施設
資料 4-4	行動計画見直しの参考となる事項
資料 4-5	災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策
資料 4-6	仮置場開設時の感染症対策の実施状況 (アンケート調査結果)
資料 5	令和2年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務に関する報告
資料 6-1	「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画」の改訂について (方針)
資料 6-2	次年度以降のブロック協議会のあり方について (案)

6. 議事要旨

(1) 「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱について

事務局より、資料1を用い、主に構成員の組織や部課名称の変更等に起因する「『大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会』設置要綱」の改訂について報告を行った。

(2) 昨年度の協議会における検討事項の概略説明

事務局より、資料2を用い、令和元年度に開催された「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」において検討・協議が行われた主な事項、成果等について報告を行った。

(3) 本年度発生した災害に関する災害廃棄物処理対応報告

事務局より、本年度発生した災害に関する災害廃棄物の処理対応として、以下の報告が行われた。

- ・「令和2年7月豪雨」、「台風9号」、「台風10号」に関する被災状況の報告
- ・令和2年7月豪雨における災害廃棄物処理の状況（下記）
 - ・収集運搬の支援
 - ・処分の支援
 - ・県域を越えた人的支援
 - ・環境省による自治体職員の支援派遣
 - ・災害廃棄物（推計）量
 - ・家屋解体棟数（想定）
- ・災害等廃棄物処理業及び廃棄物処理施設災害復旧補助金の活用

※ご意見等は特になし。

(4) 各構成員による災害廃棄物処理に関する取組状況報告

事務局より、資料3を用い、災害廃棄物処理における以下の事項に関する各構成員の本年度の取組状況について報告を行った。

- ・災害廃棄物処理計画の策定・改訂予定
- ・災害廃棄物処理に関する人材育成の取組状況
- ・今年度発生した災害への対応（支援・受援）

※ご意見等は特になし。

(5) 災害廃棄物処理に関する参考事項の調査報告

事務局より、資料4-1～4-6を用い、今後の行動計画の改訂に資する資料、広域連携に係る参考資料として以下の事項について、説明を行った。

- ・災害廃棄物処理に関する法体系（資料4-1）
- ・災害廃棄物処理に関する情勢の変化（資料4-2）
- ・九州ブロック内の廃棄物処理施設の状況（資料4-3）
- ・行動計画見直しの参考となる事項（環境本省が実施する各種検討会の資料、他の地域ブロック協議会で策定している行動計画等より）（資料4-4）
- ・災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策（資料4-5）
- ・仮置場開設時の感染症対策の実施状況（アンケート調査結果）（資料4-6）

事務局の説明に対し、下記のとおり意見交換が行われた。

[資料4-6について]

- ・新型コロナウイルス対策に関するアンケートは、現場だけでなく、本庁内や支援者などをマネジメントする側の対策や、災害対策本部等居室での対策については調査したのか。
→【事務局回答として】調査自体はアンケートでは行っていない。熊本県内の被災地では、県外からのボランティアを遠慮いただいていたため、県外からの移動はなかったと認識している。しかし、年末は人員不足から県外からの支援もあったと認識している。
環境本省など国からの支援側は、感染症対策は当然率先してやっているだろうとの前提に立っている。民間コンサルからの支援においては、本社で感染者が出た場合、派遣者が濃厚接触者でなくても、自主的に支援を一旦辞退されたケースもあったと聞いている。
- 事務所の入り口に温度センサーを設置していたとか、入退室の管理の記録を行っていた、といった対応事例はあったか。
→【事務局回答として】現在は、そういったところもあるかと思うが、当時はなかった。
→今後そういったことについて、構成員の皆さんの対応マニュアルへの反映等も考えていかないといけないという理解でよいか。
→【事務局回答として】仰るとおりと考えている。

(6) 令和2年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務に関する報告

事務局より、資料5を用い、令和2年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務に関する報告を行った。また、令和元年度の災害廃棄物処理計画作成支援等事業に関し、以下の課題について補足説明が行われた。

- ・令和元年度に55近い市町村の計画作成支援を行ったが、そのうち、策定に至った市町村は20%に留まっている。
- ・策定に至らなかった理由としては、仮置場の具体的な決定、管理者との意見調整、災害対策本部や地域防災計画とのすり合わせが未了というものがほとんどであった。

※ご意見等は特になし。

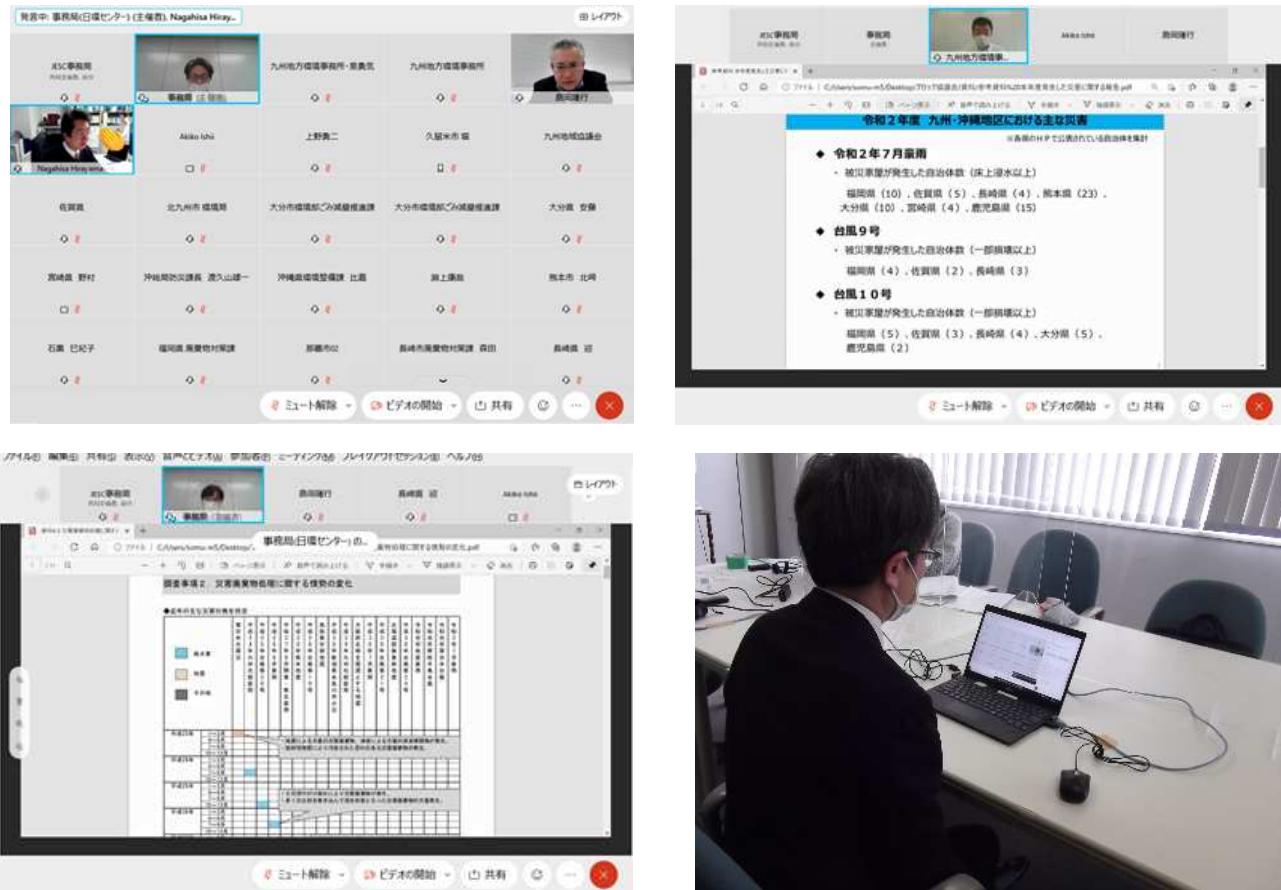
(7) 今後の方針について

事務局より、資料6-1～6-2を用い、行動計画に関する今後の改訂の方向性、及び2021年度以降のブロック協議会のあり方について説明を行った。

また、行動計画の改訂方針（案）をもとに、構成員の皆様からもご意見をいただいたうえで、次年度の出水期前に、行動計画の改訂事項の整理を行っておきたい旨、報告が行われた。

事務局の説明に対し、下記のとおり意見交換が行われた。

- ・【有識者からのコメントとして】行動計画の策定・改訂については、時代の変化、災害の様相の変化等もあることから、基本的に終わりはないものと考えるべきである。構成員の皆さんで意見を交わし、訓練や演習で活用を繰り返して自分たちが使いやすいものにしていく、との認識を持つ必要がある。
- ・【有識者からのコメントとして】九州ブロックにおいて、災害時に行動計画を発動させるための仕組みづくりが必要だと考える。

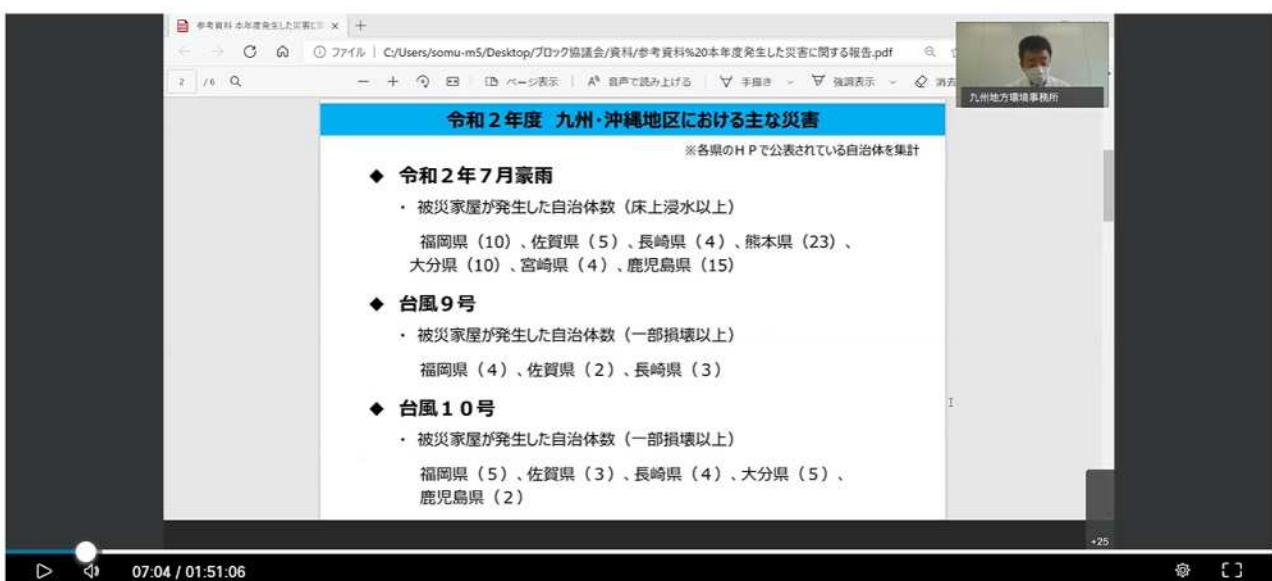


第12回協議会の様子

7. 欠席者向けの対応

本協議会はオンライン開催となったため、協議会欠席者に対しては、後日協議会の映像を視聴できるよう対応を行った。

第12回「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会…



欠席者向けの後日配信

第3章 災害廃棄物対策研修会の開催・運営

大規模な災害が発生した際に、被災した市町村が行う災害廃棄物処理が円滑に進むよう、自治体職員等を対象とした研修会「令和2年度災害廃棄物対策研修会」を開催した。研修会の開催概要は、以下のとおりである。

第1節 開催概要

1. 開催日時

令和3年3月3日（水） 13:00～16:00

2. 開催方法

オンライン開催（Cisco Webex Meetingsを使用）

3. 講演テーマと講師

(1) 講演1

【テーマ】 被災地（自治体）の取り組みについて

- 令和2年7月豪雨による災害廃棄物の処理 -

【講 師】 大牟田市 環境部 環境業務課 循環型社会推進担当 主査 安陪 昭彦

(2) 講演2

【テーマ】 専門家の支援活動

【講 師】 福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 准教授 鈴木 慎也

4. プログラム

当日のプログラムは以下のとおりである。

令和2年度 災害廃棄物対策人材育成研修 プログラム

13:00	接続開始
13:30	ガイダンス
13:40	主催者挨拶
14:00	◆ 講演 被災地（自治体）の取り組みについて — 令和2年7月豪雨による災害廃棄物の処理 — 【講演者】 大牟田市 環境部 環境業務課 循環型社会推進担当 主査 安陪 昭彦 ※質疑応答を含む
14:40	休憩（20分）
15:00	◆ 講演 専門家の支援活動 【講演者】 福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 准教授 鈴木 健也 ※質疑応答を含む
16:00	終了

第2節 開催結果

1. 参加者

研修会への参加組織は、表 3-2-1～表 3-2-2 のとおりであり、講師、事務局を除いて、参加者は 63 名であった。

表 3-2-1 研修会参加組織一覧

所在県等	参加者					
	県	市町村	一部事務組合	その他	合計	割合
福岡県	0 名	12 名	4 名	0 名	16 名	25%
佐賀県	1 名	2 名	1 名	1 名	5 名	8%
長崎県	1 名	4 名	2 名	0 名	7 名	11%
熊本県	0 名	8 名	2 名	0 名	10 名	16%
大分県	1 名	2 名	1 名	0 名	4 名	6%
宮崎県	1 名	7 名	0 名	0 名	8 名	13%
鹿児島県	0 名	9 名	0 名	0 名	9 名	14%
沖縄県	1 名	3 名	0 名	0 名	4 名	6%
合計	5 名	47 名	10 名	1 名	63 名	100%
割合	8%	75%	16%	2%	100%	

※ 講師、事務局は除いて集計。

表 3-2-2 研修会参加組織一覧

【参加者】

No.	所在県	所属先	所属部	所属課(室)
1	福岡県	北九州市	環境局循環社会推進部	循環社会推進課
2		福岡市	環境局循環型社会推進部	計画課
3		久留米市	環境部	資源循環推進課
4		中間市	環境上下水道部	環境保全課
5		春日市	地域生活部	環境課
6		大野城市	建設環境部	環境・最終処分場対策課
7		宗像市	市民協働環境部	環境課
8		古賀市	市民部	環境課
9		新宮町	なし	環境課
10		小竹町	農政環境課	環境係
11		大木町	なし	環境課
12		みやこ町	なし	住民課
13		筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	事務局	総務課 施設係
14		筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	事務局	事務局
15		大牟田・荒尾清掃施設組合	事務局	事務局
16		福岡都市圏南部環境事業組合	なし	施設課
17	佐賀県	佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課
18		唐津市	市民部	生活環境対策課
19		鹿島市	建設環境部	環境下水道課
20		佐賀県東部環境施設組合	なし	事業係
21		(一社) 佐賀県産業資源循環協会	なし	なし
22	長崎県	長崎県	県民生活環境部	資源循環推進課
23		佐世保市	環境部	環境政策課
24		平戸市	市民生活部	市民課 生活環境班
25		長与町	住民福祉部	住民環境課
26		時津町	福祉部	住民環境課
27		北松北部環境組合	事務局	総務課
28		北松北部環境組合	なし	事務局
29	熊本県	熊本市	資源循環部	廃棄物計画課
30		荒尾市	市民環境部	環境保全課
31		宇城市	市民環境部	衛生環境課
32		天草市	市民生活部	市民環境課
33		美里町	なし	水道衛生課
34		和水町	なし	税務住民課
35		大津町	住民福祉部	環境保全課

表 3-2-2 研修会参加組織一覧【続き】

【参加者】

No.	所在県	所属先	所属部	所属課(室)
36	熊本県	山都町	なし	環境水道課
37		有明広域行政事務組合	なし	業務管理課
38		上益城広域連合	なし	施設整備係
39	大分県	大分県	生活環境部	循環社会推進課
40		大分市	環境部	ごみ減量推進課
41		日田市	市民環境部	環境課
42		別杵速見地域広域市町村圏事務組合	なし	事業第2係
43	宮崎県	宮崎県	環境森林部	循環社会推進課
44		宮崎市	環境部	廃棄物対策課
45		延岡市	市民環境部	資源対策課
46		日向市	市民環境部	環境政策課
47		えびの市	なし	市民環境課 えびの市美化センター
48		綾町	町民生活課	生活環境係
49		高鍋町	町民生活課	町民生活課環境保全係
50		門川町	環境水道課	環境係
51	鹿児島県	阿久根市	なし	市民環境課
52		垂水市	なし	生活環境課
53		霧島市	市民環境部	環境衛生課
54		志布志市	なし	市民環境課環境政策室
55		大崎町	なし	住民環境課
56		南大隅町	なし	町民保健課
57		屋久島町	なし	生活環境課廃棄物対策係
58		喜界町	なし	町民税務課
59		知名町	なし	保健福祉課
60	沖縄県	沖縄県	環境部	環境整備課
61		那霸市	環境部	廃棄物対策課
62		沖縄市	市民部	環境課
63		中城村	なし	住民生活課

【講師・事務局】

No.	分類	所属先	所属部	所属課(室)
一	講師	大牟田市	環境部	環境業務課
一		福岡大学	工学部	社会デザイン工学科
一	事務局	環境省	九州地方環境事務所	資源循環課
一		(一財)日本環境衛生センター	西日本支局	

2. 講演等要旨

(1) 主催者挨拶

環境省 九州地方環境事務所

資源循環課

課長 白迫 正志

令和2年度災害廃棄物対策研修会をご案内申し上げましたところ、年度末のお忙しい中、又オンライン開催という形にも関わらず、多数ご参加を頂きまして誠にありがとうございます。

昨年も九州管内におきまして令和2年7月豪雨災害や台風襲来が相次ぐなど、災害が発生しております。近年全国的にも自然災害が発生しない年はないような感じになってきており、いつどこで災害が起こっても不思議ではない状態になりつつあります。自然災害発生のリスクが高くなってきているというように感じております。

こうした災害によって発生する災害廃棄物を適正かつ、円滑、迅速に処理をしていただくためには、まずは事前の備えとして災害廃棄物処理計画や処理マニュアル等の策定、より早く対応できるための訓練や人材育成が、平時からの取り組みとしてますます重要になってきていると思っております。

本日の研修会におきましては、こういった点を踏まえ、昨年の令和2年7月豪雨による災害廃棄物処理において、被災された自治体として実際に取り組まれたご経験等について大牟田市環境部環境業務課循環型社会推進担当の安陪主査から、また環境省が事務局となって運営をしております災害廃棄物処理支援ネットワーク・D.Waste-Netのメンバーでもあります、研究機関、学会の一員として、専門家としての立場からご支援をいただきましたご経験等について、福岡大学工学部社会デザイン工学科鈴木准教授から、それぞれご講演をいただく予定しております。講師の皆様方にはご多忙の中お引き受けを頂きまして、厚く感謝を申し上げます。

最後になりますが、本日ご講演いただく貴重な内容を、今後の災害対応の備えにつなげていただけますようお願い申し上げまして、主催者としての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。



主催者挨拶 白迫課長

(2) 講演 1

テーマ：被災地（自治体）の取り組みについて - 令和2年7月豪雨による災害廃棄物の処理 -

大牟田市 環境部
環境業務課 循環型社会推進担当
主査 安陪 昭彦

1) はじめに

・大牟田市の基礎情報

人口約 110,000 人 高齢化率が高い事が特徴

ごみ総排出量 年間約 3万8千トン

ごみ収集運搬 直営+委託

ごみ処理施設 RDF 化施設（一部事務組合）

地形の特徴

東：なだらかな山々

西：有明海に面している。

4つの二級河川が東から西へ流れる。



2) 災害の状況

・7月6日の豪雨状況：

100 mm/時が2時間継続、450 mm/日

・浸水被害区域：

市全域が浸水し、広範囲で床上・床下浸水被害

・浸水状況：

三川地区、大牟田駅周辺、旭町周辺、

大黒・新開町周辺、草木・田隈・甘木周辺

・土砂災害等の状況：

護岸損傷、竹林崩壊、土砂流入、県道・市道・農道被害等

・浸水後の災害ごみ：水が引いていない所で災害ごみが散乱している様子、水が引いた後の様子

・被害状況の概要

死者 2名、発災当時の避難者数 1,690 名（7月6日23時がピーク）

全壊から一部損壊合計 2,751 件



講演中の安陪講師

3) 仮置場の設置

・仮置場の配置場所

豪雨の翌日（7月7日）

協定を結んでいる（公社）福岡県産業資源循環協会へ支援要請

仮置場設置を協議：南部、中部、北部へ設置 開設は4日後（7月11日）と計画

7月8日

南部の浸水が解消し、事務所へ電話が殺到 建設会社から仮置場開設の依頼

→早急に仮置場の開設が必要と判断 建設会社の協力を得て南部仮置場を開設

7月9日

想定よりも早く、中部、北部の仮置場も開設

・旧船津中学校（先行して開設した南部の仮置場）配置図

運動場を本来は使用予定だったが、雨でぬかるんでおり使用不可

→校舎前のアスファルト塗装部分を使用

開設と同時に大量の廃棄物が搬入され、2日目で満杯になり閉鎖→代替地を開設

南部、中部、北部の3箇所に加え、1箇所市で収集した廃棄物専用の仮置場を設置

高齢者等、自分で仮置場へ搬入できない場合は、市が収集を実施

家電4品目を洗浄するための仮置場を新たに設置（2次仮置場的）

・仮置場搬入台数の推移

発災直後、いっきに搬入量が増加（およそ10秒に1台のペース）

7日目で全体の50%受入、19日目で全体の80%受入

→発災直後の数日でいかに対応できるかが重要

・仮置場での災害廃棄物受入期間：発災から1カ月程度で仮置場は1箇所となった。

・仮置場の管理体制：管理運営委託先が複数の場合、役割分担に違いがあり混乱が生じる。

4) 廃棄物の発生状況

・災害廃棄物の発生量

床上浸水（約1,400～1,600件）から片付けごみ約5,000トン発生：平時の1.5カ月分

全壊～半壊家屋（約1,100件）から約16,000トンの家屋解体廃棄物発生予測

・片付けごみ（床上浸水により発生した廃棄物）の発生量とその種類

可燃物が53%→仮置場においていかに可燃物を上手くさばくかが重要

・仮置場②諏訪公園駐車場での具体的な配置

可燃物、家具類、不燃物、タイヤ、家電4品目、畳、マットレス、布団、

ガラスくず等、危険物

5) 廃棄物の処理

・災害廃棄物の処理先と優先順位：市内→県内→県外 県外処理は実施していない。

・災害廃棄物の処理フロー

・可燃ごみの処理フロー

可燃ごみは最も処理が大変であり、時間を要した。

各仮置場で可燃ごみの状態に違いが生じたので、それぞれ二次処理が必要となった。

受入自治体の処理施設に合わせた、破碎や選別等の処理が必要（搬入サイズや混合物除去）

・可燃物に混入していた不燃物

チャイルドシート、こたつのヒーター、プリンター、スコップの先

・仮置場での可燃物の手選別

・仮置場（手鎌北町公園）での横持ち・粗破碎

6) 課題

①仮置場をいつ開設するか？

対応策：浸水解消後すぐに開設

準備の時間はないので、優先順位を決めておく。

開設が遅れると市内にごみが散乱し、回収が更に大変になる。

②仮置場を何ヶ所設置するか？

対応策：可能な範囲で複数設置

仮置場を複数設置した場合、市民のデメリットはほとんどない。

行政のデメリット（資機材、人材、コスト等）をどれだけ妥協できるか。

管理委託業者とも事前に協議

③仮置場の受入基準の設定は？

対応策：受け入れない産業廃棄物を明確に。

④廃棄物の処理先がない！

a. 混合可燃ごみ

対応策：不燃物混入防止の徹底

他自治体の搬入基準を確認しておく。

ただ、仮置場を早急に設置しながら、不燃物混入防止の徹底は難しい。

b. マットレス、ソファ

対応策：金属回収業者に重機と手作業との分別解体を委託

対応可能な産廃業者は少ないので、別の手段の検討も必要

c. 廃塗料・油

対応策：特例届出により産廃処理施設を活用

処理可能な産廃業者が少なく、業者が立地する自治体によって手続きが異なるので、時間を要する。早めの手続きが必要

【参加者からの質問①】

仮置場の設置状況、搬入可能物等の情報をどの様に市民の方に周知したのか。

→【回答】ホームページ、メール（愛情ねっと）等のSNS、ラジオ（FMたんと）

【参加者からの質問②】

廃棄物の集積に際し、土壤汚染などに配慮した対応はあったか。

→【回答】土壤汚染で気になるのが、油や危険物だと思う。ストーブも多く出た。

仮置場となった公園に、コンテナを設置し、油やガラスはその中に分けて入れる対応を行った。下に何かを敷いてはいない。仮置場の使用が終了した後に、ある程度土壤を深く掘り下げて撤去した。

【参加者からの質問③】

災害発生前の想定と最も相違していた点や、事前の計画との相違点があったか。

→【回答】可燃物に不燃物が混入すると、こんなにも処理が大変になるというのが想定と違った部分。処理を支援していただいた自治体の処理能力と処理条件に合わせてい

くのが非常に難しくなる。二次処理が必要になり、仮置場のスペースや重機の数等、様々な条件が絡んでなかなか処理が進まなくなる。分別の徹底の必要性が想定と違った部分。

【参加者からの質問④】

家電4品目についてどのように処分したのか。

→【回答】通常の家電処理ルートに流した。

手順は、仮置場で受入→別の仮置場に集約し洗浄→リサイクル券を貼り引取り所へ
家電4品目は搬入量の制限があり、かなりの期間を要するので注意が必要。

【参加者からの質問⑤】

仮置き場への配置人数、直営か委託かなどの概要について。

→【回答】市の職員が受付を担当、委託業者に中の分別を依頼。したがって、直営と委託の両方であった。人数については資料がないので具体的な数は分からぬが、搬入量に合わせて増減を行った。仮置場を複数設置したので、市の職員のみでは手が足りず、近隣の自治体に協力を要請した。

【参加者からの質問⑥】

個人商店や中小企業から排出される災害廃棄物の受け入れ判断基準について、詳しく知りたい。

→【回答】平時から大牟田市は産業廃棄物の併せ処理を行っており、一般家庭から出るものと同程度の量、質のものと規定している。この基準を適応した。

【参加者からの質問⑦】

被災した自動車はあったか、また、仮置場は別に設置したか。

→【回答】被災した自動車はなかったので、仮置場は設置していない。

【参加者からの質問⑧】

仮置場開設時間(9:00～16:00)外の受け入れ要請の状況と、対応について苦慮した点はあったか。

→【回答】時間外の受け入れ要請が来て、問題になったことはない。

発災直後、最初に開設した仮置場は夜遅くまで開けていた。

【参加者からの質問⑨】

市役所内の職員体制について、既存の部署だけで対応したか。

→【回答】仮置場に多くの人員を投入し、事務所も電話対応が必要。仮置場、収集運搬、事務所の対応という体制を取った。仮置場の対応人数が不足したため、他の部署からの応援体制を取った。

【参加者からの質問⑩】

仮置き場搬入時に本人確認等は実施したか。

→【回答】ある程度落ち着いてから、車のナンバー、住所、搬入者名を受付けで確認し、名簿

を作成した。搬入当初は余裕がなく実施していない。仮置場廃止後、施設への直接搬入の場合は罹災証明の提示を求めた。

【参加者からの質問⑪】

仮置き場の管理運営で建設業者と資源循環協会では差異はあったか。

→ 【回答】協会には受入から処理までを依頼、建設業者には仮置場の受入のみを依頼
建設業者が管理運営を行った仮置場は、市が搬出、処理を管理するという体制

【参加者からの質問⑫】

災害の補助請求の査定時に求められる浸水状況写真について、自治体職員は、避難所対応や職員の安全確保の観点から自身での撮影が困難だと思うが、資料 p5～9 のような写真は市職員の撮影か。

→ 【回答】ほぼ職員が撮影したもの。

確かに写真を撮るのが難しいので、査定の際に色々な職員が撮った写真をかき集めた。

(3) 講演2

テーマ：専門家の支援活動

福岡大学 工学部
社会デザイン工学科
准教授 鈴木 慎也

1) はじめに

昨年7月の熊本での豪雨における活動内容を中心報告します。

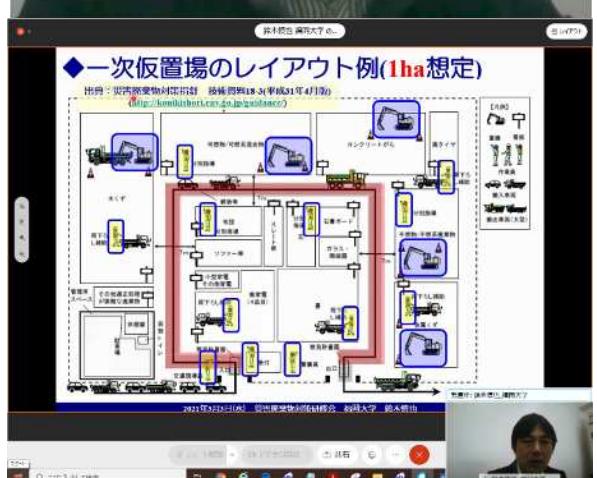
普段は災害廃棄物処理に関する研究を行っており、自治体の皆さんにはアンケート調査をお送りお世話になっております。

今日は少しでも皆さんのお役に立てる様、普段の研究内容についても報告いたします。



2) 廃棄物循環循環学会による支援

- ・災害廃棄物処理支援の全体像
- 専門家による平時の支援オプション
 - 研修実施支援、支援者の育成・レベルアップ
 - 専門家による災害発生時支援オプション
 - 記録を撮る（写真等）



講演中の鈴木講師

3) 現地視察報告（人吉市・芦北町）

- ・令和2年7月豪雨における支援の概要
 - 7月6日から10日までの支援説明
 - 仮置場の視察、災害廃棄物発生量の推計を実施
- 人吉市
 - ・人吉市の初動対応

広大な場所（10ha）に仮置場を設置 事前の計画とは異なる場所への設置

7月4日（土）早朝豪雨発生、7月6日（月）には市長の希望により仮置場を開設

足場の整備遅れ、住民への周知困難等の課題に遭遇 初動期は搬入車両が20秒に1台

- ・人吉市の仮置場：2種類のレーン（混載と分別済み）を使用
- ・ファーストレーン採用による分別促進：すでに分別済みの車両はファーストレーンへ
- ・メディアと連携した情報伝達支援：広報のあり方が今後の課題

芦北町

- ・芦北町の初期対応：6箇所の仮置場を開設（最大でも1ha）
- ・芦北町の仮置場の様子
 - 敷地が狭いので管理が行き届かず、搬出が遅れたり、渋滞が発生した仮置場もあった。
- ・一次仮置場のレイアウト例（1ha想定）
 - 動線を確保（面積の半分程度）、初期対応で適正な人材、重機の確保は困難な部分もある。

- ・仮置場の面積規模別の設置箇所数（熊本地震）

1 ha は相対的に広い方、実際には面積が 1/10 程度の仮置場も存在した。

面積が狭くなれば、管理運営も大変になる。

- ・あちらを立てればこちらが立たず

広大な仮置場を 1 箇所設置するか、小さめの仮置場を数箇所設置するか。

それぞれ、メリット、デメリットが存在する。

小さめの仮置場で、適切な人材、重機の確保ができなければ、混合ごみの体積になる恐れがあり注意が必要。

- ・他の様々な要因への配慮：道路の寸断など。

- ・被災家屋周辺の状況（人吉市）

誰が片付けるべきか分からない、空き家のごみ→しばらく放置される。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響は？：人手確保が困難、絶対的な人数不足

- ・防衛省・自衛隊との連携強化（定期回収）：大型廃棄物の回収、進入が困難な場所からの回収

4) 災害廃棄物処理の組織体制

- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）

- ・組織体制をどう組んでいくか？

自治体が実施主体、県、環境省、協会等が支援に入る。

初期対応の良し悪しは、実施主体にかかっている。

- ・平時における職員数の分布：人口規模が小さくなるほど、廃棄物担当職員は少ない。

- ・平時における職員数に対する認識：中・小規模の自治体では、平時でも人手が確保できない。

- ・平時における外部依存度：一部事務組合、民間委託が多くあり、災害時の対応検討が必要。

- ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）：実施主体に直接支援を行う。

5) 災害廃棄物発生量の推計

- ・災害廃棄物発生量・仮置場の必要面積の推計：過去水害の解体率をもとに推計

- ・名古屋大学平山修久先生の研究に基づく災害廃棄物量の推定方法

- ・水害対応の難しさ：廃棄物を含む土砂や流木があり、推計値が合わない。

- ・災害廃棄物発生量の推計について：被災家屋数のみに基づいている。

- ・災害廃棄物情報プラットフォーム：国立環境研究所による災害廃棄物処理の支援サイト

6) まとめ

○廃棄物資源循環学会では、平時にも災害発生時にも支援を行っている

○まず一次仮置場の管理運営が大事：人手、重機の確保、必ず動線を死守する。

○支援策には多くの改善点がみられる。

○災害廃棄物発生量の推計には課題が多い。

【参加者からの質問①】

総務省で「応援職員の派遣システム」があるにも関わらず、環境省が人材バンクを行うのは縦割りではないか。「職員派遣システム」があるのに、なぜ環境省が個別に作るのか知りたい。

→【回答】確認不足で推測の発言になって恐縮だが、廃棄物処理が非常に特殊な知識と経験と技能が要求されるような業務であり、災害廃棄物の処理を経験するという機会がめったにないので、その非常にコアな課題に適格に答えられる人材を確実に確保しようという狙いを持っているのではと推測している。(鈴木准教授)

総務省の災害派遣応援システムについても、被災家屋の調査等かなり専門的な知識が必要であり、登録し、派遣するシステムになっている。応援職員が様々な省庁から来ると受け入れる側が困る。職員を出す自治体も、受け入れる側の自治体にとっても一本化してもらわないと困る。環境省でも検討を総務省として欲しい。

→【回答】総務省の枠の中では、被災自治体において必要な災害廃棄物処理支援に的確な方の派遣という形に少しなっていない部分もあると考えている。

災害廃棄物処理というのは、かなり専門的、特殊な部分もあるので、被災自治体に的確に支援ができるという方々を派遣し、支援に入っていただきたいということで、制度自体は出来たばかりである。

自治体からの推薦も得ながら名簿を作成しており、名簿に登録されている方々は、過去の災害において災害廃棄物処理を経験された方や、支援に行った方々である。得意な分野、専門的な分野を登録していたかと思うので、適時、被災された自治体が名簿を見て、派遣希望の方を要請していただく制度になっているので、ご理解をいただければと思っております。

九州地方環境事務所としても、災害時における九州ブロックの行動計画を策定し、今、改訂をしようとしているところである。この中にも、この制度についてどういった形で整理をしていくか記載をしようと思っているので、ご理解を頂ければと思う。(九州地方環境事務所 白迫課長)

確かに専門的な知識は必要だと思うが、被災家屋の調査はまさに専門的である。総務省のシステムでは、災害が発生したら自動的に派遣しますと向こうからおそらく来る。今の環境事務所の説明では、こちらが別に要請をしなければならない。被災した自治体としては一つのことで、人が派遣される方が良いと思う。総務省のシステムも専門的な部分を全て含めたところで、各自治体が推薦を出す、やっている事は同じ。別々に行われると、応援を出す側も受け入れる側も困ってしまう。環境省と総務省で話をし、一本化してください。

→【回答】今回、熊本県に入った時、県庁の災害対策本部が設置されたところにより、そこに各省庁が一堂に集まり体制を組んでいた。公式な会議もあるが、非公式な会議も少なくとも一日に一回は開催されているような状況だった。これは私が見た印象ではあるが、極力縦割りの弊害が起こらないように、できるだけ色々な省庁とコネクションを作り、連携強化しようという動きを感じた。では、上手く情報共有ができているかというと、資料が全て紙ベースであり、手元に資料が届かない等、実態としては難しい部分もあり、確かにご指摘の事はまだまだ課題である。問題意識自体は、省庁の方々、特に総務省の方々は重々に認識している部分だろうと思うが、実情はまだまだついて来ていないと感じた。

学会も色々な学会が独自に動いてしまっている部分もあるが、学会同士で連携をしながら支援体制を作っていくという動きもある。国の研究所が、様々な支援情報を一本化し、情報共有ができる仕組みを作ってきてている。そういう連携が強

化され、一本化できる仕組みというのは少しづつだが、進みつつある。

最終的には総務省流れで上手く一本化し、支援ができる仕組みが理想だらうと思うので、我々も改善できる努力をしたいと思う。（鈴木准教授）

【参加者からの質問②】

本市では、市域の状況などから仮置場の選定に大変苦慮している。（公有地、民有地においても適切な面積を有する土地が確保できない。）そのような中、選定の検討を続けているが、災害は広域的に及ぶことが多く、仮置場の選定・設置については、各市町村単位で検討・設置するより、ある一定の広域的な検討が必要・適正ではないかと考えている。そのような仮置場の選定についての支援（都道府県への働きかけなど）について、何か見解があるか。（本市の位置状況は、福岡市、春日市、太宰府市など、近隣に隣り合わせで密接しており、居住区域や商業区域が広範囲に広がっている。）

→【回答】熊本地震の際も、熊本県が主導となり二次仮置場が設置され、二次仮置場については広域的な動きが起こっている。一次仮置場まで広域的な対応ができるかと言うと、所有者の許可が得られることが前提となるので、現実としては難しい。ただ、意見はもっともので、我々を含め、皆が共通認識として持っている課題だろう。

広域災害の場合は、船を使用し海上輸送し、被災していない、被災適度が相対的に小さい都道府県に受け入れを要請するということが実際に起こり得ると思う。そうすると、広大な敷地の仮置場が確保できなくても、なんとか処理できる。

広域災害の場合は、都道府県のエリア範囲内だけで考えるより、より広域的な処理を進めることができが現実的な選択肢としては大事かもしれない。

ただ、仮置場の設置は非常に難しく、避難所、仮設住宅の候補地としても競合し、優先順位的には低く見積もらざる負えない。仮置場の敷地確保は非常に難しい。

第4章 協議会関連 調査・検討事項

平成29年度に取りまとめた行動計画は、平成30年度から改訂・見直しに向けての検討を行い、令和2年3月に改訂を行った。行動計画は、災害廃棄物処理に関する法体系や情勢の変化、処理施設の確保等によるブロック内の処理の方向性の変化等に合わせて見直しを行っていくこととしているため、以下の事項について情報収集を行い今後の改訂に資する資料としてとりまとめるとともに、広域連携に係る参考資料として協議会を通じて構成員と情報共有を行った。

第1節 災害廃棄物処理に関する法体系

災害廃棄物処理に関する法体系について、以下の内容について概要の整理を行った。

○ 関連法

- ・災害対策基本法
- ・大規模災害からの復興に関する法律
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法
(国土強靭化基本法)
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・首都直下地震対策特別措置法

○ 災害時の廃棄物対策に係る法体系

◇ 廃棄物処理法に基づく平時の備え

- ・(廃棄物処理法第2条の3) 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則
- ・(廃棄物処理法第4条の2) 非常災害時における連携及び協力の確保
- ・(廃棄物処理法第5条の2) 基本方針に定める事項
- ・(廃棄物処理法第5条の5) 都道府県廃棄物処理計画に定める事項
- ・(廃棄物処理法施行規則第1条の2の2第5号) 都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加
- ・(平成28年1月21日 環境省告示第7号 五 2(1)市町村の役割(抜粋)) 廃棄物処理法の基本方針
- ・(廃棄物処理法第22条) 国庫補助
- ・(廃棄物処理法施行令第25条) 国庫補助

◇ 廃棄物処理法に基づく特例措置

- ・(廃棄物処理法第9条の3の2) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例
- ・(廃棄物処理法施行規則第5条の10の3) 非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議
- ・(廃棄物処理法第9条の3の3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例
- ・(廃棄物処理法施行規則第5条の10の4) 非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出
- ・(廃棄物処理法施行令第5条の6の2) 法第9条の3の3第2項等の政令で定める事項
- ・(廃棄物処理法第15条の2の5第2項) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例(非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加)

- ・(廃棄物処理法施行令第4条及び第4条の3関係)非常災害における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準
 - ・(廃棄物処理法施行規則第1条の7の6関係)一般廃棄物の処理等の再委託に関する基準の整備
 - ・(廃棄物処理法施行規則第2条第1号、第2条の3第1号)一般廃棄物処理業の許可を要しない者の追加
 - ・(廃棄物処理法施行規則第2条第14号、第2条の3第10号、第9条第14号、第10条の3第10号、第10条の11第6号、第10条の15第4号)緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようとする特例
- ◇ 地方自治法に基づく市町村から都道府県への事務委託
- ・(地方自治法第252条の14)事務の委託
 - ・(地方自治法第252条の2)連携協約(抜粋)
 - ・事務委託の必要性の考え方
 - ・事務委託に伴う留意点
 - ・過去の事例(岩手県、宮城県、熊本県益城町等)
- ◇ 災害対策基本法に基づく環境大臣による処理指針の策定
- ・(災害対策基本法第86条の5)廃棄物処理の特例[指定災害廃棄物の処理に関する指針の策定]
- ◇ 災害対策基本法に基づく環境大臣による廃棄物の処理の代行
- ・(災害対策基本法第86条の5)廃棄物処理の特例[環境大臣による廃棄物処理の代行]

詳細は、巻末資料1に掲載のとおりである。

第2節 災害廃棄物処理に関する情勢の変化

東日本大震災以降、毎年のように地震や水害等の災害が発生しており、こうした経験に基づき、環境省において災害廃棄物処理に関する検討や取組が進められている。

そこで、近年の主な災害の発生状況とともに、環境省で整備された指針、マニュアル、制度や、災害廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を進める目的に開催されてきた災害廃棄物対策推進検討会における検討内容、成果等について整理を行った。

詳細は、巻末資料2に掲載のとおりである。

表 4-2-1 指針、マニュアルの策定・改定、制度制定等に関する動向

時期	内容
平成 24 年度 以前	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生省防災業務計画」の策定 ・震災廃棄物対策指針の策定 ・「大都市圏災害廃棄物処理計画策定の手引き」の策定 ・「水害廃棄物対策指針」の策定 ・「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」の策定
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備計画の改定（災害対策の強化） ・巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間とりまとめ）策定 ・災害廃棄物対策指針の策定 ・災害対策基本法の改正
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会等の設置・運営 ・循環型社会形成推進交付金における災害廃棄物処理体制の強化 ・巨大災害発生時における災害廃棄物対策スキームについて
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・関東地方環境事務所及び中部地方環境事務所に「巨大災害廃棄物対策専門官」を新たに配置 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律 ・「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」の発足 ・「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の策定 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法に基づく基本方針）」の変更 ・廃棄物処理システムの強靭化に資する施設整備等への財政的支援の拡充 ・災害廃棄物処理情報サイトリニューアル
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に災害廃棄物対策室を新設 ・東北、近畿、中国四国、九州地方環境事務所に「災害廃棄物対策専門官」を新たに配置
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策指針本編の改定
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備計画の改定 ・アジア・太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドライン ・「災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル」策定 ・技術・システム検討ワーキンググループにおける検討結果（一般廃棄物処理施設の被災リスクを考慮した処理可能量の算定、グッドプラクティス、バッドプラクティスの整理）
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害廃棄物対策指針 資料編」の改定 ・「災害時的一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」策定 ・「災害廃棄物処理支援員制度」制定 ・災害廃棄物処理計画策定状況の公表
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」策定

第3節 九州ブロック内の廃棄物処理施設の状況

災害廃棄物処理のブロック内連携を検討するに当たり、構成員間の情報共有を目的として、九州ブロック内の廃棄物処理施設についてリスト化を行った。リストについては、電子データにて構成員限りの配布とした。

1. 一般廃棄物処理施設

環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査（施設整備状況の平成30年度調査結果）」に基づき、九州ブロック内の一般廃棄物処理施設（焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設、燃料化施設、最終処分場、し尿処理施設）について整理を行った。

各施設別に整理を行った項目は、下表のとおりである。

表 4-3-1 一般廃棄物処理施設の整理事項

施設の種類	整理事項	
	共通事項	各施設固有の事項
焼却施設		処理能力 炉数 余熱利用 処理対象物 施設の種類 炉形式
粗大ごみ処理施設	所管自治体 施設名	処理能力 処理対象物 施設の種類
資源化施設	稼働開始年 運転管理体制 施設の改廃	処理能力 処理対象物 施設の種類
燃料化施設	年間処理量 処理方式	処理能力 処理対象物 施設の種類
最終処分場		処分場容量 処分場残余容量 埋立状況 処理対象物 施設の種類
し尿処理施設		処理能力

2. 産業廃棄物処理施設

本協議会の構成員である（公社）全国産業資源循環連合会九州地域協議会の協力のもと、九州ブロック内各県の産業資源循環協会より協会員のリストの提供を受け、九州ブロック内の産業廃棄物処理業者（中間処理、最終処分）について整理を行った。整理を行った項目は、下表のとおりである。

表 4-3-2 産業廃棄物処理施設の整理事項

施設の種類	整理事項					
	共通事項		取扱品目			
産業廃棄物 処理施設	事務所の所在地 電話番号 施設の所在地 許可の種類 処理方法	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉛さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物				
特別管理 産業廃棄物 処理施設		廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、指定下水汚泥（特定有害物質を含む）、鉛さい（特定有害物質を含む）、廃石綿等、燃え殻（特定有害物質を含む）、ばいじん（特定有害物質を含む）、廃油（特定有害物質を含む）、汚泥（特定有害物質を含む）、廃酸（特定有害物質を含む）、廃アルカリ（特定有害物質を含む）、その他				

第4節 行動計画見直しの参考となる事項

今後の行動計画の見直しに際し、環境本省が実施する各種検討会の資料、他の地域ブロック協議会で策定している行動計画等において、参考となり得る事項について調査を行った。

本調査については、過去の協議会から継続的に行われていることから、既調査分からの追加事項として新たに抽出した。詳細は、巻末資料3に掲載のとおりである。

表 4-4-1 行動計画見直しの参考となる事項

区分	参考文献・事例	参考となる事項
他の地域ブロック協議会で策定された行動計画等に記載されている内容	支援チーム運営マニュアル [大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会]	①平時に共有する情報の規定 ②支援チーム設置手順等 ③支援チームの活動内容 ④支援チームへの派遣検討依頼文書様式 ⑤支援チームへの派遣要件
	災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（災害応急対応時）概要版 [大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会]	・広域連携計画の概要版
	近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 第2版（令和元年7月） [大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会]	・情報伝達訓練に係る「様式集」
実際の災害時ににおける、行動計画に基づいた対応の実例	災害廃棄物対策東北ブロック協議会 令和元年度第2回会議資料 [大規模災害時廃棄物対策東北ブロック協議会]	①令和元年台風第15号・第19号における関係機関との連携 ②令和元年台風第15号・第19号における地域ブロック行動計画の発動の実例（関東ブロック、中部ブロック）
	第2回 平成30年度災害廃棄物対策推進検討会資料 [環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室]	・支援体制・支援方法
	第2回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会資料 [環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室]	①関係者（受援側・支援側）の役割、広域連携の手順 ②派遣計画の検討
国が公表している資料等に記載されている内容	災害廃棄物対策指針（技術資料改定） [環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室]	①災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）（技術資料8-1） ②受援体制の構築について（技術資料8-3）
	市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き [環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所]	・民間事業者団体の連絡先一覧（D.Waste-Net関連、廃棄物処理関連、リサイクル関連等）
	災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル [環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室]	①発災後の行動に関する時間軸の目安 ②現地支援時の環境省及びD.Waste-Netの役割 ③現地支援チームの情報共有用の様式例
	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き [環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室]	①発災後の行動に関する時間軸の目安 ②情報共有に係る項目及び様式

第5節 災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、廃棄物分野においても、感染防止に関する種々の対策が取られるようになったことから、災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策について情報を収集し、以下の資料・通知等について概要を整理した。

【国関係資料】

- ・廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
- ・廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）
- ・廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A
- ・廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）
- ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画作成例
- ・感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【大阪府堺市】
- ・感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町】
- ・感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【中核市A市】
- ・新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果の概要
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年5月1日）
- ・新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について～避難所を運営されている方々へ～
- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて
- ・新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方
- ・新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方～家庭ごみを出すときに心がける5つのこと～
- ・新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について～避難所に避難されている方々へ～
- ・医療機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について
- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
- ・宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ
- ・ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策
- ・廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（第2版）

【ボランティア関係団体資料】

- ・コロナ禍での多様な被災者支援主体による連携（三者連携）
- ・新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点
【第1版】
 - ・社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第1版】
 - ・新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～
 - ・災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン～【第1版】

【自治体資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対応避難所運営訓練結果報告書
- ・荒川区災害廃棄物等処理方針

【(公社) 全国産業資源循環連合会資料】

- ・産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

詳細は、巻末資料4に掲載のとおりである。

第6節 仮置場開設時の感染症対策の実施状況（アンケート調査結果）

新型コロナウイルスの感染拡大以降、令和2年7月豪雨が発生し、九州管内で被災した市町村では、災害廃棄物処理対応においても感染症対策が検討・実施されたと考えられる。そのため、令和2年7月豪雨において仮置場を設置した26市町村を対象に、「仮置場開設時の感染症対策の実施状況」についてアンケート調査を行った。

1. 調査対象

令和2年7月豪雨において仮置場を設置した、九州管内の26市町村を対象とした。
うち、23市町村（88%）より回答を得た。

2. 調査内容

下記の点について調査を行った。

問1：仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、現場での運営に係る職員に向けて、実施した内容

- ・職員の装備
- ・仮置場内に設置したもの
- ・運営上のルール
- ・対策の周知方法
- ・その他実施した内容
- ・対応を実施して課題と感じた点、今後改善したい点

問2：仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、仮置場への搬入者（市民、収集運搬業者、ボランティア等）に向けて、実施した内容

- ・搬入時のルール
- ・対策の周知方法
- ・その他実施した内容
- ・対応を実施して課題と感じた点、今後改善したい点

問3：仮置場の運営時に、関係者に新型コロナウイルス感染者（又は濃厚接触者）が発生した場合の対応等

- ・感染者（又は濃厚接触者）の発生に備えた対応方法の準備の有無
- ・[有の場合]感染者（又は濃厚接触者）に対し、想定していた対応
- ・[有の場合]仮置場の運営再開のために想定していた方針
- ・[有の場合]仮置場休止期間中の災害廃棄物対応の想定
- ・[無の場合]運営上生じた問題等
- ・対応を実施して課題と感じた点、今後改善したい点

3. 調査結果

（1）仮置場運営職員向けの対応について

問1（仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、現場での運営に係る職員に向けて、実施した内容）については、以下のような結果であった。

- ・マスク着用は全ての自治体において、手袋の着用もほとんどの自治体において行われていた。一方、フェイスシールド、マウスシールド、ゴーグルなどの着用は、一部の自治体に留まっていた。
- ・半数以上の自治体において、仮置場内に消毒液が設置されていた。体温計も約3分の1の自治体で設置されていた。
- ・調査対象23自治体中、19自治体では、運営上の何らかのルールが設定されていた。
- ・運営上のルールを設定していた19自治体のうち、対策の周知を行っていた自治体では、ほとんどの自治体において、当日の作業開始前、もしくは現場で適宜指導という形で周知されていた。
- ・仮置場対応が夏場という時期もあり、熱中症対策の方が優先された自治体が多くみられた。

（2）仮置場への搬入者向けの対応について

問2（仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、仮置場への搬入者（市民、収集運搬業者、ボランティア等）に向けて、実施した内容）については、以下のような結果であった。

- ・搬入者向けに何らかの対策が取られている自治体が多く、マスク着用を求める対応は、対策を取ったすべての自治体で実施されていた。検温、消毒、入場者の記録等の実施は、少數の自治体にとどまっていた。
- ・搬入者向けの対策を取った自治体の周知の方法としては、現場で行ったケースが多かった。特段周知を行っていない自治体も多く、現場で必要に応じて要請したケースも多かったとみられる。
- ・搬入者向けの対応を実施しつつも、仮置場での迅速な対応との両立が難しい側面もみられた。

（3）仮置場への搬入者向けの対応について

問3（仮置場の運営時に、関係者に新型コロナウイルス感染者（又は濃厚接触者）が発生した場合の対応等）については、以下のような結果であった。

- ・ほとんどの自治体では、感染者（又は濃厚接触者）の発生に備えた対応方法が想定・準備されていなかった。
- ・対応が想定されていた自治体において、感染者（又は濃厚接触者）が発生しても必ずしも

仮置場の休止とはせず、別の職員や委託等により運営を継続する方向で検討されていたところもみられた。

- ・ 災害対応を行っていた時期には、九州ではさほど感染が拡大していなかったこともあり、感染者（又は濃厚接触者）発生への想定・準備がなかった自治体においても、運営上の問題やトラブル等が生じた事例の報告は特になかった。
- ・ 今後のこととして、感染者が多く発生している状況での仮置場開設・運営となった場合に備えた、対応の想定・検討の必要性（仮置場休止時のバックアップの想定、災害廃棄物処理計画への感染症対策の記述など）を感じていた自治体もみられた。

詳細は、巻末資料5に掲載のとおりである。

第5章 行動計画の今後の改訂方針

現行の行動計画は、熊本地震時の対応状況を踏まえて作成したものであったが、その後数多くの災害が発生し、新たな知見を得てきたほか、環境省では、これまでの防衛省と連携した活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO 等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携対応マニュアルの作成や、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援していただくことを目指すことを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度」の策定（令和2年3月27日から施行）など、災害廃棄物処理に関する新たな取組も進められている。

本協議会においては、こうした新たな知見や取組、九州地方環境事務所が実施してきた市町村向けの災害廃棄物処理計画作成支援事業の中で把握された課題・成果等をもとに、行動計画に反映させていく必要がある。

こうした背景を踏まえ、現行の行動計画で実態にそぐわなくなった事項については早急の改訂を目指すとともに、協議を深めながら改訂したほうが望ましいと思われる事項は、時間をかけて精査しながら改訂を図っていくこととする。

具体的には、以下の事項について構成員からの意見聴取を行い、改訂について検討していくこととする。

➤ 【用語の解説】

➤ 第5章 災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築

- ・ 第1節 3. ブロック内連携体制
- ・ 第3節 1. 九州ブロックにおけるネットワークの構築
 - 表5-3-1 九州ブロック協議会構成員
- ・ 第3節 3. 想定される支援の内容
 - 表5-3-3 支援内容例（九州地方環境事務所）
 - 表5-3-4 支援内容例（被災県）
 - 表5-3-5 支援内容例（支援県、市町村ほか）
 - 表5-3-6 支援内容例（九州地方整備局）
 - 表5-3-7 支援内容例（産業資源循環協会）
- ・ 第4節 1. 構築する連携体制
 - 表5-4-1 被災規模に応じた災害廃棄物処理対応
 - 表5-4-2 県内での連携による関係者の役割
 - 表5-4-3 ブロック内連携による（チーム立ち上げ前）
 - 表5-4-4 ブロック内連携による（チーム立ち上げ後）
 - 図5-4-2 九州ブロック内連携・・・チームの立ち上げ
 - 図5-4-3 広域連携チーム・・・支援に関する調整
 - 図5-4-4 九州ブロック内連携・・・体制図
 - 表5-4-6 図5-4-4 補足説明
- ・ 第4節 2. 連携体制構築までの流れ

図5－4－6 発災後の各関係者の対応例（概略）

- ・ 第4節 3. ブロック内連携を行う際の連絡先
 - ・ 第4節 4. ブロック内連携以外の支援の動き
　　表5－4－8 九州ブロック内災害時支援協定
 - ・ 第5節 情報の一元化及び共有
　　表5－5－1 広域連携チームに・・・主な情報例
 - ・ 第6節 災害廃棄物の運搬ルート・運搬手段等の確保方針
　　3. 船舶による運搬
 - ・ 第8節 他地域ブロックとの連携
 - ・ 第9節 広域連携に当たっての教訓・課題
- 行動計画の改訂に準じて、行動計画を具体的に実践するための「マニュアル（令和2年3月改訂）」も改訂について検討
- 後方支援体制についても、行動計画（マニュアル）への反映を検討

【巻末資料】

1. 災害廃棄物処理に関する法体系
2. 災害廃棄物処理に関する情勢の変化
3. 行動計画見直しの参考となる事項
4. 災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策
5. 仮置場開設時の感染症対策の実施状況（アンケート調査結果）

卷末資料 1 災害廃棄物処理に関する法体系

I 関連法

法 律	災害対策基本法
概 要	<p>この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>

法 律	大規模災害からの復興に関する法律
概 要	<p>東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。</p>

法 律	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 (国土強靭化基本法)
概 要	<p>基本法の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆ぜい弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。</p>

法 律	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
概 要	<p>この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>

法 律	首都直下地震対策特別措置法
概 要	この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

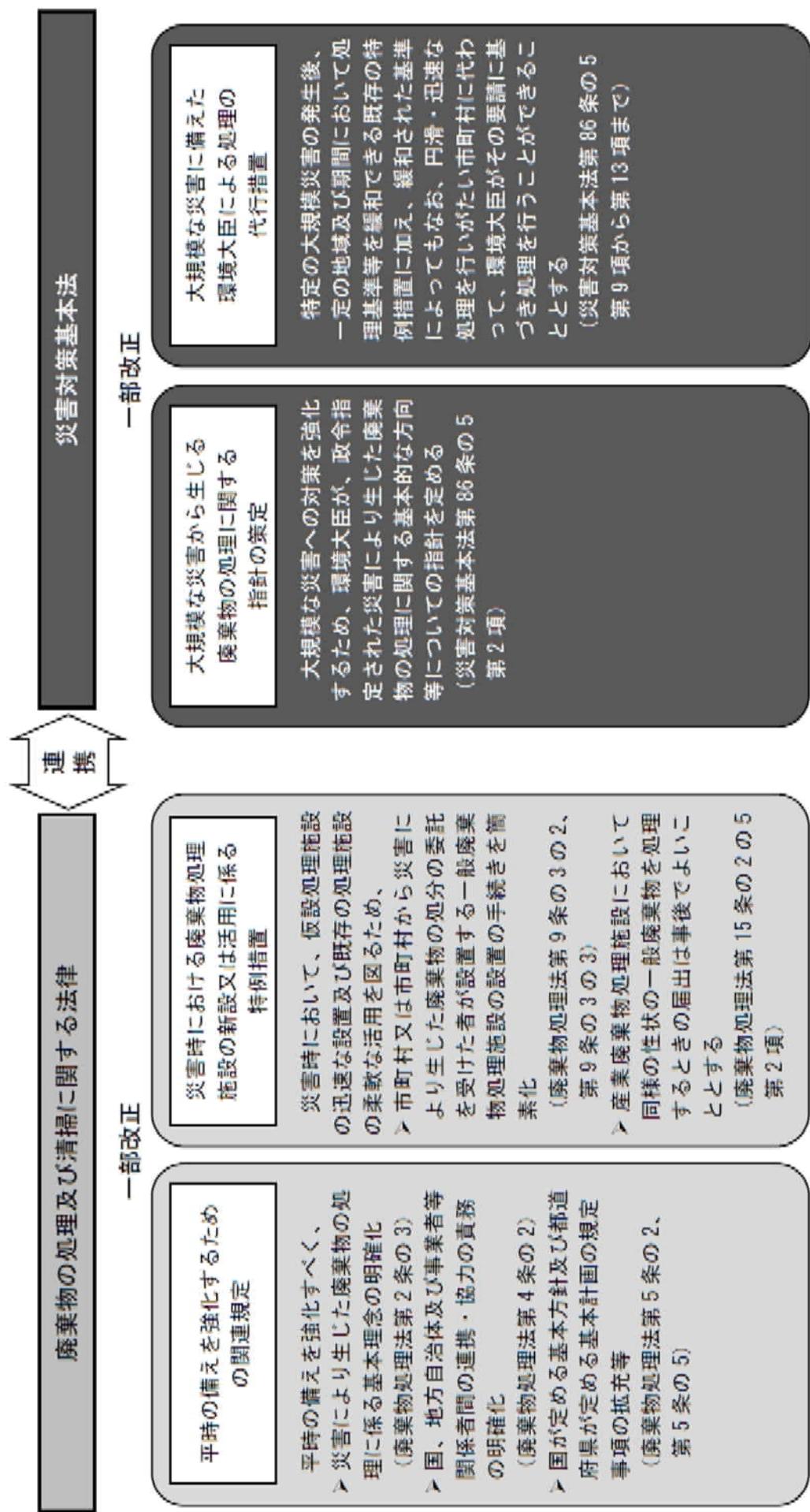
II 災害時の廃棄物対策に係る法体系

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で円滑かつ迅速に処理すべく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）と災害対策基本法が連携した法体系が整備されている。

具体的には、東日本大震災時に適用した廃棄物処理に係る特例措置を、法改正（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律：平成 27 年法律第 58 号）によって恒久化し

- ・災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化
- ・非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化
- ・非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の緩和
- ・大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理指針の策定及び廃棄物処理の代行

など、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充が図られている。（図 1、図 2）



(出典) 環境省HP資料（一部加筆）

図1 廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）による災害廃棄物対策に係る措置の拡充（概要）

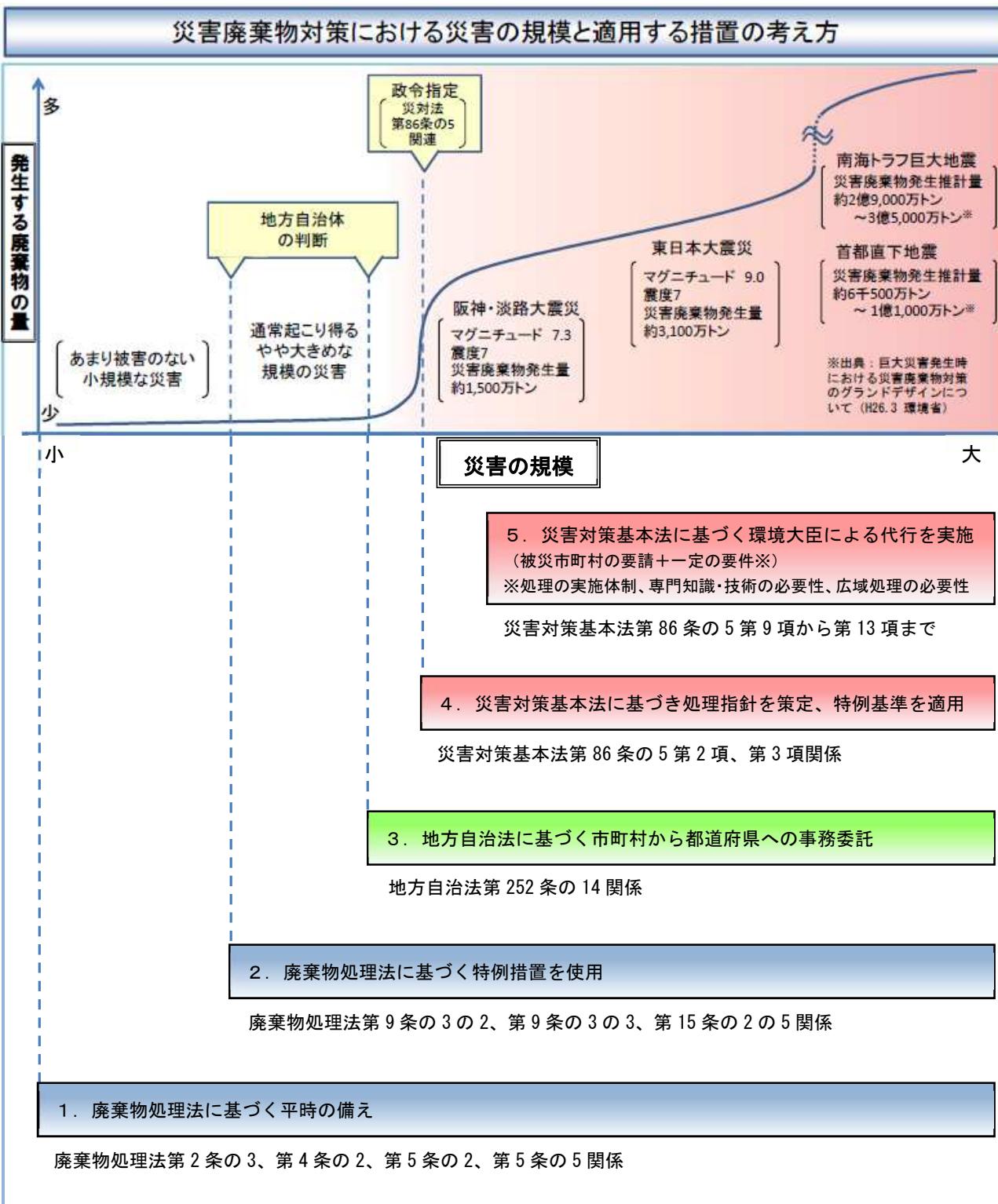


図2 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

1. 廃棄物処理法に基づく平時の備え

1) 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号。以下「平成 27 年改正法」という。）において、新たに「廃棄物処理法第 2 条の 3（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）」が追加された。

（廃棄物処理法第 2 条の 3）非常災害により生じた廃棄物の処理の原則

1 非常災害により生じた廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、発生量が著しく多量であることを踏まえ、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等により減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

【趣旨】

- ① 非常災害により生じた廃棄物は、平時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないという、災害廃棄物処理に係る基本原則を明確化するもの。
- ② また、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならないことを定めるもの。
- ③ なお、廃棄物処理法における「非常災害」とは、平成 27 年の改正前の廃棄物処理法にもともと規定されていた概念であり、主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。個々の災害が廃棄物処理法上の非常災害時に係る特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断されることになる。

2) 非常災害時における連携及び協力の確保

平成 27 年改正法において、新たに「廃棄物処理法第 4 条の 2（非常災害時における連携及び協力の確保）」が追加された。

（廃棄物処理法第 4 条の 2）非常災害時における連携及び協力の確保

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ① 廃棄物処理法第 4 条の 2 は、廃棄物の処理の原則が非常災害時においても遵守されるよう、国、都道府県、市町村、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととするもの。

- ②「その他の関係者」とあるのは、平成 27 年の法改正前には廃棄物処理法に明確に規定されることのなかった技術専門家、大学・研究機関等専門家を指す。
- ③「事業者」とあるのは、災害廃棄物処理に係る対策の実務は、廃棄物処理事業者の保有する既存の廃棄物処理施設の活用をはじめ、事業者の果たす役割が大きく、処理の円滑かつ迅速な実施には様々な分野の事業者の能力が最大限に発揮されるよう努めることが求められる。

3) 基本方針

環境大臣は、廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなっている。

平成 27 年改正法で、廃棄物処理法第 5 条の 2（基本方針）第 2 項第 4 号の次に第 5 号が新たに追加された。

（廃棄物処理法第 5 条の 2）基本方針に定める事項

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

【趣旨】

基本方針に定める事項として、非常災害に対する事前の備えを可能な限り図ることで発災後には円滑かつ迅速に対応し、非常災害時であっても廃棄物の減量その他その適正な処理を行うための措置及び非常災害発生時においても処理能力を確保するための処理施設の整備に関する事項を追加するものである。

4) 都道府県廃棄物処理計画

都道府県は、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づき、基本方針に則して、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「都道府県廃棄物処理計画」という。）を定めることとなっている

平成 27 年改正法で、廃棄物処理法第 5 条の 5（都道府県廃棄物処理計画）第 2 項第 4 号の次に第 5 号が新たに追加された。また、これに係る基準が施行規則第 1 条の 2 の 2 第 5 号として新たに追加された。

（廃棄物処理法第 5 条の 5）都道府県廃棄物処理計画に定める事項

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

(廃棄物処理法施行規則第1条の2の2第5号) 都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加

- イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

【趣旨】

- ① 都道府県廃棄物処理計画に定める事項として、廃棄物処理法の基本方針と同様、非常災害についての事項を追加するものである。
- ② これに伴い、計画の策定に当たって従うべき基準として、新たに施行規則に規定された。
 - イ. については、例えば、災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関する事を想定。
 - ロ. については、例えば、災害協定のような地方自治体間や地方自治体と事業者間の連携・協力に関する事、市町村で災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく当該処理の全部又は一部の都道府県への事務委託に関する事を想定。
 - ハ. については、例えば、非常災害時に産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理を行うことを想定した施設の処理余力の把握や施設情報の市町村との共有に関する事を想定。
- ③ 都道府県廃棄物処理計画を変更するに当たっては、廃棄物処理施設整備計画及び国土強靭化基本計画の趣旨はもとより、災害廃棄物対策指針を踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他その都道府県において既に策定された防災に関する指針・計画等と整合を取りつつ、各地域の実情に応じて必要な事項を定めることとする。

5) 一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第6条では、市町村に一般廃棄物処理計画の策定を義務付けるとともに、その記載事項について定めている。同条には災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に記載することが明記されていないが、廃棄物処理法の基本方針の中で「災害廃棄物対策に係る市町村の役割」として、非常災害発生時に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定することや災害廃棄物処理計画を策定し適宜見直しを行うことを記載している。

廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月21日 環境省告示第7号）

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割（抜粋）

市町村は、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靭な廃棄

物処理体制の整備を図る。

その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

6) 国庫補助

廃棄物処理法第22条では、市町村が災害廃棄物の処理を行うために必要となる費用の補助について定めている。

(廃棄物処理法第22条) 国庫補助

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

(廃棄物処理法施行令第25条) 国庫補助

法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額について行うものとする。

【趣旨】

- ① 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、国が被災市町村を財政的に支援することを目的とするもの。災害等廃棄物処理事業費補助金制度が整備されている。
- ② また、災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業に係る費用に対しては、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金制度が整備されている。

2. 廃棄物処理法に基づく特例措置

1) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

平成 27 年改正法において、新たに「廃棄物処理法第 9 条の 3 の 2（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）」が追加された。これに伴い、都道府県知事への事前協議の方法・事項等が施行規則第 5 条の 10 の 3 に定められた。

(廃棄物処理法第 9 条の 3 の 2) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

市町村は、非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第 5 条の 10 の 3）で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

【趣旨】

- ① 非常災害発生時には、一刻も早い処理施設の整備が求められる。このため、次の法第 9 条の 3 の 3 と併せて、被災地における処理施設の増設（又は新設）を可能とするための措置を講じたもの。
- ② 非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第 6 条）に定めようとするとき、又は当該計画を変更しようとするときであって、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得ていた場合には、発災後、現に当該施設の設置をするときに都道府県知事にその旨の届出をすれば、最大 30 日間の法定期間を待たずにその同意に係る施設の設置ができることとした。
- ③ 市町村が、都道府県知事からあらかじめ同意を得ることによる効果は、非常災害時に設置する事前協議を経た一般廃棄物処理施設について、都道府県知事による技術上の基準に適合するか否かの審査に要する期間（廃棄物処理法第 9 条の 3 第 3 項）を省略することにある。
- ④ このため、本特例が適用されるのは、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設が、都道府県知事が同意した施設と同一の場合に限られるのであり、同意を得た内容に変更を加える必要が生じた場合にあっては、市町村は、都道府県知事に対し、当該変更が生じる部分について、必要な書類を添えて再度協議し、同意を得る必要がある。
- ⑤ また、あらかじめ都道府県知事の同意を得ていた一般廃棄物処理施設を非常災害時に設置しようとするとき、当該市町村は都道府県知事に対し、廃棄物処理法第 9 条の 3 第 1 項に基づく届出をすることになる。
- ⑥ この場合において、市町村が実施する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の縦覧手続及び利害関係者の意見書提出の機会を付与する手続に関し条例で定める事項は、平時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置するときの事項と同様のものとする。
- ⑦ 本特例に係る条例の制定に当たっては、生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮等、非常災害の状況に応じて平時における一般廃棄物処理施設の設置の手続を一部簡素化することが考えられる。

(廃棄物処理法施行規則第5条の10の3) 非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議

市町村は、法第9条の3の2第1項の規定により協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- 二 一般廃棄物処理施設の種類
- 三 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 四 一般廃棄物処理施設の処理能力
- 五 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 六 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

【趣旨】

非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議をしようとするときは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第5条の10の3）に定める事項（1～6）を記載した協議書を都道府県知事に提出することとした。

2) 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例

平成27年改正法において、新たに「廃棄物処理法第9条の3の3（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）」が追加された。これに伴い、非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する際の手続が施行規則第5条の10の4に、当該特例に係る縦覧等に関して条例で定める事項が施行令第5条の6の2に定められた。

(廃棄物処理法第9条の3の3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例

1 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第5条の10の4）で定めるところにより、第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、政令（廃棄物処理法施行令第5条の6の2第1項）で定める事項について条例で定めるところにより、生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆に縦覧しなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令（廃棄物処理法施行令第5条の6の2第2項）で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上に見地から意見書を提出することができる。

【趣旨】

① ある程度の規模の災害が発生したときには、既存の廃棄物処理施設の損壊又は廃棄物の量があまりに膨大であることによる処理能力不足によって、災害廃棄物の処理が滞ることが想定される。本

条は、そのような事態に至った場合に、事業者による処理施設の設置をより簡略に、かつ短期間で行うための特例である。

- ② 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、都道府県知事への届出で足りることとした。
- ③ 本特例は、非常災害が発生し、市町村が一般廃棄物処理施設の設置まで含めた廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託し、当該民間事業者等による届出を都道府県知事が受理することにより適用を受けることとなる。個々の災害が本規定の特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県が判断することとなる。
- ④ 届出に先立ち、当該届出をしようとする者は、生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならないこととするとともに、当該施設の設置に関する利害関係者に対し、当該届出をしようとする者へ生活環境保全上の見地からの意見書の提出機会を付与するものである。
- ⑤ 本規定の適用による一般廃棄物処理施設の設置若しくは設置後の施設の変更に関して都道府県知事への届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合、又は当該施設に係る都道府県知事からの計画変更命令、廃止命令、改善命令、若しくは使用停止命令に違反した場合について、罰則規定が設けられている。
- ⑥ 本特例は、市町村からの委託を受けて非常災害により生じた廃棄物を処理するための一般廃棄物処理施設の設置に係る特例であることから、当該廃棄物の処理終了後に、常設施設として当該施設において平時の一般廃棄物を処理しようとする場合には、別途廃棄物処理法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可が必要である。

(廃棄物処理法施行規則第5条の10の4) 非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出

- | |
|--|
| 1 第3条の2の規定は、法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。 |
| 2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。 <ul style="list-style-type: none">一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書二 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図三 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図 |

【趣旨】

- ① 非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する場合に係る届出について定めたもの。
- ② そのほか、施行規則第5条の10の5から施行規則第5条の10の12に、当該施設の維持管理に関する情報及びその公表、当該施設に関する記録及びその閲覧、事前届出を要しない軽微な変更、届出を要する変更等の規定が定められている。

(廃棄物処理法施行令第5条の6の2) 法第9条の3の3第2項等の政令で定める事項

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等に関する条例で定める事項

1 法第9条の3の3第2項前段の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類

二 生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間

三 その他、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たって必要な事項

2 法第9条の3の3第2項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者による意見書の提出先及び提出期限とする。

【趣旨】

- ① 生活環境影響調査の公衆への縦覧、意見書提出の機会を付与する手続に関し、条例で定める事項について定めたもの。
- ② この条例の制定に当たっては、生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮、意見書提出の期間の短縮等、非常災害の状況に応じて、常設の一般廃棄物処理施設を設置する際に適用している内容を一部簡素化することが考えられる。

3) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加）

平成27年改正法において、新たに「廃棄物処理法第15条の2の5第2項」が追加された。

(廃棄物処理法第15条の2の5第2項)

産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、事前に都道府県知事に届け出ることとされているが、非常災害のために必要な応急措置として実施するときは、この規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく届け出ることをもって足りる。

【趣旨】

- ① 平時においては、既設の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理するときは、都道府県知事に事前に届け出ることとされている。本規定で、非常災害により生じた廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するために必要な応急措置として、産業廃棄物処理施設の設置者は当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、事後の届出でその処理施設を、当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置できることとした。
- ② 本規定は、被災地域の地方自治体において平時のような事務処理が困難となる場合が想定されることを鑑み、生活環境の保全上支障を防止するため等、特に早急に処理が必要な非常災害により生じた廃棄物について、被災地域に既に設置されている産業廃棄物処理施設を迅速に活用するため、設けたものである。

③ 他方、被災地域外の都道府県に設置されている産業廃棄物処理施設において当該廃棄物を処理しようとする場合においては、不適正な処理を未然に防止する観点から、当該処理を行おうとする者に対し、通常と同様に事前の届出が適用される。

4) 非常災害における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

平成27年改正法の施行に伴い、非常災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、廃棄物処理法施行令の一部改正（以下「改正令」という。）、廃棄物処理法施行規則の一部改正を行い、所要の規定が整備された。

（1）非常災害における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（令第4条及び第4条の3関係）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、非常災害時においては、受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することを可能とする。

【趣旨】

- ① 被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が当該非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（以下「再委託基準」という。）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができるとした（廃棄物処理法施行令第4条第3号）。
- ② ただし、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託が可能となるのは、非常災害により生じた廃棄物の処理に限られ、平時においては引き続き再委託が禁止されることに変更はない。
- ③ また、個々の災害が、再委託が適用される「非常災害」に該当するか否かについては、処理責任を有する市町村により判断されることになり、市町村が当該災害により生じた廃棄物について、通常の委託基準にのっとった処理が困難であり、再委託を適用することにより円滑かつ迅速な処理が期待できると判断した場合において適用されるものである。

（2）一般廃棄物の処理等の再委託に関する基準の整備（規則第1条の7の6関係）

改正令に基づき、非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（再委託基準）を定める。

（3）一般廃棄物処理業の許可を要しない者の追加（規則第2条第1号、第2条の3第1号）

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を要しない者として、非常災害時における再委託先を追加する。

【趣旨】

廃棄物処理法施行令第4条第3号の規定の適用により、非常災害時に市町村から一般廃棄物の処

理の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処理を業として行う者については、廃棄物処理法第7条第1項又は第6項の一般廃棄物処理業の許可を受けることを要しないこととした。

5) 緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例

廃棄物処理法施行規則の一部改正（令和2年5月1日）により、緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例が新たに創設された。

（廃棄物処理法施行規則第2条第14号、第2条の3第10号、第9条第14号、第10条の3第10号、第10条の11第6号、第10条の15第4号）

災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために特に必要がある場合において、環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）若しくは都道府県知事（産業廃棄物）が適正に処理ができる者として指定した者は、指定された期間に限り、許可を受けずに、指定された廃棄物の処理を行うことができることとする。

【趣旨】

- ① 災害や新型コロナウイルス感染症のまん延等により、廃棄物処理業者が確保できず、廃棄物の処理が困難となった場合や、市町村や都道府県の職員が多数感染し、又は濃厚接触者となるなどし、行政機能が大幅に低下することにより、事務処理が滞り、廃棄物処理に係る許可を出せないといった場合が想定される。
- ② この改正は、災害等により一時的に低下した一般廃棄物の処理能力を補完することを目的として、処理を補う能力のある者を環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）、都道府県知事（産業廃棄物）が指定することで、許可を受けないで廃棄物の処理を行うことを暫定的に可能にし、緊急時の廃棄物の円滑かつ適正な処理を図るものである。
- ③ 指定を受ける者は、まず、処理が必要となっている廃棄物を処理することのできる能力を有していないわけではなく。このため、当該廃棄物の処理に用いるための施設や人員が確保されていること、十分な資金力を有していること、処理に係る必要な技術があること、収集運搬の場合には当該廃棄物を収集運搬するための車両や保管場所に赴くための移動手段が確保されていることなどを考慮する必要がある。
- ④ 既に一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る許可を有し、又は市町村からの委託がなされている場合には、これらの条件を満たしている可能性が高いと考えられることから、指定に当たってはそれらの者を優先することが原則として望ましい。
- ⑤ ただし、緊急時に指定であるから、通常の許可基準を満たしている必要は必ずしもなく、したがって、他に廃棄物を処理できる適切な者がない場合には、生活環境の保全と公衆衛生の確保を前提として、廃棄物の処理に関して何らの許可も有していない者を指定することが否定されるものではない。

3. 地方自治法に基づく市町村から都道府県への事務委託

事務の委託は、地方自治法第252条の14から第252条の16に基づき、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。

当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普及地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。

(地方自治法第252条の14) 事務の委託

- 1 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(地方自治法第252条の2) 連携協約（抜粋）

- 1 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（連携協約）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。
- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

近年の災害では、被災によって市区町村の行政機能が麻痺・喪失する事態が発生し、また、膨大な量の災害廃棄物も発生したため、被災自治体だけでは災害廃棄物を処理することができなくなり、地方自治法第252条の14の規定に基づき、都道府県が市区町村からの災害廃棄物処理の事務の一部の委託を受けて、処理主体として災害廃棄物を処理した事例がある。

1) 事務委託の必要性の考え方

- 被災市区町村の行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、被災市区町村及び都道府県は相互に調整・協議しながら事務委託の必要性を判断する。
- 都道府県へ委託する事務は、災害廃棄物処理業務の「一部」である。被災市区町村は、全ての業務を都道府県へ委託するのではなく、可能な限り自らの力によって災害廃棄物を処理することが原則である。
- 具体的な委託内容は、混合廃棄物の選別・破碎、仮設焼却炉の建設・処理等、高度な技術を必要とする二次仮置場における業務であるが、災害の種類や規模によっては二次仮置場を設置する必要がなく、一次仮置場における選別や破碎のみで十分処理できる場合もあるため、災害廃棄物の量や性状に応じて事務委託の必要性を判断することが必要である。

2) 事務委託に伴う留意点

- 都道府県へ委託した業務に要する費用は、都道府県から市区町村に請求され、市区町村が支払いを行う必要がある。災害廃棄物処理業務には多額の費用が必要で、都道府県へ支払いを行うため、被災市区町村は災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受けることが必要となる。
- 補助金の交付を受けるためには、都道府県へ委託した業務についても災害査定を受検する必要があることから、市区町村は事務委託後も都道府県と密に連携して災害廃棄物の処理を進めていくことが必要である。

3) 過去の事例

(1) 事務委託の流れ

過去の災害における事務委託の流れを以下に示す。事務委託を行うためには、都道府県・市区町村の双方の議会議決が必要であるため、業務の委託までに時間を要することに留意が必要である。

① 東日本大震災における岩手県の例

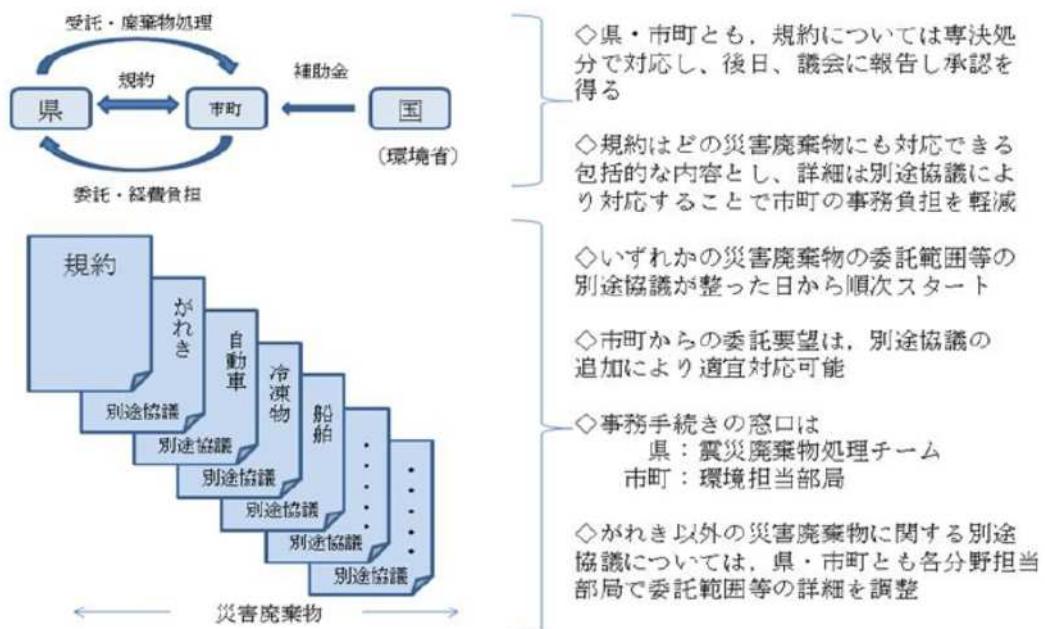
市町村	県
	①委託について意向確認 意向確認照会文書送付（～H23.4.8）
②委託依頼（申し出） 委託依頼文書送付（H23.4.8）	
④委託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を議決（又は専決処分）（H23.4.11）	③受託について通知 受託通知文書、委託規約（案）、（専決処分（案））参考送付（H23.4.8）
⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付（H23.4.11）	
⑩告示	⑥受託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分）（H23.4.11）
⑫経費に係る協議 経費に係る協議書（押印2部）送付	⑦受託決定通知 決定通知書送付（H23.4.11）
⑭委託協議議決書謄本送付	⑧告示依頼 告示依頼書送付（H23.4.11）
	⑨告示 県報登載（H23.4.22）
	⑪経費に係る協議 経費に係る協議書（案）送付
	⑬経費に係る協議締結 経費に係る協議書（押印1部）送付、（押印1部）保管（H23.4.18）
	⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付

※表中の日付は平成23年度に実施したスケジュールの一例である

（出典）岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」平成27年2月

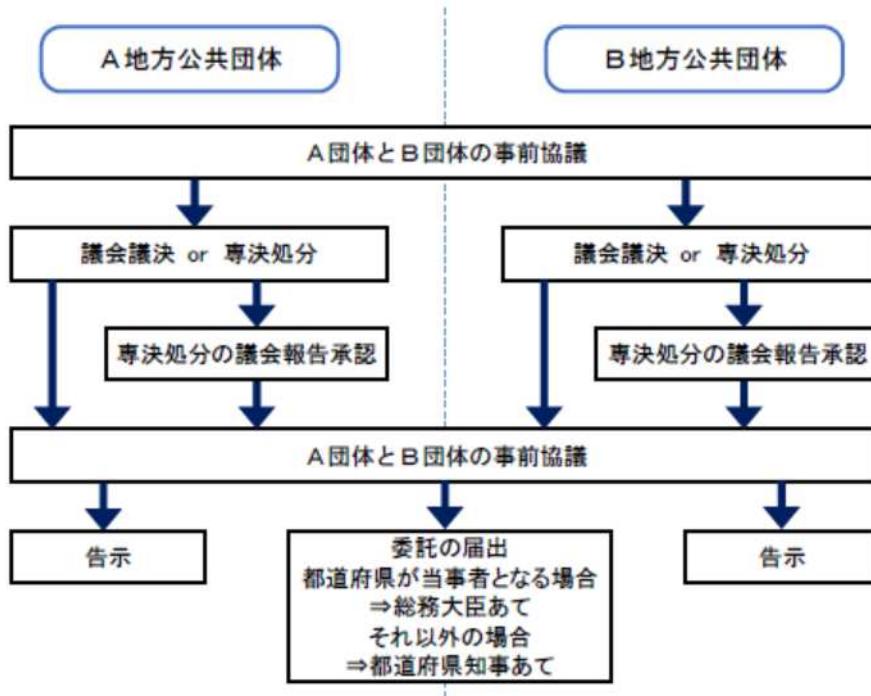
② 東日本大震災における宮城県の事務委託スキーム

【市町から県への事務委託スキーム】根拠：地方自治法第252条の14



(出典) 宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成 26 年 7 月

② 平成 28 年熊本地震における益城町の例



【図表4-2】地方自治法に基づく事務委託の流れ

(出典) 益城町「平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」平成 30 年 3 月

(2) 事務の委託に関する規約（例）

過去の災害における事務の委託に関する規約（例）を以下に示す。

① 平成 23 年 4 月 4 日 関係県廃棄物行政主管部（局）宛て 事務連絡

総務省自治行政局市町村体制整備課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
「災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について」

A 市町村・B 県の災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例

（趣旨）

第 1 条 この規約は、A 市町村が B 県に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき委託する災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第 2 条 A 市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき A 市町村が事務として行う廃棄物の処理のうち、災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を B 県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第 3 条 委託事務の管理及び執行の方法については、A 市町村の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（収入金）

第 4 条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、B 県の収入とする。

（経費の負担及び支弁の方法）

第 5 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、A 市町村の負担とする。

2 経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、A 市町村長と B 県知事が別途協議して定める。この場合において、B 県知事は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を A 市町村長に送付しなければならない。

（予算への計上）

第 6 条 B 県知事は、委託事務の管理及び執行に伴う収入及び支出に関し、B 県の一般会計歳入歳出予算に分別して計上するものとする。

（徴収手数料の収入）

第 7 条 委託事務の管理及び運営に伴い徴収する手数料の収入は、B 県の収入とする。

(繰越金)

第8条 B県知事は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、B県知事は繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかにA市町村長に提出しなければならない。

(条例等の改正の場合の措置)

第9条 A市町村長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめB県知事に通知しなければならない。

(協議)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、A市町村長とB県知事が別途協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月〇日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、B県知事がこれを決算する。この場合、決算に伴って生じる剰余金は、速やかにA市町村に還付しなければならない。

② 東日本大震災における岩手県の例

県と市町村との間の事務委託における規約

〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、〇〇〇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）を岩手県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、〇〇〇の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

- 2 〇〇〇長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ岩手県知事に送付するものとする。

(収入金)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、〇〇〇の負担とし、〇〇〇は、これを岩手県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

(予算への計上)

第5条 岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

第6条 岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに〇〇〇長に提出するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したときは、〇〇〇長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年〇月〇日から施行し、同年3月12日から適用する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、岩手県知事がこれを決算する。この場合において、岩手県知事は、決算に伴って生じる剰余金を速やかに〇〇〇に還付するものとする。

（出典）岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」平成27年2月

県と市町村との間の事務委託における経費に関する協議書

協 議 書

第1条 この協議書は、「〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約（以下「規約」という。）」第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する経費の額及び交付の時期を定めることを目的とする。

第2条 規約第4条第2項に規定する〇〇〇の負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 損壊家屋等の解体に要する経費
 - (2) 規約第1条に定める廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の排出現場における分別に要する経費
 - (3) 災害廃棄物の撤去のための収集運搬に要する経費
 - (4) 災害廃棄物の仮置場の整備又は管理に要する経費
 - (5) 災害廃棄物の仮置場における分別に要する経費
 - (6) 災害廃棄物に関する処理計画の策定に要する経費
 - (7) 災害廃棄物の処分のための収集運搬に要する経費
 - (8) 災害廃棄物の処分（中間処理、最終処分及び再生を含む。）に要する経費
 - (9) その他災害廃棄物の処理に要する経費
- 2 前項各号の経費の額は、〇〇〇が処理実績等に基づき積算し、別途、岩手県が定める交付期日までに交付するものとする。
- 3 経費の積算に当たり、規約第3条に定める収入金相当額を、〇〇〇の負担する経費から控除するものとする。

第3条 この協議書の内容について変更する必要が生じたときはあらためて協議するものとする。

第4条 この協議書は、2通作成し、その証として〇〇〇及び岩手県が各1通保管するものとする。

平成23年〇月〇日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○

〇〇（市町村）長 ○ ○ ○ ○

（出典）岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」平成27年2月

③ 東日本大震災における宮城県の例

県と市町との協議書類

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町長 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の委託について（協議）

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を委託したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により協議します。

（出典）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成 26 年 7 月

○○（市・町）長 ○○ ○○ 殿

宮城県知事 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の受託について（回答）

平成○○年○月○日付け○○第○○号で協議の申出がありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を受託することに同意します。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定に基づく告示については、平成○○年○月○日付け宮城県告示第○○号で行いますが、貴市（町）においても告示されるようお願いします。

（出典）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成 26 年 7 月

(別紙)

○○市（町）と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、○○市（町）は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条 委託事務に要する経費は、○○市（町）が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、○○市（町）と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を○○市（町）長に送付するものとする。

（補足）

第5条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに○○市（町）長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、○○市（町）と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成○○年○月○日から施行する。

（出典）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成26年7月

4. 災害対策基本法に基づく環境大臣による処理指針の策定

平成 27 年改正法において、新たに「災害対策基本法第 86 条の 5（廃棄物処理の特例）第 2 項、第 3 項」が追加された。

(災害対策基本法第 86 条の 5) 廃棄物処理の特例

指定災害廃棄物の処理に関する指針の策定

2 環境大臣は、指定を受けた災害により生じた廃棄物（指定災害廃棄物）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（処理指針）を定め、これを公表する。

3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
- 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

【趣旨】

- ① 一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、これまでの災害廃棄物対策においては、国は財政面の補助や技術的な助言を行う等、側面的な支援をするに留まっていた。
- ② しかしながら、大規模な災害が発生した場合であっても災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するためには、国が現に発生した災害及び現に生じた災害廃棄物の種類や特性に応じてその処理の方法や工程、期間についての基本的な方向性を示した上で、改正前の災害対策基本法に規定されている廃棄物処理の基準の緩和等の特例措置を迅速かつ適正に行う必要がある。
- ③ 災害対策基本法第 86 条の 5 第 1 項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害により発生した廃棄物の処理について、環境大臣は、当該非常災害により生じた廃棄物（指定災害廃棄物）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法に基づく基本方針にのっとって、その処理に関する基本的な指針（処理指針）を定め、これを公表することとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 2 項）。
- ④ また、処理指針に定める事項を規定した（災害対策基本法第 86 条の 5 第 3 項）。

5. 災害対策基本法に基づく環境大臣による廃棄物の処理の代行

平成 27 年改正法において、新たに「災害対策基本法第 86 条の 5（廃棄物処理の特例）第 9 項、第 10 項、第 11 項、第 12 項、第 13 項」が追加された。

（災害対策基本法第 86 条の 5）廃棄物処理の特例

環境大臣による廃棄物処理の代行

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

- 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10 環境大臣が指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項又は第 6 項、第 14 条第 1 項又は第 6 項、第 14 条の 4 第 1 項又は第 6 項（廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、市町村長又は都道府県知事の許可を受けなければならない）の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

11 環境大臣が代行して指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、廃棄物処理法第 19 条の 4 第 1 項（一般廃棄物処理基準に適合しない収集、運搬又は処分が行われた場合の支障の除去等の措置を命ずることができる）の規定は、適用しない。

12 環境大臣が代行して行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。

13 国は、災害対策基本法第 86 条の 5 第 12 項の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

- ① 被災地域においては、災害の規模や態様により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受ける事態が否定できない。このため、そのような場合に備え、国が廃棄物処理を行うことをあらかじめ想定し、発災後の機動的対応が可能となるよう、環境大臣が、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を行うことができる旨の規定を設けることとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 9 項）。
- ② 環境大臣による指定災害廃棄物の処理の代行は、災害対策基本法第 86 条の 5 第 4 項に基づき指定された廃棄物処理特例地域内の市町村の長からの要請により、第 9 項（一、二、三）の事項を勘案し、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため必要があるか否かの観点から、その適用の要否が判断されることとなる。具体的には、
 - 一については、当該市町村及び地方自治法に基づき当該市町村から事務を受託できる都道府県の

行政機能の低下の度合い等を、

二については、平素当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県で行われない廃棄物の処理のための知識や技術の程度等を、

三については、当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県内における処理が困難な程度に災害廃棄物が発生しているか否か等を、

勘案することを規定している。

- ③ 指定災害廃棄物の処理を代行する環境大臣が当該処理を他人に委託する場合に、当該委託先が処理を行うに当たっては、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しないこととした（災害対策基本法第86条の5第10項）。
- ④ また、本規定の適用により廃棄物の処理を代行した環境大臣については、通常、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物の処理を行っている市町村と同様に、廃棄物処理法第19条の4の規定による措置命令の適用からは除外することとした（災害対策基本法第86条の5第11項）。
- ⑤ 環境大臣が代行した指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要した費用については、まず国が負担した上で、当該指定災害廃棄物の処理の代行を要請した市町村は、当該市町村自らが当該指定災害廃棄物の処理を行う場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額を控除した額を負担することとした。また、国は、これにより当該市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした（災害対策基本法第86条の5第12項及び第13項）。

<引用・参考資料>

1) 環境省HP：災害廃棄物処理のための制度整備

(1) 法律改正

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）の概要
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（新旧対照）

(2) 政省令改正

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要（平成27年7月）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（新旧対照）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要（平成27年7月）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（新旧対照）

(3) 通知

- 廃棄物・リサイクル対策部長通知（都道府県宛て）平成27年8月6日
- 廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知（都道府県・政令市廃棄物主管部（局）長宛て）平成27年8月6日

2) 環境省HP：新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」について（令和2年5月1日）
- 環境再生・資源循環局長通知（都道府県・政令市宛て）令和2年5月1日

3) 総務省HP：事務の委託の制度概要

4) 災害廃棄物対策指針（改定版）平成30年3月 第3編 技術資料【技9】事務委託（例）

5) 総務省自治行政局市町村体制整備課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡（関係県廃棄物行政主管部（局）宛て）平成23年4月4日
「災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について」

6) 岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」
平成27年2月

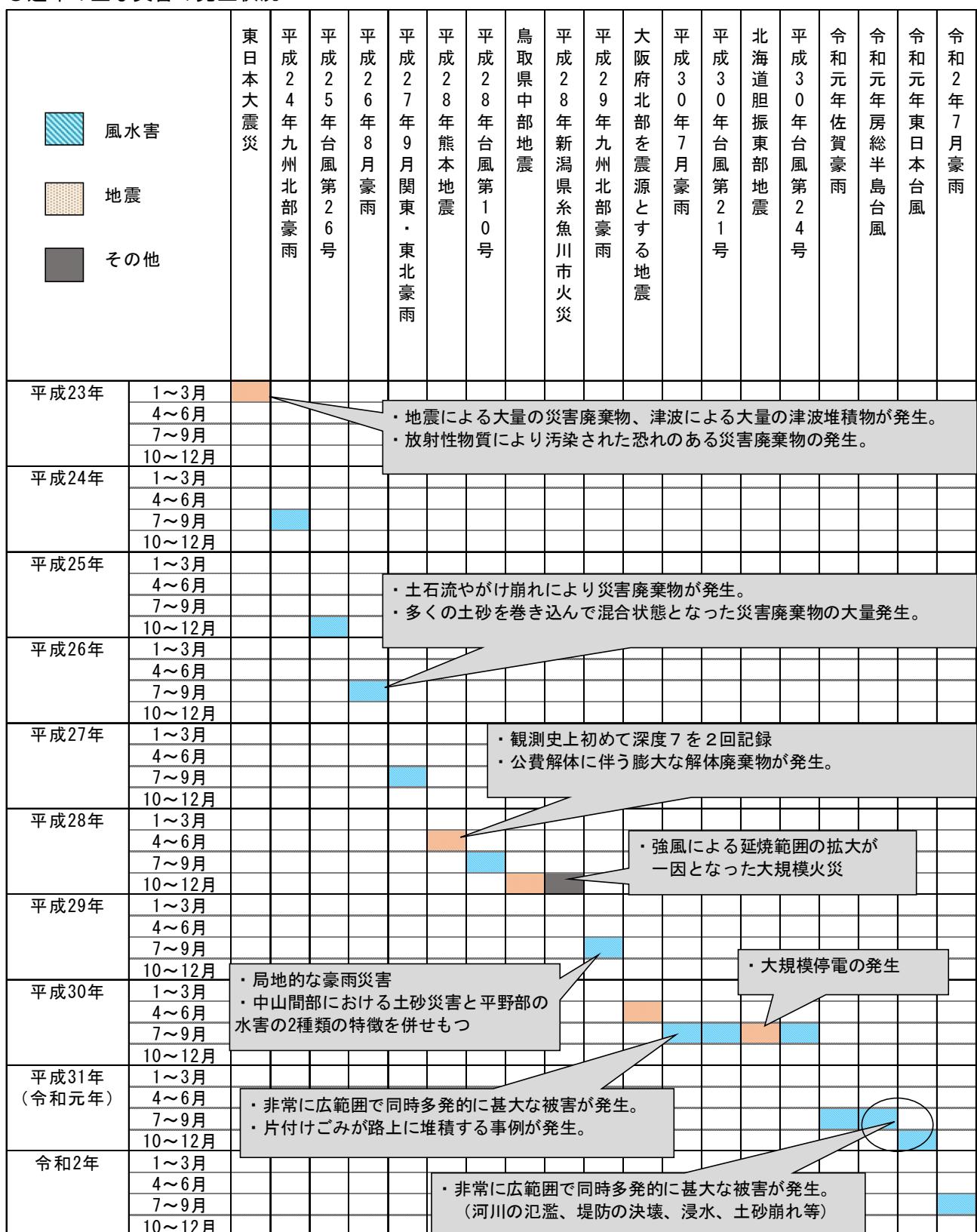
7) 宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成26年7月

8) 益城町「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」平成30年3月

9) 一般財団法人日本環境衛生センター「災害廃棄物対策強化の要点 一解説・廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正一 平成27年」平成28年3月8日

卷末資料2 災害廃棄物処理に関する情勢の変化

●近年の主な災害の発生状況



●指針、マニュアル、制度等

【～平成 24 年度】

「厚生省防災業務計画」の策定 (H8. 1)
「環境省防災業務計画」の策定 (H13. 1. 6、H24. 9. 19 (最終改定))
・市町村および都道府県における震災廃棄物の処理・処分計画の策定（震災廃棄物処理に係る応急体制の整備）の必要性や、震災が発生した場合における応急対策の内容について明らかにしたもの。
震災廃棄物対策指針の策定 (H10. 10)
・防災業務計画を基に、震災廃棄物処理において国、都道府県、市町村の行うべき事項を示したもの。 阪神・淡路大震災の事例を紹介し、解説を箇条書きで記載。
「大都市圏災害廃棄物処理計画策定の手引き」の策定 (厚生省 H12. 3)
・震災時に被害甚大になることが想定される大都市圏を対象に、震災廃棄物の処理に関する重要事項、留意事項を記載。平常時から復旧・復興時に至るまでの具体的対応について記載し、正確な情報把握と震災廃棄物処理に対応した組織体制での廃棄物の迅速な処理を図ることを基本。
「水害廃棄物対策指針」の策定 (H17. 6)
・平成 16 年度に集中豪雨や台風等により例年になく水害が頻発した経験を基に、大規模な水害が発生した場合の特徴（交通の通行不能等）や水害廃棄物の特徴等を踏まえた水害廃棄物対策を具体的に記載。
「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」の策定 (H22. 3)
・広域的な巨大地震や大都市直下での地震の発生を想定し、迅速な処理の推進に向けた国家的な対応（国と都道府県・市町村との連携を強化するとともに、都道府県間の広域的な連携体制を確立）の必要性や平常時の相互協力体制の整備、災害時の支援体制構築に必要な検討事項を解説。

【平成 25 年度】

廃棄物処理施設整備計画の改定（災害対策の強化） [平成 25 年 5 月 31 日閣議決定]

- ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
- ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保する。

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間とりまとめ）策定

[平成 26 年 3 月]

「巨大災害の発生に向けた対策のあるべき方向」として 5 つの事項及び具体的な取組みの基本的方向性を提示

[1] 膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保

仮置場等の確保と適切な運用 / 既存施設の最大限の活用 / 仮設処理施設の整備 / 最終処分場の確保
/ 情報発信 / 地域の住民（国民）理解の醸成

[2] 東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周到な事前準備と発災後の迅速な対応

実効性の高い処理計画の策定 / 処理期間の設定と発生量の不断の見直し / 連携体制の整備
/ 災害廃棄物処理に係る円滑な業務発注

[3] 衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の健康の維持

衛生状態悪化や環境汚染の最小化 / し尿処理や廃棄物収集体制の早期確立

[4] 強靭な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献

既存の廃棄物処理システムの強靭化 / 民間事業者の処理施設の活用 / 広域輸送体制の整備
/ 再生利用先の確保

[5] 大規模広域災害を念頭に置いたバックアップ機能の確保

燃料や資機材の確保 / 人材の確保・育成、受け入れ体制

参考 URL: http://koukishori.env.go.jp/action/investigative_commission/grand_design/

災害廃棄物対策指針の策定 [平成 26 年 3 月]

- ・災害対策基本法改正案（H24. 5 閣議決定）、環境省防災業務計画（H17. 10）などの関係法令・計画に基づく地震災害及び水害、その他の自然災害に対応（水害廃棄物対策指針との統合）
- ・東日本大震災をはじめとする過去の災害の課題を踏まえ必要な項目を追加
- ・被災地方公共団体だけでなく支援地方公共団体も対象
- ・民間事業者等（建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体、産業廃棄物事業者団体、セメント事業者等）との連携について記載
- ・都道府県及び市町村の整合性が必要であり、広域的な相互協力体制の整備の観点を強調
- ・災害予防（災害への備え）、教育訓練に力点を置いての構成・記述

災害対策基本法の改正 [平成 25 年 6 月 21 日公布・施行]

■ 廃棄物処理の特例措置（災害応急対策の措置）

- ・著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害を政令で指定する。
- ・環境大臣は、その災害の指定があったときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならぬ地域を特例地域として指定することができる。
- ・環境大臣は、特例地域を指定したときは、当該特例地域において適用される特例的な廃棄物処理基準を規定する。
- ・環境大臣が、特例地域を指定したときは、当該特例地域において適用される特例的な廃棄物委託基準を規定する。 等

【平成 26 年度】

地域ブロック協議会等の設置・運営

全国 8 つの地域ブロックにおいて地方環境事務所が中心となった地域ブロック協議会等を設置し、大規模災害が発生した際に、地域ブロック内の関係者が共通の認識のもと、それぞれの役割を明確にし、互いに連携・協力した行動を取るため、各地域ブロックでの「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」の策定に向けた議論を行う。

大規模災害時廃棄物対策北海道協議会	・・・ H27. 11 設置
東北地方ブロック災害廃棄協議会	・・・ H29. 6 設置
大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会	・・・ H26. 11 設置
大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会	・・・ H26. 10 設置
大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会	・・・ H27. 1 設置
災害廃棄物中国ブロック協議会	・・・ H26. 10 設置
災害廃棄物四国ブロック協議会	・・・ H26. 9 設置
大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会	・・・ H27. 1 設置

循環型社会形成推進交付金における災害廃棄物処理体制の強化

- ・ごみ焼却施設の整備における 1／2 交付の要件として、災害廃棄物処理計画の策定、災害廃棄物の受け入れに必要な設備の具備を追加。

巨大災害発生時における災害廃棄物対策スキームについて [平成 27 年 2 月]

制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方として、大規模災害時の災害廃棄物処理に関する各主体の役割・責務や災害廃棄物処理の基本的対応方針を整理したもの

参考 URL: http://kouikishori.env.go.jp/action/investigative_commission/scheme/pdf/4_taisakuusuksi-mu.pdf

【平成 27 年度】

関東地方環境事務所及び中部地方環境事務所に「巨大災害廃棄物対策専門官」を新たに配置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律 [平成 27 年 7 月 17 日公布・同 8 月 6 日施行]

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正】

- ・平時の備えを強化するための関連規定の整備
- ・災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

【災害対策基本法の一部改正】

- ・大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定
- ・大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

参考 URL : http://kouikishori.env.go.jp/guidance/reform_bill/

「災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)」の発足 [平成 27 年 9 月 16 日]

■平時の機能・役割

- ・自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援
- ・災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承
- ・D.Waste-Net メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上 等

■発災時の機能・役割

初動・応急対応（初期対応）

- 研究・専門機関：一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 等
- 一般廃棄物関係団体：生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等

復旧・復興対応（中長期対応）

- 研究・専門機関：災害廃棄物処理実行計画の策定等に対する技術支援 等
- 廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等：災害廃棄物の広域処理の実施スキーム構築、処理施設での受入調整 等

参考 URL : http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/

「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の策定 [平成 27 年 11 月]

大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築することにより、“オールジャパンでの対応”的の実現を目的に、大規模災害に備えた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして策定。

- ・関係者の役割・責務の整理
- ・地域ブロックでの行動計画の策定とそのための連携のあり方の整理
- ・発災後、国が示す処理指針（災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な指針）に盛り込む事項の整理

参考 URL : http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline_action/

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法に基づく基本方針）」の変更 [平成 28 年 1 月 21 日]

■非常災害時に関する事項の追加

- ・施策の基本的考え方
- ・災害廃棄物対策に係る各主体の役割（市町村、都道府県、国、事業者及び専門家）
- ・災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用
- ・災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

参考 URL : <https://www.env.go.jp/press/101974.html>

廃棄物処理システムの強靭化に資する施設整備等への財政的支援の拡充

- ・災害時の廃棄物処理システムの強靭化及び地球温暖化対策の強化
(災害廃棄物処理体制の強化に資する基幹的設備改良事業への対象拡充)

災害廃棄物処理情報サイトリニューアル [平成 27 年 12 月]

参考 URL : <http://koukishori.env.go.jp/>

【平成 28 年度】

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に災害廃棄物対策室を新設 [平成 28 年 4 月 1 日]

東北、近畿、中国四国、九州地方環境事務所に「災害廃棄物対策専門官」を新たに配置

【平成 29 年度】

災害廃棄物対策指針本編の改定 [平成 30 年 3 月]

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会や D.Waste-Net 等の役割を明記 など

2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化（し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等）
 - ・ 災害時に実際に連携した団体（ボランティアを含む）への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実（太陽光パネルや蓄電池など） など

3. 上記 2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
 - 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
 - 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など
- ⇒ 以上のポイントを踏まえ、国、都道府県、市区町村（支援/受援）、関係団体などの役割を明確化

参考 URL : <http://koukishori.env.go.jp/guidance/download/>

【平成 30 年度】

廃棄物処理施設整備計画の改定 [平成 30 年 6 月 19 日閣議決定]

■災害対策の強化

- ・施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靭性を確保する。
- ・災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。

参考 URL : <https://www.env.go.jp/press/105612.html>

アジア・太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドライン [平成 30 年 10 月]

アジア・太平洋地域のような大規模な自然災害を経験する国の政府、地方自治体等の行政機関が災害廃棄物対策のための制度や計画等を立案する際に参考となるガイドラインとして、災害時の災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施のみならず、災害への事前の備えの観点から必要なポイントを取りまとめたもの。

参考 URL : <https://www.env.go.jp/press/106068.html>

「災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル」策定 [平成 31 年 3 月]

被災自治体の災害廃棄物対策の支援を目的として派遣される現地支援チームの活動を進めるにあたり、環境省職員に必要となる事項をとりまとめたもの。

参考 URL : http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2/30-02/H30_2_shi-san01_manual.pdf

技術・システム検討ワーキンググループにおける検討結果 [平成 31 年 3 月 11 日]

- ・一般廃棄物処理施設の被災リスクを考慮した処理可能量の算定
- ・グッドプラクティス、バッドプラクティスの整理

参考 URL : https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2/30-02/H30_2_shi-01_gijutsuWG.pdf

【令和元年度】

「災害廃棄物対策指針 資料編」の改定

[令和元年 5 月 16 日改定]

- (1) 仮置場に関する基本的事項の見直し
- (2) 被災自治体における人員・資機材の適切な確保に向けた知見の整理
- (3) 災害廃棄物の収集運搬に関する基本的な考え方の提示
- (4) 事例情報の充実化
- (5) 資料の趣旨や解説内容の明確化

[令和 2 年 3 月 31 日改定]

- (1) 災害時の支援・受援に関する事例や知見の整理
- (2) 災害廃棄物処理体制の更なる向上に関する情報の整理
- (3) 過去の災害対応事例の整理等

参考 URL : <http://koukishori.env.go.jp/guidance/download/>

「災害時的一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」策定 [令和 2 年 2 月]

災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参考することを目的として災害時的一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項を取りまとめたもの。

災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であり、発災時に必要に応じて策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎となるものであるのに対し、本手引きは、災害廃棄物処理計画を策定していない市区町村であっても活用できるよう、災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引書である。

参考 URL : http://koukishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

「災害廃棄物処理支援員制度」制定 [令和 2 年 3 月 27 日]

災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録※し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行うことを目的に策定
※環境省から、毎年、災害廃棄物処理支援員の推薦について全国の地方公共団体へ依頼

【災害廃棄物処理支援員による活動内容】

- ・災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
- ・災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等

参考 URL : http://koukishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/

災害廃棄物処理計画策定状況の公表 [令和 2 年 3 月末時点]

「第 2 回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会」にて資料の一つとして公表

参考 URL : https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/committee2/r1-02/R1_2_12_sakuteijokyo.pdf

【令和 2 年度】

「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」策定 [令和 2 年 8 月]

環境省と防衛省が、近年の大規模災害における災害廃棄物処理の活動（災害廃棄物の撤去や収集運搬など）を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画（令和 2 年 5 月）に基づき、環境省、防衛省、都道府県、市町村、ボランティア、N P O 等の関係者の役割分担や、平時の取組等、発災時の対応を整理した連携対応マニュアル

参考 URL : <http://koukishori.env.go.jp/action/cooperation/>

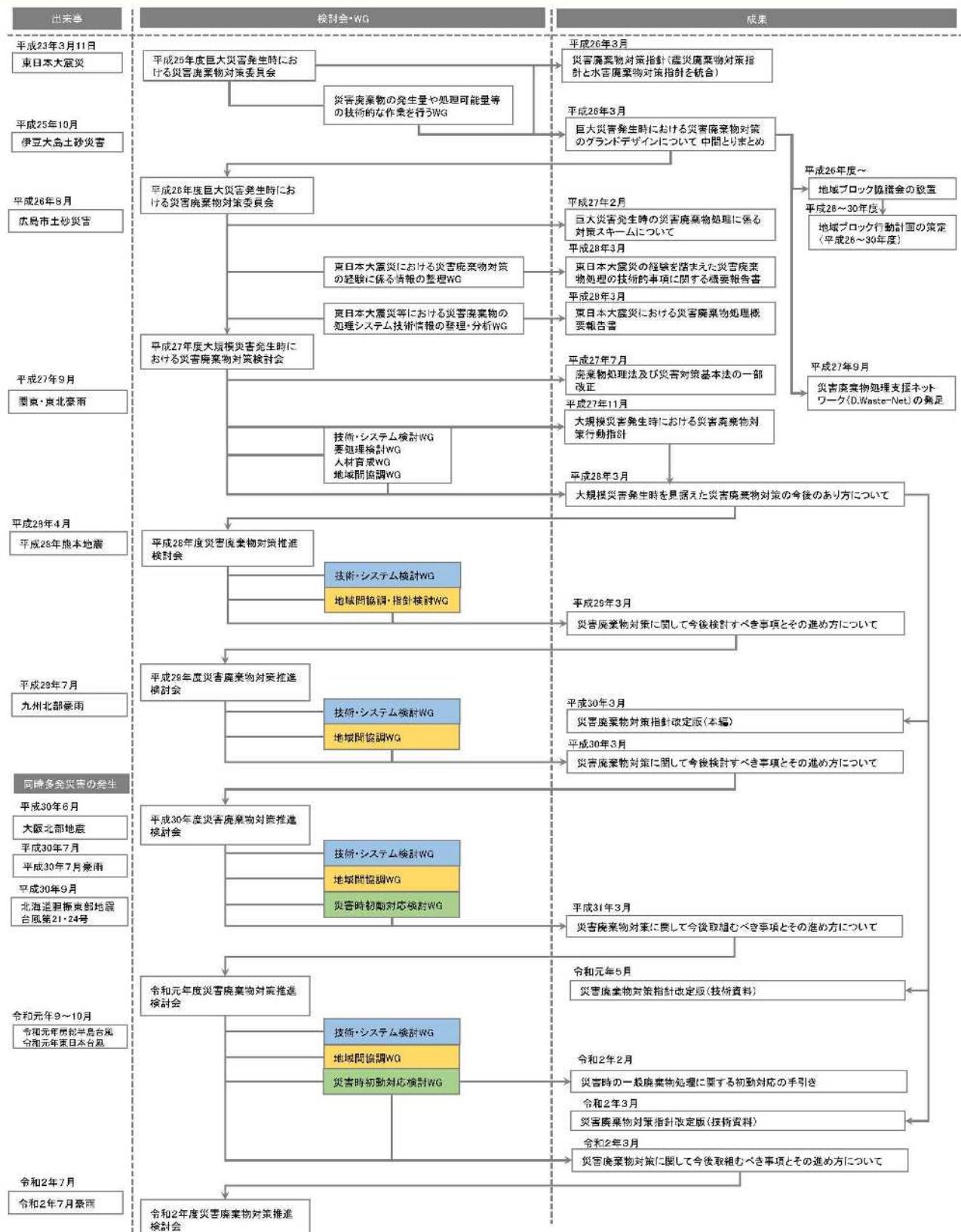
●災害廃棄物対策推進検討会における検討内容、成果等（第1回令和2年度検討会資料より抜粋）

(H25～H26 旧称：巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会、

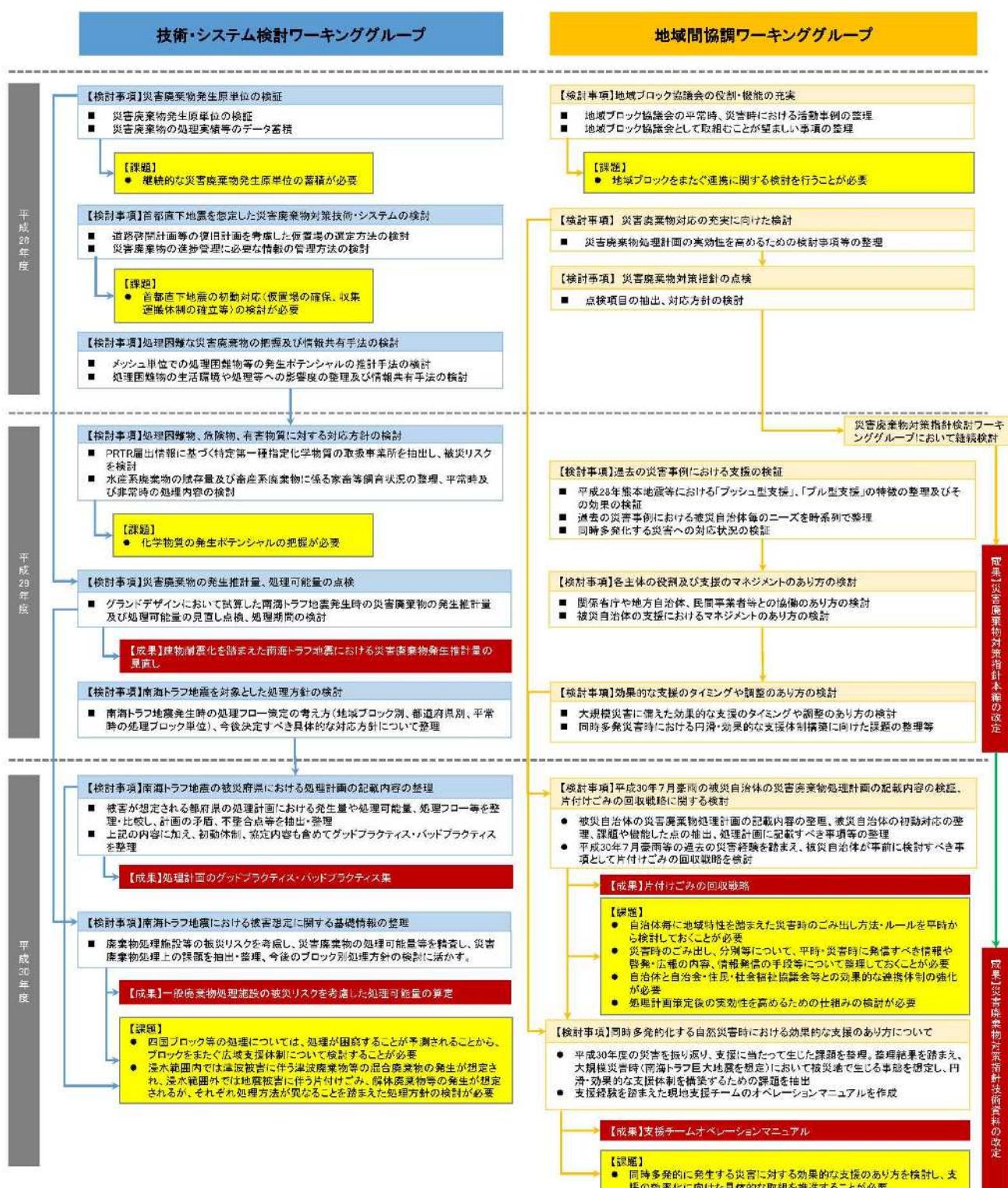
H27 旧称：大規模災害発時における災害廃棄物対策検討会)

資料5-1

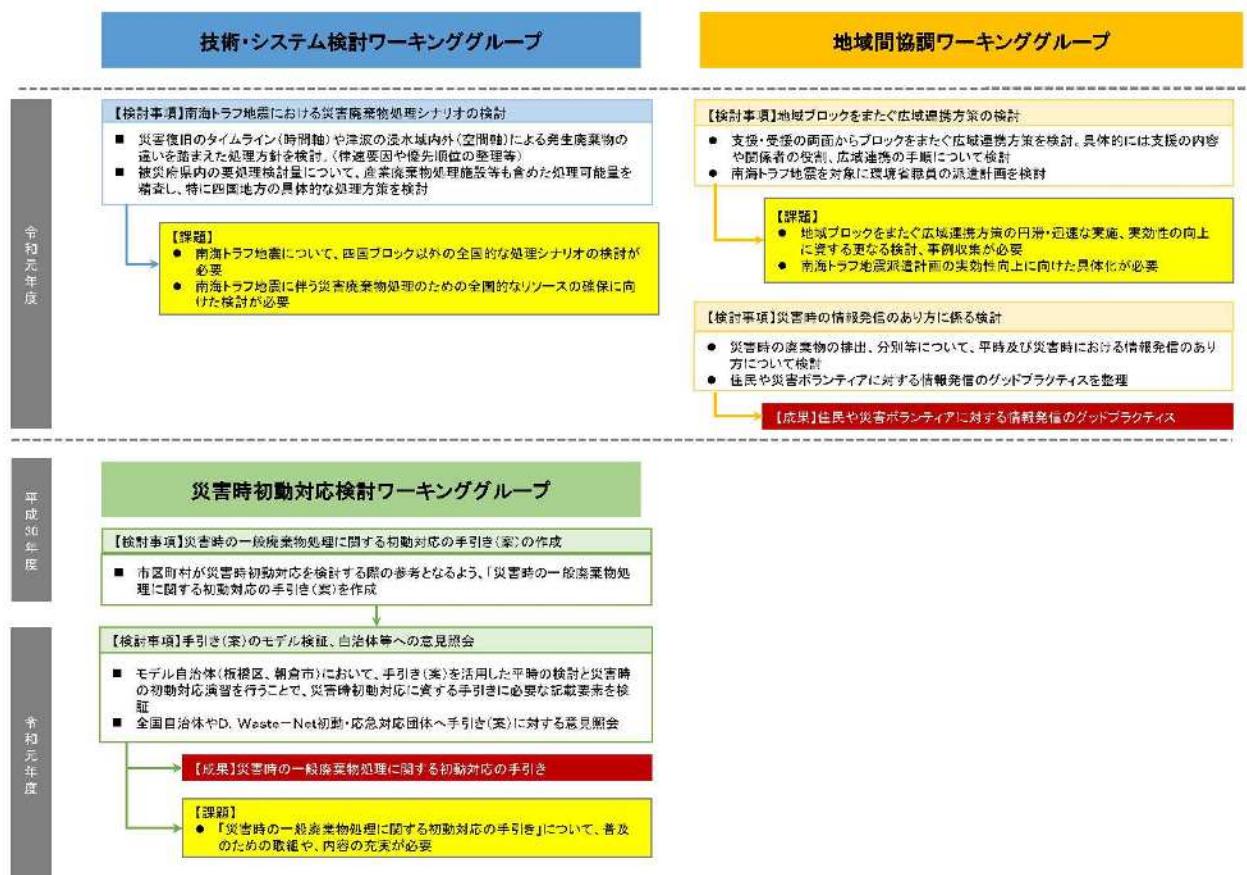
災害廃棄物対策推進検討会等のこれまでの取組・成果



ワーキンググループの取組・成果



ワーキンググループの取組・成果



卷末資料3 行動計画見直しの参考となる事項 ※過去整理からの追加分

(環境本省が実施する各種検討会の資料、他の地域ブロック協議会で策定している行動計画等より)

■他の地域ブロック協議会で策定された行動計画等に記載されている内容

参考文献・事例	支援チーム運営マニュアル
作成元	大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
作成年月	平成30年3月
広域連携に関する記載項目	①平時に共有する情報の規定 ②支援チーム設置手順等 ③支援チームの活動内容 ④支援チームへの派遣検討依頼文書様式 ⑤支援チームへの派遣要件

①平時に共有する情報の規定

表1 連絡窓口情報の項目

様式記入主体	共有する情報の内容	備考
都県 市区町村	住所	
	アクセス方法	
	担当課	
	担当者名	優先順位をつけて3名程度共有
	電話（課代表）	優先順位をつけて3つ程度共有
	FAX	同上
	メールアドレス	同上
	防災無線	任意
	衛星電話	任意
	緊急時連絡先（携帯番号等）	任意であるが緊急時用のため、可能な限り登録する（公用、私用は問わない）

②支援チーム設置手順等

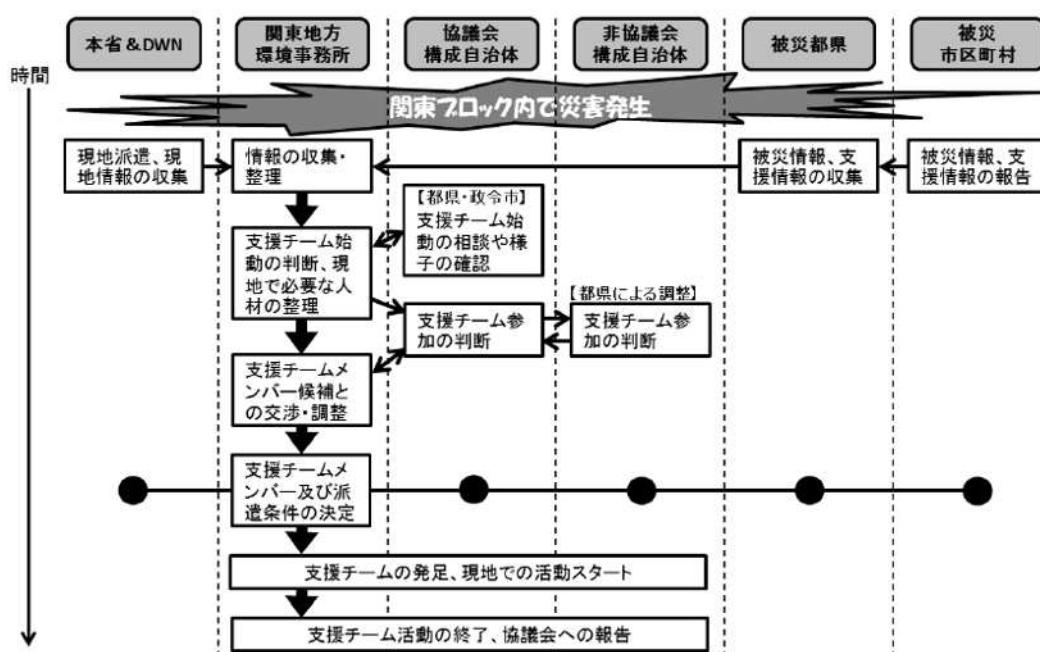


図2 支援チーム設置フロー

③支援チームの活動内容

表2 現地で想定される業務の種類（参考）

業務の種類	業務の項目
A 仮置場や不法投棄現場の状況確認支援	仮置場に赴き、搬入物の量、種類、分別状況等を確認して報告する。
	仮置場の管理者や被災自治体の担当者と協議し、問題点を抽出・整理する。
	仮置場の周辺住民へのヒアリングを行い、問題点を抽出・整理する。
	仮置場の運営や管理について、助言を行う。（技術的事項はDWNが中心）
B 仮置場の管理支援	仮置場現地に常駐し、搬入される廃棄物の確認、誘導に関する助言等の支援を行う。
	仮置場現地に常駐し、交通整理に関する助言等の支援を行う。
C 収集運搬支援	全都清等からの支援内容を取り纏め、派遣期間、人数、車両の種類・台数、宿泊先の確保、支払い費用やナビの有無を調整する。
	被災自治体と協議し、支援部隊の割り当て案を作成する。
	回収品目、回収地点（マップ化）の情報をまとめ、支援部隊に提供する。
	収集支援部隊に同行し、収集業務に関する助言等の支援を行う。
D 窓口対応支援	廃棄物に対する問い合わせ（窓口＆電話）に対応する。
E 小規模被災自治体における受援体制構築の支援	現状を把握したうえで小規模被災自治体の担当者と協議し、優先して実施すべき事項を整理する。
	被災県や環境省と協議・連携し、小規模被災自治体での廃棄物処理業務をサポートする。
F 被災都県で処理できない廃棄物の受け入れ調整支援	被災都県で処理できない廃棄物の量と質（種類、分別状況等）を整理して取りまとめる。
	関東ブロック管内の受け入れ先の候補・条件を整理して取りまとめる。
	広域処理を行う廃棄物と受け入れ先とのマッチング・調整を行う。
G 共通業務	被災自治体や環境省等の関係会議に出席する。
	日報を作成する。
	その他事務対応にかかる業務を実施する。

※被災自治体での業務には、自治体内部の事務（契約、予算）や災害報告書の作成等の業務もある。本マニュアルでは、応急対応期までの支援を想定しているため、応急的な支援以外の継続的な業務に関しては、支援を想定していない。但し、自治体間での協定等による支援の実施については、本マニュアルが妨げるものではない。

④支援チームへの派遣検討依頼文書様式

(様式 2)

事務連絡

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局

(関東地方環境事務所 所長)

〇〇災害における関東ブロック協議会支援チーム設置に係る職員派遣の
検討の依頼について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇市の災害廃棄物処理対応に関して、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会として、大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、支援チームによる支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴市職員の支援チームへの派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先に回答いただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、派遣条件につきましては、支援チーム運営マニュアルにてあらかじめ定められた条件になりますことをご了承いただけようよろしくお願ひいたします。

（都県宛の場合）また、協議会構成員以外の市区町村への依頼については、貴県より調整いただけるようよろしくお願ひいたします。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣要件：別紙参照

回答期限及び連絡先：

⑤支援チームへの派遣要件

(様式2) (別紙)

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 支援チーム派遣要件

1. 派遣予定者の選定要件

現在又は過去において、廃棄物を担当したことがある職員とする。災害廃棄物処理の対応経験は不要。

2. 派遣形態

環境省から旅費支給等ができないため、外勤又は出張扱いによる派遣とできること。

3. 経費等

派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する都県及び市区町村が行う。

支援に赴く際及び現地での移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する都県及び市区町村が措置する。

4. 派遣期間

全体期間は依頼書にある通りだが、5日程度の連続勤務を交代で行うこととなる。状況により、派遣は3～4回のローテーションもあり得るため、極力、同一派遣者による対応とする。

5. 業務内容

現地状況により、都度、検討を行うことを基本とするが、想定される業務については、「支援チーム運営マニュアル 表2 現地で想定される業務の種類」を参照とする。

6. 派遣者に対する安全確保について

安全確保方針として、派遣者は、環境省職員を含むチームで活動をし、単独作業による危険を回避させる。

但し、派遣者の事故等に関する補償対応は、原則、派遣する都県及び市区町村が行う。

7. 派遣予定者の連絡先の共有

現地における作業をスムーズにするため、現場で連絡の取れる携帯番号等を支援チーム内で共有を行う。支援予定者が決定次第、関東地方環境事務所に連絡を行う。

以上

参考文献・事例	災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（災害応急対応時）概要版
作成元	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	・広域連携計画の概要版

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（災害応急対応時） 概要版 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 令和2年3月

1. 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画の目的・概要

- 中部ブロック（以下）において広域連携が必要となった場合に備え、中部圏知事会において締結されている「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）」に整合を図り、発災前、災害応急対応時、災害復旧・復興時、対応完了後の災害廃棄物対策に関する広域連携手順のモデルを定めたもの。
- 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会構成員の合意に基づき策定した計画であり、本計画に基づき各主体は相互扶助の精神で可能な範囲で県域を超えた連携を行うものとする。
- なお、本計画は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画に位置づけられる。

表 被災県市と主たる応援県市の一覧表
「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）（別表1）」

被災県市	主たる応援県
富山県	1 富山県 2 石川県 3 福井県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 長野県
福井県	1 富山県 2 石川県 3 長野県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 福井県
岐阜県	1 岐阜県 2 静岡県 3 静岡県
静岡県	1 岐阜県 2 長野県 3 長野県
愛知県	1 愛知県 2 三重県 3 滋賀県
三重県	1 愛知県 2 滋賀県 3 滋賀県
滋賀県	1 愛知県 2 三重県 3 三重県

図 中部ブロックの範囲

図 広域連携体制構築の流れ（発災～災害応急対応時）

```

graph TD
    A[被災県・被災市町村] -- "① 被害状況等の把握" --> B[応援県・応援市町村]
    B -- "② 被害状況等の集約・共有" --> C[中部地方環境事務所]
    C -- "③ 支援準備要請 緊急処理準備要請" --> D[被災市町村]
    D -- "④ 支援要請 緊急処理要請" --> E[幹事支援県・被災県]
    E -- "⑤ 幹事支援県決定" --> F[幹事支援県・支援県・被災県]
    F -- "⑥ 割り振り調整" --> G[幹事支援県・支援県・被災市町村]
    G -- "⑦ 割り振り決定" --> H[被災市町村]
    H -- "支援開始" --> I[被災市町村]
  
```

① 被害状況等の把握
② 被害状況等の集約・共有
③ 支援準備要請 緊急処理準備要請
④ 支援要請 緊急処理要請
⑤ 幹事支援県決定
⑥ 割り振り調整
⑦ 割り振り決定
支援開始

参考文献・事例	近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 第2版（令和元年7月）
作成元	大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
作成年月	令和元年7月
広域連携に関する記載項目	・情報伝達訓練に係る「様式集」

例：受援・応援回答書

※黄色セル部分を入力																																																																																																
【様式4-3：受援・応援回答書】 ●応援要請・申出を受けて受援・応援のマッチングの際に使用する(府県・国が使用)。																																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>回答日時</td> <td>回答日</td> <td>2019/1/1</td> <td>応援可否</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回答時間</td> <td>9:00</td> <td>人材</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受援自治体</td> <td>府県名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村</td> <td>市町名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">課名</td> <td>応援可否</td> <td>機材</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発信者 (府県又は国)</td> <td>組織名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">部署名</td> <td>部署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">担当者名</td> <td>担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">電話番号</td> <td>99-9999-9999</td> <td>応援可否</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対象災害</td> <td>発生日</td> <td>2019/1/1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発生日</td> <td>処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		回答日時	回答日	2019/1/1	応援可否	回答時間		9:00	人材	受援自治体		府県名		市町村		市町名		課名		応援可否	機材	発信者 (府県又は国)		組織名		部署名		部署名		担当者名		担当者名		電話番号		99-9999-9999	応援可否	対象災害		発生日	2019/1/1	発生日		処理		種別				災害名																																														
回答日時	回答日	2019/1/1	応援可否																																																																																													
回答時間		9:00	人材																																																																																													
受援自治体		府県名																																																																																														
市町村		市町名																																																																																														
課名		応援可否	機材																																																																																													
発信者 (府県又は国)		組織名																																																																																														
部署名		部署名																																																																																														
担当者名		担当者名																																																																																														
電話番号		99-9999-9999	応援可否																																																																																													
対象災害		発生日	2019/1/1																																																																																													
発生日		処理																																																																																														
種別																																																																																																
災害名																																																																																																
<p>●被災自治体等からの応援要請と応援申出を受け、府県内の市町村間の応援については府県が、府県を超えた応援については国がマッチングし、受援側・応援側の双方に発信</p> <p>●回答内容については、受援側と応援側の自治体とで直接電話等により確認を行い、応援初日は双方の調整会議を実施</p> <p>●受援自治体は、受援環境の整備として活動スペースや資機材の提供等、活動に必要な情報の共有として、不慣れな状況をおぎなう情報や処理のルール、進捗状況等の情報を支援自治体に提供し支援者の活動をサポート</p> <p>●【機材】車両の積載能力ごとに可能な限り調整し、過不足は応援実施後に見直しを図る</p>																																																																																																
■応援可否・応援内容																																																																																																
※貴自治体へ、応援可能な自治体の応援可能内容																																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>応援可能 事業者名</td> <td>府県名 / 事業者名</td> <td>担当者</td> <td>応援可能開始予定日</td> <td>2019/1/1</td> </tr> <tr> <td>市町村 / 民間事業者</td> <td>市町村 / 部署名</td> <td>TEL</td> <td>99-9999-9999</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課名</td> <td>E-MAIL</td> <td>ago@.jp</td> <td></td> </tr> </table>		応援可能 事業者名	府県名 / 事業者名	担当者	応援可能開始予定日	2019/1/1	市町村 / 民間事業者	市町村 / 部署名	TEL	99-9999-9999			課名	E-MAIL	ago@.jp																																																																																	
応援可能 事業者名	府県名 / 事業者名	担当者	応援可能開始予定日	2019/1/1																																																																																												
市町村 / 民間事業者	市町村 / 部署名	TEL	99-9999-9999																																																																																													
	課名	E-MAIL	ago@.jp																																																																																													
【人材】必要人員・期間																																																																																																
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">事務系</th> <th colspan="2">廃棄物系技術者</th> <th colspan="2">土木系技術者</th> <th colspan="4">その他(運転者・積込み・仮置場分別援助等)</th> </tr> <tr> <td>可能人数(人)</td> <td>可能期間(日)</td> <td>可能人数(人)</td> <td>可能期間(日)</td> <td>可能人数(人)</td> <td>可能期間(日)</td> <td colspan="4">(具体的に)</td> </tr> <tr> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td colspan="4">自由記述</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> </tr> </table>		事務系		廃棄物系技術者		土木系技術者		その他(運転者・積込み・仮置場分別援助等)				可能人数(人)	可能期間(日)	可能人数(人)	可能期間(日)	可能人数(人)	可能期間(日)	(具体的に)				数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	自由記述										数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力																																																							
事務系		廃棄物系技術者		土木系技術者		その他(運転者・積込み・仮置場分別援助等)																																																																																										
可能人数(人)	可能期間(日)	可能人数(人)	可能期間(日)	可能人数(人)	可能期間(日)	(具体的に)																																																																																										
数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	自由記述																																																																																										
						数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力																																																																																							
<table border="1"> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">仮設トイレ</th> <th colspan="8">【機材】車両・資機材(その他車両以外は4トン車として記入)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">ごみ収集運搬車両 (パッカーワーク)</th> <th colspan="4">し尿収集運搬車両 (バキューム車)</th> <th colspan="4">その他車両(コンテナを含む)</th> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>(台・個数)</td> <td>可能期間(日)</td> <td>トン</td> <td>(台)</td> <td>可能期間(日)</td> <td>トン</td> <td>(台)</td> <td>可能期間(日)</td> <td>トン</td> <td>(台)</td> <td>可能期間(日)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> <td>数値入力</td> <td>選択・数値入力</td> </tr> <tr> <td>携帯トイレ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組立トイレ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用トイレ</td> <td></td> </tr> </table>		仮設トイレ			【機材】車両・資機材(その他車両以外は4トン車として記入)								ごみ収集運搬車両 (パッカーワーク)				し尿収集運搬車両 (バキューム車)				その他車両(コンテナを含む)				種別	(台・個数)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)	-	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	携帯トイレ												簡易トイレ												組立トイレ												災害用トイレ											
仮設トイレ					【機材】車両・資機材(その他車両以外は4トン車として記入)																																																																																											
			ごみ収集運搬車両 (パッカーワーク)				し尿収集運搬車両 (バキューム車)				その他車両(コンテナを含む)																																																																																					
種別	(台・個数)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)																																																																																					
-	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力																																																																																					
携帯トイレ																																																																																																
簡易トイレ																																																																																																
組立トイレ																																																																																																
災害用トイレ																																																																																																
【処理】																																																																																																
<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>受入可能量(t)</th> <th>受入可能曜日</th> <th>受入可能時間</th> <th>運搬の可否</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <td>選択・自由記述</td> <td>数値入力</td> <td>自由記述</td> <td>自由記述</td> <td>選択・自由記述</td> <td colspan="2">自由記述</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>「月-土」など</td> <td>「8:00-17:00」など</td> <td>-</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		種別	受入可能量(t)	受入可能曜日	受入可能時間	運搬の可否	備考		選択・自由記述	数値入力	自由記述	自由記述	選択・自由記述	自由記述		-	-	「月-土」など	「8:00-17:00」など	-																																																																												
種別	受入可能量(t)	受入可能曜日	受入可能時間	運搬の可否	備考																																																																																											
選択・自由記述	数値入力	自由記述	自由記述	選択・自由記述	自由記述																																																																																											
-	-	「月-土」など	「8:00-17:00」など	-																																																																																												
【二次仮置き場】※被災市町村外での仮置きが必要な場合のみ、対象廃棄物の種類・搬出時期等を入力してください																																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>面積(ha)</td> <td colspan="2">所在地</td> <td>受入物</td> <td>受入開始時期の目安(優先度)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.0</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自由記述</td> <td>選択・数値入力</td> <td colspan="2">自由記述</td> <td>選択・自由記述</td> <td>選択・自由記述</td> <td>自由記述</td> </tr> <tr> <td>●●運動場など</td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		名称	面積(ha)	所在地		受入物	受入開始時期の目安(優先度)	備考		0.0						自由記述	選択・数値入力	自由記述		選択・自由記述	選択・自由記述	自由記述	●●運動場など																																																																									
名称	面積(ha)	所在地		受入物	受入開始時期の目安(優先度)	備考																																																																																										
	0.0																																																																																															
自由記述	選択・数値入力	自由記述		選択・自由記述	選択・自由記述	自由記述																																																																																										
●●運動場など																																																																																																
※課題(自由記述)																																																																																																

■実際の災害時における、行動計画に基づいた対応の実例

参考文献・事例	災害廃棄物対策東北ブロック協議会 令和元年度第2回会議資料
作成元	大規模災害時廃棄物対策東北ブロック協議会
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①令和元年台風第15号・第19号における関係機関との連携 ②令和元年台風第15号・第19号における地域ブロック行動計画の発動の実例（関東ブロック、中部ブロック）

①令和元年台風第15号・第19号における関係機関との連携

3. 関係機関との連携

防衛省・自衛隊との連携

- 防衛省・自衛隊と連携し、7県23市町村において、宅地や路上からの災害廃棄物の撤去活動を実施。
- 本省及び現場において、防衛省・自衛隊・環境省が自治体等と調整を行い、効率的な撤去を実施。

ボランティアとの連携

- 市区町村（環境部局、都市部局）は、自衛隊、ボランティア（社会福祉協議会）・NPO、環境省と連携して、環境省事業、国土交通省事業等により災害廃棄物等の撤去を実施。
- 特に、ボランティア・NPO等の活動で縁出された災害廃棄物等が、宅地町の道路等に堆積して交通の障害を発生させることのないよう、市区町村が調整して仮置場への災害廃棄物等の搬出を実施。

「One NAGANO(ワンナガノ)」

- 長野県長野市においては、「One NAGANO(ワンナガノ)」と呼ばれる、市民・ボランティア・自治体・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を越えた多くの関係者が一体となって、災害廃棄物の撤去を実施。
- 昼間にボランティア等が街中の災害廃棄物を集積場所（赤沼公園）に集め、夜間に自衛隊が長野市の管理する仮置場へ移送。

農林水産省との連携

1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ビニールハウス、稻わら等の撤去・処理を支援。

2. 処理スキーム

被災した農家が被災した農業用ビニールハウス、稻わら等を撤去。市町村とJA等が場所と日時を設定し、被災した農業用ビニールハウス、稻わら等を集積。市町村が委託した処理業者が農業用ビニールハウス、稻わら等を処理。

国土交通省との連携

※被災積砂移設事業は、二次被災のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可
※災害廃棄物処理事業は、市町村が生活保護費全額上の理由から撤去を行う場合は直接撤除可

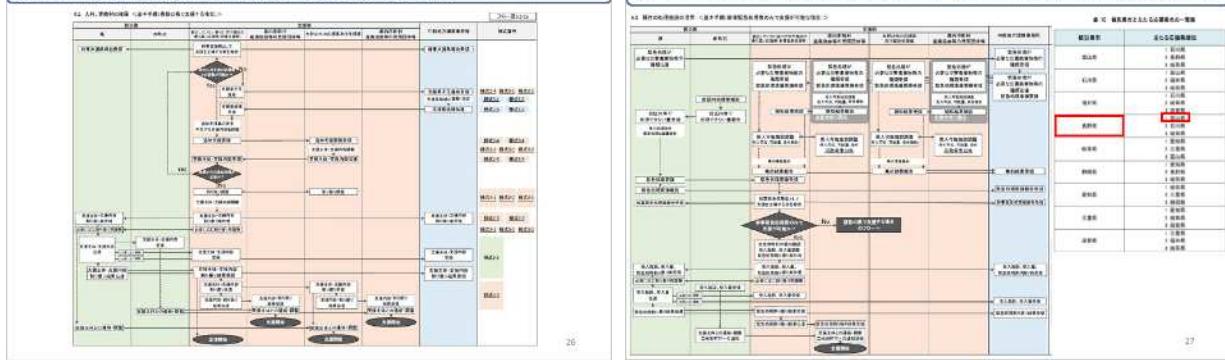
②令和元年台風第15号・第19号における地域ブロック行動計画の発動の実例（関東ブロック、中部ブロック）

4. 地域ブロック行動計画の発動



中部ブロックの災害廃棄物対策行動計画の発動手順(人的支援)

以下フローを踏まえ、支援自治体が廃棄物担当職員の派遣支援を実施



地域ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣(台風第15号)

地域ブロックの行動計画等に基づき、環境省職員に加えて、関東ブロックでは支援自治体の廃棄物担当職員の約190名を被災自治体に派遣し、技術的支援を実施。

震源地自治体		震源地自治体	
大規模災害発生時における 震源ブロック災害復旧事業対策 行動計画に基づく県道	栃木県、東京都市圏、船橋市、柏市、市川市、新潟市 埼玉県、船橋市	千葉県、南房総市 千葉県、津市	
川越市、八王子市、甲府市、常陸市	千葉県、霞ヶ浦市		
山梨県、北茨城市	千葉県、いすみ市		
船橋市、柏市、市川市、横須賀市	千葉県、鋸南町		
埼玉県、横浜市、常陸市	千葉県、纲島		
神奈川県	神奈川県、鎌倉市、三浦市		

5号) 地域ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣(令和元年台風第19号)

地域ブロックの行動計画等に基づき、環境省職員に加えて、関東ブロックでは支援自治体の廃棄物担当職員の約620名を、中部ブロックでは支援自治体の廃棄物担当職員の約1,300名を被災自治体に派遣し、技術的支援を実施。

震源元岛经济体		震源元自治体
災害復興業務中部ブロック広域連携計画に基づく派遣	石川県・豊田市、豊橋市、金沢市、名古屋市、四日市市、豊川市、岐阜市、春日井市、一宮市、同略市、鵜島市、南伊勢町	長野県長野市
	小松市・富山市	長野県佐久市
	加賀市、津市	長野県飯山市
	松阪市、能美市	長野県小布施町
大規模災害発生時ににおける 関東ブロック災害復興業務に対する 行動計画に基づく派遣	葛飾区、荒川区 所沢市、さいたま市、板橋区、豈島区、港區、品川区、荒川区 新潟市、山梨県、目黒区 袖ヶ浦市、甲府市 静岡市、中野区、北区、山梨県、尼立区、中央区 杉並区、文京区、甲府市、江東区 前橋市、船橋市、常磐市、柏市、東村山市、市川市、千代田区、江東区、 墨田区 東京都、埼玉市、江戸川区、台東区、練馬区 常磐市 多摩市、府中市、東村山市、山梨県、北茨城市、新宿区	千葉県茂原市 埼玉県東松山市 埼玉県坂戸市 栃木県鹿沼市 栃木県佐野市 栃木県那須市 茨城県大子町 茨城県筑波大高市 茨城県猿島郡水戸市 茨城県龍ケ崎市

行動計画に基づく地域ブロック内広域処理の調整(令和元年台風第19号)

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、長野県が被災した際には富山県が支援する割り当てを平時からされていたため、富山県が調整を実施し、富山県内の処理施設での広域処理が実現。



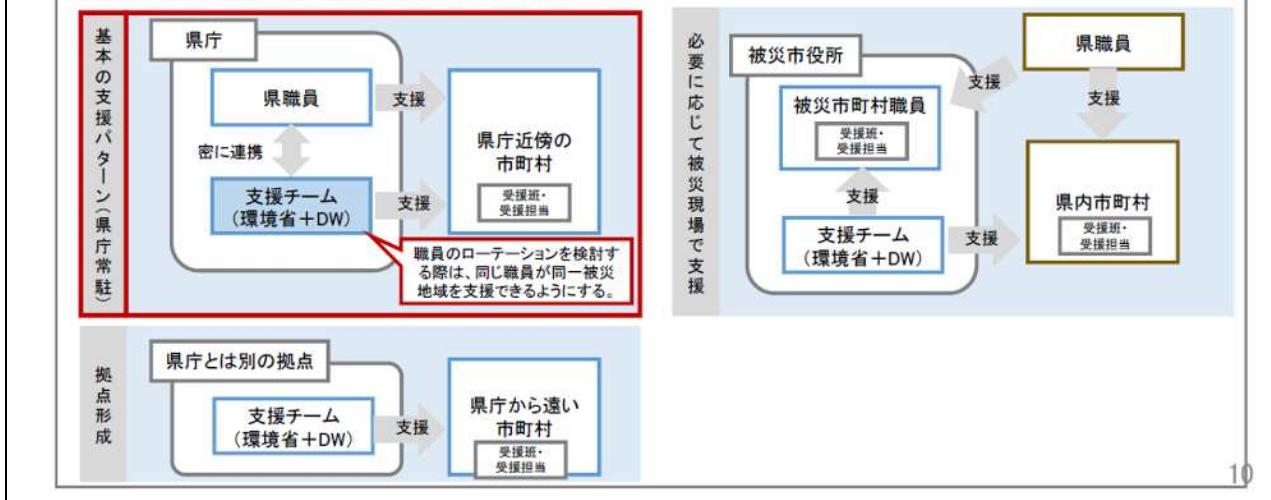
■災害廃棄物対策推進検討会（地域間協調ワーキンググループにおける検討）

参考文献・事例	第2回 平成30年度災害廃棄物対策推進検討会資料
作成元	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
作成年月	平成31年3月
広域連携に関する記載項目	・支援体制・支援方法

【検討事項1】同時多発化する自然災害を想定した場合の支援の考え方

支援体制・支援方法

- **被災都府県を介した被災市町村への支援を基本**とするが、平成30年7月豪雨では被害の大きかった倉敷市へ直接、支援チームを派遣することで手厚い支援を行うことができたため、**必要に応じて被災現場へ赴き、支援を行うことも可能**とする。（※同一県内で派遣が必要な被災市町村数が限定される場合には、直接、被災市町村へ職員を派遣したほうが効率的な場合も考えられる。）
- また平成30年度の振り返りで抽出された課題（県庁から遠い市町への支援が十分に行き届かなかった）を踏まえ、**必要に応じて、県庁以外に拠点を設けて支援を行うことも可能**とする。（※支援者数の絶対的な不足を勘案すると必須条件ではない。）
- 支援チームは**被災自治体の受援班・受援担当**に対して、自治体や民間事業者からの支援状況を確認する。これにより重複した支援を避けることができ、効率的な支援につながる。

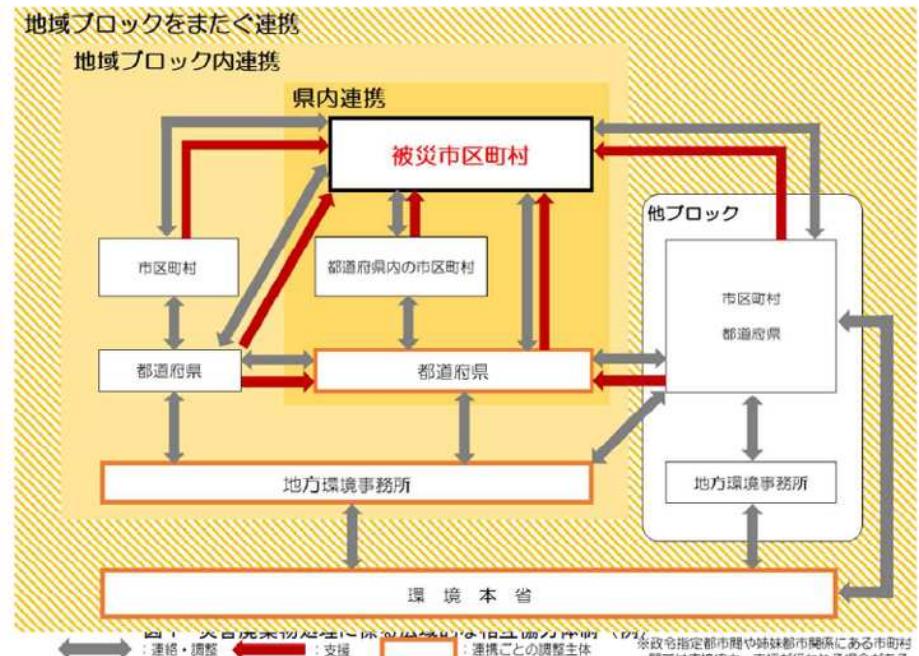


参考文献・事例	第2回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会資料
作成元	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①関係者（受援側・支援側）の役割、広域連携の手順 ②派遣計画の検討
①関係者（受援側・支援側）の役割、広域連携の手順	<p>【検討事項1】地域ブロックをまたぐ広域連携方策の検討</p> <p>5. 関係者（受援側・支援側）の役割、広域連携の手順</p> <p>【受援側】被災地方環境事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災市区町村の支援ニーズの把握 ②地域ブロックをまたぐ広域連携の要請 ⑤被災都道府県への調整結果の伝達 ⑥支援自治体への依頼事項の伝達・調整 ⑦広域処理に係る助言 <p>【支援側】環境本省</p> <ul style="list-style-type: none"> ③支援自治体・民間事業者の照会・調整 ④被災地方環境事務所への調整結果の伝達 ④所管地方環境事務所との情報共有 <p>【支援側】所管地方環境事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ④環境本省との情報共有 ⑧関係者との密な連携による被災ブロックの支援
②派遣計画の検討	<p>【検討事項1】派遣計画の検討(南海トラフ地震を想定した災害廃棄物処理タイムライン)</p> <p>津波廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日目: 被害情報の収集、庁内体制・連携体制の確立 2日目: 廃棄物処理施設の緊急点検・応急措置の実施 津波被害が甚大な地域での対応の目安 撤去先の抽出・選定 津波廃棄物の撤去・仮置き※順次、必要機材投入 処理先への搬出 3日目: 住民・避難者への周知・広報 (未定事項の情報発信含む) 施設・車両の燃料確保(優先供給)の調整 收集運搬体制の確保に向けた調整 收集運搬の再開(生活ごみ・し尿等) 生活ごみ・し尿等の処理 4日目以降: 仮置場の設置 片付けごみの受入・仮置き 1ヶ月以降: 政府全体の動きに合わせて人員派遣等は原則72H以降 <p>生活ごみ・避難ごみ・し尿・片付けごみ</p> <p>公費解体に伴う廃棄物</p> <p>環境省として、支援に向けた各種調整を先行して実施</p> <p>処理指針の策定(発災から概ね1ヶ月以内)</p> <p>公費解体受付の体制整備</p>

■国が公表している資料等に記載されている内容

参考文献・事例	災害廃棄物対策指針（技術資料改定）
作成元	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）（技術資料8-1） ②受援体制の構築について（技術資料8-3）

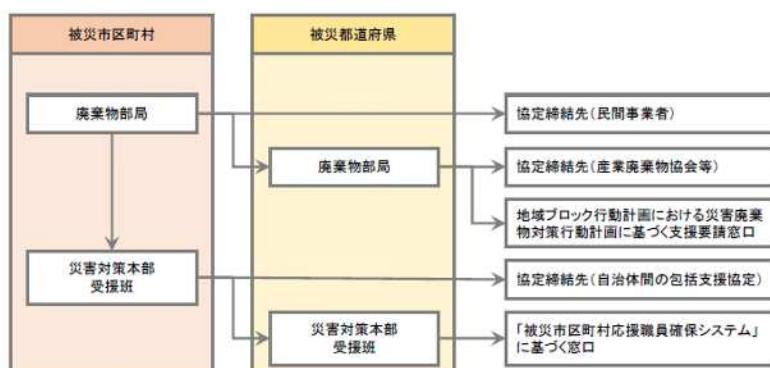
①災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）（技術資料8-1）



県内連携	都道府県は域内の市区町村と調整を図り、県内市区町村と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロック内連携	地方環境事務所は地域ブロック内の都道府県と調整を図り、支援自治体（地域ブロック内の都道府県や市区町村）と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロックをまたぐ連携	地域ブロック内連携だけでは処理が停滞し、住民の生活環境保全上支障が生じると判断される場合や、早期の地域ブロックをまたぐ広域連携が今後の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理に寄与することが期待される場合には、地方環境事務所と調整・協議を行った上で、環境本省が地域ブロックをまたぐ広域連携を調整する。

②受援体制の構築について（技術資料8-3） ※項目抜粋

- 平時からの支援要請ルートの検討
- 受援に当たって留意すべき事項
- 受援体制構築の基本的な流れ



※地域ブロック行動計画における災害廃棄物対策行動計画に基づく支援要請窓口は、地域ブロック毎に異なることから、地域ブロック行動計画を確認することが必要。

図1 支援要請の流れ（例）

4. 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

表2 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

【支援者を受け入れる場合】

項目	準備内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 就寝のための布団等を準備する。 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。(東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。)

【収集運搬支援を受ける場合】

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 災害廃棄物の集積所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> 応援車両の駐車スペースを確保する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 就寝のための布団等を準備する。 応援車両の駐車スペースを確保する。
後発部隊への引き継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。(※先発部隊に対して後発部隊への引き継ぎを要望しておくことも可)

5. 受援体制の検討時期

表3-1 受援体制の検討時期(例)

項目	経過時間		
	初動期	応急対応(前半)	応急対応(後半)
① 生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集に係る人的・物的支援			-----→
② 災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援			-----→
③ 災害廃棄物処理に係る事務支援(実行計画の策定や補助金事務等)			→

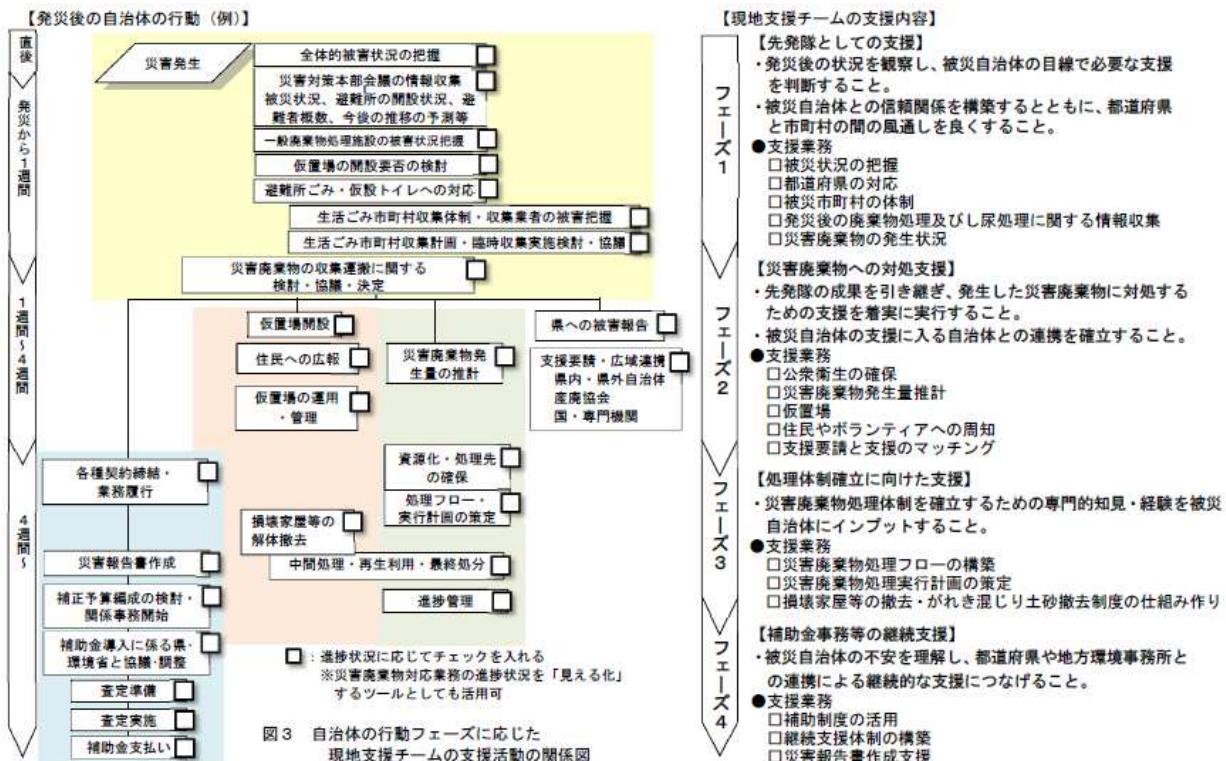
参考文献・事例	市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き
作成元	環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所
作成年月	平成30年3月
広域連携に関する記載項目	・民間事業者団体の連絡先一覧(D.Waste-Net関連、廃棄物処理関連、リサイクル関連等)

(2) 連絡先一覧

環境省	名称	所在地	電話番号	FAX番号
	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室 北海道地方環境事務所 環境対策課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	
	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階	03-5521-8358	03-3593-8263
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎3F	011-299-1952	011-736-1234
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎6F	022-722-2871	022-724-4311
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 四国事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F	048-600-0814	048-600-0521
	D.Waste-Net 全般	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2132	052-951-8889
	D.Waste-Net 全般	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMM8F	06-4792-0702	06-4790-2800
	D.Waste-Net 全般	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎11F	086-223-1584	086-224-2081
	D.Waste-Net 全般	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4F	096-322-2410	096-322-2446
	D.Waste-Net 全般	〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087-811-7240	087-822-6203
D.Waste-Net 全般	国立研究開発法人国立環境研究所	〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2	029-850-2314	029-858-2645
D.Waste-Net 全般	公益社団法人全国都市清掃会議	〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目3番11号IPB お茶の水7階	03-5804-6281	03-3812-4731
D.Waste-Net 全般	公益社団法人地盤工学会	〒112-0011 東京都文京区千石4丁目38-2	03-3946-8677	03-3946-8678
D.Waste-Net 全般	一般財団法人日本環境衛生センター	〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	044-288-5093	044-288-5217
D.Waste-Net 全般	一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-20 エステックビル3階	03-5822-2774	03-5822-2775
D.Waste-Net 全般	一般社団法人廃棄物資源循環学会	〒108-0014 東京都港区芝5-1-9 豊前屋ビル5F	03-3769-5099	03-3769-1492
D.Waste-Net 全般	公益財団法人廃棄物・3R研究財團	〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル8F	03-5638-7161	03-5638-7164
D.Waste-Net 処理事業関連	公益社団法人全国産業廃棄物連合会	〒106-0032 東京都港区六本木3丁目1番17号(第2ABビル4階)	03-3224-0811	03-3224-0820
D.Waste-Net 処理事業関連	一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会	〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ゼオラルビル5F	03-5777-6106	03-5777-6109
D.Waste-Net 処理事業関連	一般社団法人日本環境衛生施設工業会	〒103-0012 東京都中央区日本橋彌留町2-8-4 日本橋コアビル6F	03-3668-1881	03-3668-1882
D.Waste-Net 処理事業関連	一般社団法人日本災害対応システムズ	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目6-6 イースタンビル808号室	022-216-1821	022-216-1840
D.Waste-Net 建設業関連	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階	03-3555-2196	03-3555-2133
D.Waste-Net	一般社団法人日本建設業連合会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁	03-3553-0701	03-3551-4954

参考文献・事例	災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル
作成元	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
作成年月	平成31年3月
広域連携に関する記載項目	①発災後の行動に関する時間軸の目安 ②現地支援時の環境省及びD.Waste-Netの役割 ③現地支援チームの情報共有用の様式例

①発災後の行動に関する時間軸の目安



②現地支援時の環境省及びD.Waste-Netの役割

表1 現地支援チームにおける環境省とD.Waste-Netの業務分担例

構成メンバー	業務分担例
環境省	統括 (1～2名)
	▶ 現地支援チーム全体の統括
	▶ 支援業務の方向性の決定
	▶ 災害対策本部・本省・他省庁との現地調整
統括補佐 (1～2名)	▶ 現場支援の統括（災害廃棄物の収集運搬、仮設場運営等）
	▶ 自治体（都道府県・市町村）への指導・支援ニーズの把握
担当 (1～2名)	▶ 補助金事務に関する自治体への助言
	▶ 自治体（都道府県・市町村）との連絡窓口
D.Waste-Net (2～4名)	▶ 現地支援チームの庶務調整（車両手配・備品管理等）
	▶ D.Waste-Netとの連絡・調整
	▶ 現地報告書作成

※現地支援チームのメンバー構成は、災害規模等によって臨機応変に対応するものとする。派遣人

材の選定にあたっては、本省災害廃棄物対策室または地方環境事務所にて、都度調整を行う。

※（ ）内は、現地支援チームの1班あたりに配置する人数の目安を示す。

③現地支援チームの情報共有用の様式例

- ・現地支援チーム日報

現地支援チーム 日報

災害名	〇〇年豪雨災害
報告書作成日	〇〇年〇月〇日（△）
報告書作成者	〇〇 〇〇

支援先自治体	〇〇市
現地支援チームメンバー	環境省（本省）： 環境省（地方環境事務所）： D.Waste-Net： 自治体（支援）： その他：

【現状・課題・対応事項等】

・

【写真】

・現地支援チーム情報共有シート

現地支援チーム情報共有シート

年 月 日 時点

自治体		
担当部署名		
市役所所在地/連絡先		TEL
出張所名称所在地/連絡先		TEL
TEL		
担当者役職/氏名/連絡先		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
被災地の状況	被災状況の全体像	(例) 災害対策本部から随時入手可
	道路交通状況	(例) 不通区間を把握。
	電気・ガス・水道	(例) 停電地区あり。焼却工場停止中につき要注意。
	自動車燃料供給状況	(例) 営業中ガソリンスタンドの情報は、○○より入手可
都道府県の対応		(例) ○○課が対応。市町村からの報告を集計中 県の協定活用に向け、すでに調整に入っている。
被災市町村の体制	災害廃棄物処理計画	(例) ない
	災害廃棄物処理に対する理解	(例) 2年前台風10号による補助金対応あり
	人員体制	(例) 専従人員
	一般廃棄物の処理体制	(例) 一部事務組合とのコミュニケーションがとりにくい 廃棄物収集運搬・処理事業者との協定や関係性
		(例) 県協定で調整中
	支援の必要性	(例) 全都清へ打診中。支援要請の規模を検討中
	自衛隊・消防・警察等他市庁との連絡体制	
住民広報・マスコミ対応能力		
廃棄物処理及びし尿処理	通常の生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬	
	一般廃棄物処理施設の稼働状況	
	し尿処理施設の稼働状況	
災害廃棄物の発生状況	片付けごみの排出状況	
	集積所の排出状況	
	集積所のうち勝手仮置場の発生状況	
	一次仮置場の開設・運用状況	
	ボランティア・社協等との調整状況	
【特記事項】		

参考文献・事例	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
作成元	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①発災後の行動に関する時間軸の目安 ②情報共有に係る項目及び様式

①発災後の行動に関する時間軸の目安



②情報共有に係る項目及び様式

番号	名称
資料2	関係連絡先リスト

①府内関連部署

組織・部署	担当者／代理者	電話番号/FAX	メールアドレス	その他の連絡手段
災害対策本部	危機管理課 ○○課長	内線 XXXXX	YYY@ZZZtown.1g.jp	防災無線
防災課	防災課 ○○係長	内線 XXXXX		防災無線
下水道課	下水道課 ○○主査	内線 XXXXX		防災無線
道路課				防災無線
総務課				

②関連施設、委託先

組織・部署	担当者／代理者	電話番号/FAX	メールアドレス	その他の連絡手段
●●清掃工場	施設課 ○○課長	XXXX-XX-XXXX		防災無線
●●一部事務組合	○○事務局長	XXXX-XX-XXXX		防災無線
一般廃棄物 処理事業者				
産業廃棄物				

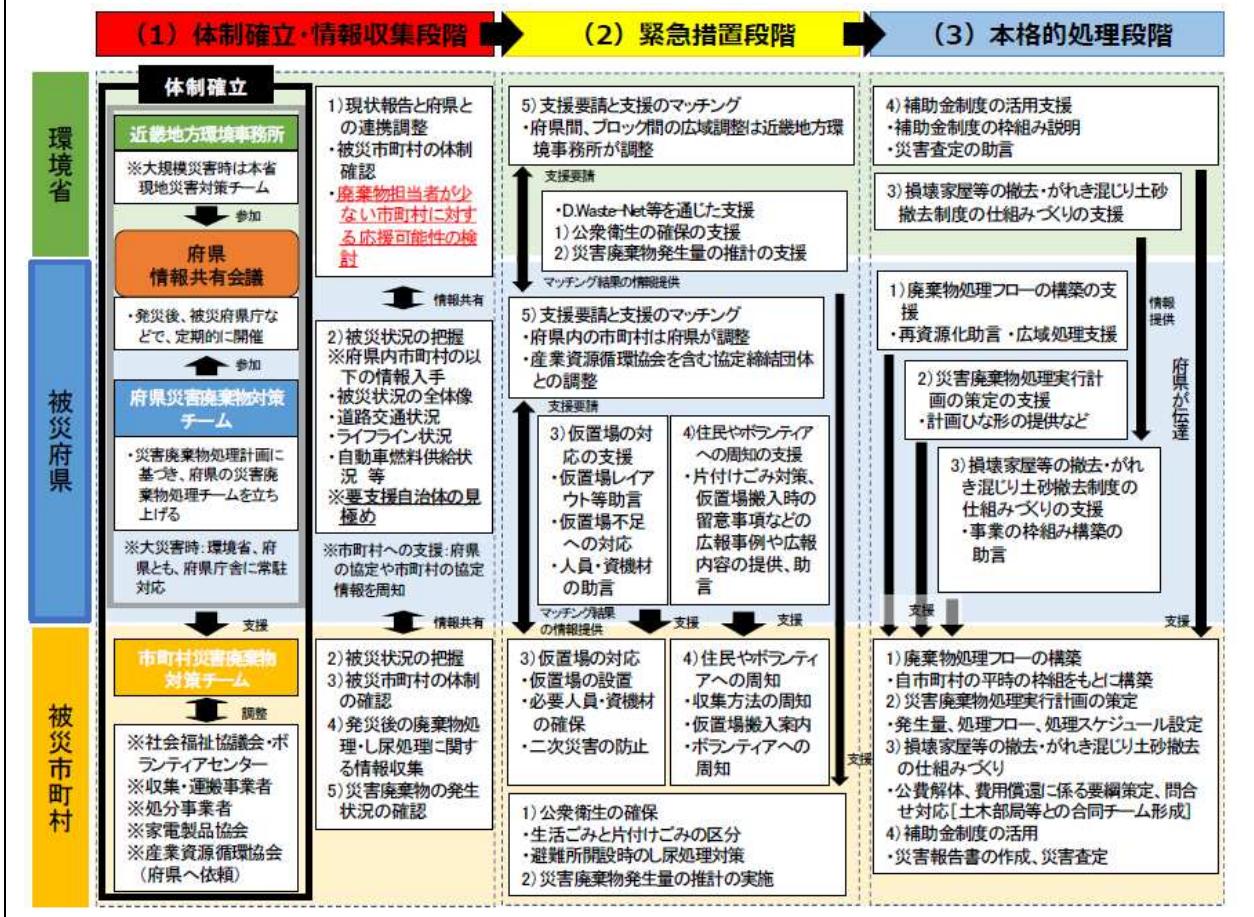
番号	名称							
資料3	被害状況チェックリスト							
① 施設								
施設の名称	利用可否	被害状況・復旧見込	アクセス可否	備考（時点等）				
	可／一部可／不可		可／一部可／不可					
	可／一部可／不可		可／一部可／不可					
	可／一部可／不可		可／一部可／不可					
	可／一部可／不可		可／一部可／不可					

注) 焼却施設、最終処分場、し尿処理施設、破碎施設、運搬施設、圧縮施設等を対象

② 廃棄物収集車両	利用可否	被害状況・復旧見込	備考（時点等）
チェック対象	利用可否	被害状況・復旧見込	備考（時点等）
	可／一部可／不可		

③ 仮置場（候補地を含む）	利用可否	被害状況・復旧見込	アクセス可否	備考（時点等）
施設の名称	利用可否	被害状況・復旧見込	アクセス可否	備考（時点等）
	可／一部可／不可		可／一部可／不可	
	可／一部可／不可		可／一部可／不可	
	可／一部可／不可		可／一部可／不可	

参考文献・事例	災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル (案)
作成元	大阪府・環境省近畿地方環境事務所
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	・行動計画に基づく国・県・市町村の行動フロー



卷末資料4 災害廃棄物処理における感染症等発生時の対策

資料名	発信元	主な対象者				
		自治体	住民	事業者	廃棄物処理業者	ボランティアセンター
廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	環境省	●	●	●	●	
廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）	環境省	●				
廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A	環境省	●	●	●	●	
廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）	環境省	●				
新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画作成例	環境省	●				
感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【大阪府堺市】（堺市一般廃棄物処理等業務継続計画）	環境省	●				
感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町】（感染症発生時における一般廃棄物收集運搬業務継続の協力に関する協定書、新型コロナウイルス等感染症発生時における廃棄物処理事業継続計画）	環境省	●				
感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【中核市A市】（環境部業務継続計画～新型インフルエンザ等編～）	環境省	●				
新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果の概要	環境省	●				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年5月1日）	環境省	●				
新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について一避難所を運営されている方々へ	環境省	●				
コロナ禍での多様な被災者支援主体による連携（三者連携）	NPO法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	●				●
新型コロナウイルス感染症対応避難所運営訓練結果報告書	益城町	●				
新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて	内閣府	●				
荒川区災害廃棄物等処理方針	東京都荒川区		●			
新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方	環境省		●			
新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方～家庭ごみを出すときに心がける5のこと～	環境省		●			
新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について一避難所に避難されている方々へ	環境省		●			
医療機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について	環境省			●	●	
廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル	環境省			●	●	
宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ	環境省			●		
ごみの收集運搬作業をされるみなさまへ 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策	環境省				●	
産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	(公社) 全国産業資源循環連合会				●	
廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（第2版）	(一財) 日本環境衛生センター、(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター				●	
新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点【第1版】	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター					●
社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第1版】	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター					●
新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター					●
災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン～【第1版】	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター					●

資料名	廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
発信元	環境省
URL	http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf
対象者	自治体、廃棄物処理業者、排出者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の種類と特徴 ・発生場所（①家庭及び事業所、②医療関係機関等、③宿泊療養施設）ごとの廃棄物の排出時における留意点 ・廃棄物の処理等における感染防止策の具体例 ・新型コロナウイルス感染症に伴う想定されるリスクと各主体（自治体、廃棄物処理業者、排出者）が取るべき措置

資料名	廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/200122precity.pdf
対象者	自治体
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び各関係機関に対し、感染性廃棄物の適正な処理の確保と、廃棄物の排出時、収集運搬時及び処分時における作業者への感染防止の周知徹底をお願いする旨の通知。

資料名	廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A
発信元	環境省
URL	http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/200819qa.pdf
対象者	自治体、廃棄物処理業者、排出者（家庭、医療機関、事業所）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの捨て方について（排出者向け） ・新型コロナウイルスに係る廃棄物処理の対応について（自治体向け） ・資金繰りへの支援について（廃棄物処理業者向け）

資料名	廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/200130precity.pdf
対象者	自治体
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び各関係機関に対し、安全かつ安定定期に廃棄物の適正処理が行えるよう、新型コロナウイルス対策の実施等の周知徹底をお願いする旨の通知。

資料名	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画作成例
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/kankyouyou.docx
対象者	市町村
概要	・市町村が新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症発生時における事業継続のために必要な措置を定める際の計画作成例を示したもの。

資料名	感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【大阪府堺市】 (堺市一般廃棄物処理等業務継続計画)
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/sakaishi.pdf
対象者	市町村
概要	・本事例では、新型コロナウイルス等の感染症発生時における事業継続のために必要な措置として、非常時優先業務、感染防止策、人員不足が生じた場合等の対応、市民への周知等が示されている。

資料名	感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例 【鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町】 (感染症発時における一般廃棄物収集運搬業務継続の協力に関する協定書、 新型コロナウイルス等感染症発生時における廃棄物処理事業継続計画)
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/tottoriken.pdf
対象者	市町村
概要	・市の収集運搬業者が感染症の感染により一般廃棄物の収集運搬業務の継続が困難となった場合に、市が組合に収集運搬の協力を要請する際の必要事項を記載。 ・本事例では、新型コロナウイルス等の感染症発生時における事業継続のために必要な措置として、感染症の発生段階（フェーズ0からフェーズ5）に応じて、感染者、対策本部、市町、組合員のそれぞれの役割が示されている。

資料名	感染症の発生時における一般廃棄物処理事業継続計画の実例【中核市A市】 (環境部業務継続計画～新型インフルエンザ等編～)
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/tyuukakushiA.pdf
対象者	市町村
概要	・本事例では、新型インフルエンザ等の感染症発生時における事業継続のために必要な措置として、感染症の発生段階（発生早期、感染期、小康期）における感染対策、業務継続のための基本方針及び執行手順が示されている。 ・感染症発時の優先度が高い業務について、部署ごとに業務名、最低必要人員、業務内容が示されている。

資料名	新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果の概要
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/gaiyou.pdf
対象者	自治体
概要	<p>アンケートの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ(一般家)の分別・排出方法について、周知した事例や変更を行った事例 ・家庭ごみ(自宅療養者がいる場合)の分別・排出方法の変更を行った事例 ・家庭ごみの収集運搬作業、処分作業における作業員の感染防止対策の実施内容 ・防護具の効率的な使い方として工夫している内容 ・一般廃棄物処理業者に特化した支援策

資料名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和2年5月1日)
発信元	環境省
URL	<p>通知（都道府県政令市宛て）： https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf</p> <p>施行規則改正概要： https://www.env.go.jp/recycle/kaiseigaiyou.pdf</p> <p>施行規則改正条文（新旧対照）： https://www.env.go.jp/recycle/kaiseijobun.pdf</p>
対象者	自治体
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例 ・保管上限の特例（新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）に起因してやむを得ず行うものについては、がれき類等の品目に限って、保管容量の上限を、処理能力の21日分上乗せ。）

資料名	新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について －避難所を運営されている方々へ－
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan2.pdf
対象者	自治体

資料名	コロナ禍での多様な被災者支援主体による連携（三者連携）
発信元	NPO 法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
URL	https://bosai-kokutai.com/images/session/17/%E3%82%AA%E3%82%A4%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BF%E3%82%BB%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%83%89_2020_JVOAD.pdf
対象者	自治体、ボランティアセンター、地元NPO等
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で発生した令和2年7月豪雨での対応事例 ・都道府県域ネットワークの取組事例（コロナ禍での災害を想定した準備）

資料名	新型コロナウイルス感染症対応避難所運営訓練結果報告書
発信元	益城町
URL	https://www.town.mashiki.lg.jp/bousai/kiji0033969/3_3969_5831_up_wt0iiagb.pdf
対象者	自治体
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染防護策を講じた避難所運営訓練の実施結果 ・避難所で発生した発生したゴミの処分方法（生活ルール） ・避難所内居住区におけるゴミステーションの運営チェック項目

資料名	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて
発信元	内閣府
URL	http://www.bousai.go.jp/pdf/hinanjyo_covid19_01.pdf
対象者	自治体
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に配慮したごみの分別・集積・処分対応

資料名	荒川区災害廃棄物等処理方針
発信元	東京都荒川区
URL	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/4566/saigaihaikibutsusyorihousinhonpen.pdf
対象者	住民
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等処理方針の中に、感染症対策を要する時期における廃棄物処理について記載（第4章）。 ・具体的には、廃棄物処理作業時の対策、廃棄物の特徴・処理等（排出源別）、平時の備え、非常時の業務及び勤務形態などが示されている。

資料名	新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf
対象者	住民
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等の感染者がいる家庭におけるごみの捨て方を記載。 ・具体的には、ごみに直接触れない、ごみ袋の梱包、手洗いの徹底など。

資料名	新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方 ～家庭ごみを出すときに心がける5つのこと～
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet6.pdf
対象者	住民

資料名	新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について －避難所に避難されている方々へ－
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan1.pdf
対象者	住民

資料名	医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-iryo.pdf
対象者	廃棄物処理業者、収集運搬業者、排出事業者

資料名	廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
発信元	環境省
URL	http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf
対象者	廃棄物処理業者、医療関係機関等

資料名	宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ
発信元	環境省
URL	https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet3.pdf
対象者	宿泊施設の従業員

資料名	ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策
発信元	環境省
URL	http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet4.pdf
対象者	収集運搬業者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬作業における新型コロナウイルス対策 ・作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて実施すべき対策を記載。

資料名	産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
発信元	公益社団法人 全国産業資源循環連合会
URL	https://www.zensanpaisen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/covidguide_pdf.pdf
対象者	廃棄物処理業者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門と現業部門に分けて、従業員への感染を防止するために講じるべき具体的な対策（職場環境での対策等）が示されている。 ・医療関係機関から排出される感染性廃棄物や軽症者等の宿泊療養施設から排出される廃棄物を取り扱う場合の留意事項等について記載。

資料名	廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（第2版）
発信元	一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
URL	https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/06/R2coronaguideline_chousa.pdf
対象者	廃棄物処理業者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の種類と特徴 ・廃棄物処理作業時の感染防止策 ・発生場所（①家庭及び事業所、②医療関係機関等、③宿泊療養施設）ごとの廃棄物の処理における対策 ・感染防止対策チェックリスト

資料名	新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点【第1版】
発信元	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター
URL	https://www.saigaivc.com/app/download/13738226592/200715-災害ボランティアセンターの運営上の留意点【第1版】.pdf
対象者	ボランティアセンター
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの状況下における災害ボランティアセンターの設置・運営 ・災害ボランティア活動における新型コロナウイルスの状況下における衛生管理の留意点

資料名	社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 【第1版】
発信元	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター
URL	https://www.saigaivc.com/app/download/13739913092/社協職員の被災地応援派遣に係るガイドライン【第1版】.pdf
対象者	ボランティアセンター
概要	・被災地に社協職員を応援派遣する際の新型コロナウイルス感染予防チェックリスト

資料名	新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～
発信元	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター
URL	https://www.saigaivc.com/app/download/13718847092/全社協VCの考え方.pdf
対象者	ボランティアセンター

資料名	災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン～ 【第1版】
発信元	全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター
URL	https://www.saigaivc.com/app/download/13738228392/200715-活動にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン【第1版】.pdf
対象者	ボランティア
概要	・災害ボランティアが活動する際の基本的な感染対策（健康管理の徹底、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、対人距離の確保など）

卷末資料 5 仮置場開設時の感染症対策の実施状況（アンケート調査結果）

【調査対象】

令和2年7月豪雨において仮置場を設置した下記の26自治体を対象とした。

- 福岡県 : 大牟田市、久留米市、八女市、うきは市、大刀洗町、朝倉市
- 佐賀県 : 鹿島市
- 長崎県 : 大村市
- 熊本県 : 八代市、人吉市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
- 大分県 : 日田市、由布市、九重町、玖珠町
- 鹿児島県 : 垂水市、伊佐市

【回答数】

26自治体中、23自治体（88%）から回答を得た。

【調査内容】

下記の点について調査を行った。調査票は次ページのとおり。

- 問1：仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、現場での運営に係る職員に向けて、実施した内容
- 問2：仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、仮置場への搬入者（市民、収集運搬業者、ボランティア等）に向けて、実施した内容
- 問3：仮置場の運営時に、関係者に新型コロナウイルス感染者（又は濃厚接触者）が発生した場合の対応等

【調査票】

設問	ご回答欄
問1／仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、現場での運営に係る職員に向けて、具体的に実施した内容があれば、お教えください。	○・×は、いずれかを選択(一方を削除)してご回答ください。 それ以外の欄は、具体的な内容をご記入ください。
1-1. 職員の装備	<p>① マスクの着用 ○・×</p> <p>② フェイスシールド・マウスシールドの着用 ○・×</p> <p>③ ゴーグルの着用 ○・×</p> <p>④ 防護服(タイベック等)の着用 ○・×</p> <p>⑤ 手袋の着用 ○・×</p> <p>⑥ その他() ○・×</p>
1-2. 仮置場内に設置したもの	<p>① 消毒液(アルコール等) ○・×</p> <p>② 体温計 ○・×</p> <p>③ サーモグラフィー ○・×</p> <p>④ 飛沫防止用のシートやアクリル板(受付対応時等) ○・×</p> <p>⑤ その他() ○・×</p>
1-3. 運営上のルール	<p>① 人との距離距離の設定 ○・×</p> <p>② 作業前の検温の義務付け ○・×</p> <p>③ 休憩ルールの設定(休憩時間をずらして密集を回避する、休憩中の会話を控えさせるなど) ○・×</p> <p>④ 作業時間中の定期的な手洗い・うがいの実施 ○・×</p> <p>⑤ 装備品や椅子等の定期的な消毒の実施 ○・×</p> <p>⑥ 決まった職員同士を組ませる(シフトを固定し、接触者を増やさない) ○・×</p> <p>⑦ その他() ○・×</p>
1-4. 対策の周知方法	<p>① 作業前日までに、講習等を実施 ○・×</p> <p>② 作業前日までに、文書等で通知 ○・×</p> <p>③ 当日の作業開始前に、口頭で伝達 ○・×</p> <p>④ 現場で作業を行いながら、適宜指導 ○・×</p> <p>⑤ その他() ○・×</p>
1-5. その他実施した内容(カッコ内にご記入ください。欄が不足時は行を追加してください。)	() ○・ () ○・
1-6. 上記対応を実施して、課題と感じた点、今後改善したい点があれば、ご記入ください。	
設問	ご回答欄
問2／仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、仮置場への搬入者(市民、収集運搬業者、ボランティア等)に向けて、具体的に実施した内容があれば、お教えください。	○・×は、いずれかを選択(一方を削除)してご回答ください。 それ以外の欄は、具体的な内容をご記入ください。
2-1. 搬入時のルール	<p>① マスクの着用 ○・×</p> <p>② 車から降りない(積み下ろしは現場職員で対応) ○・×</p> <p>③ 入場者数の制限 ○・×</p> <p>④ 入場者の検温の実施 ○・×</p> <p>⑤ 入場者の消毒の実施(消毒液の噴霧等) ○・×</p> <p>⑥ 接触者の特定を目的とした、入場者の記録 ○・×</p> <p>⑦ その他() ○・×</p>
2-2. 対策の周知方法	<p>① 自治体ホームページ ○・×</p> <p>② チラシ・広報誌の配布 ○・×</p> <p>③ 防災無線 ○・×</p> <p>④ テレビ・ラジオ・新聞等のメディア ○・×</p> <p>⑤ 広報車 ○・×</p> <p>⑥ 現場での周知(看板、口頭など) ○・×</p> <p>⑦ その他() ○・×</p>
2-3. その他実施した内容(カッコ内にご記入ください。欄が不足時は行を追加してください。)	() ○・ () ○・
2-4. 上記対応を実施して、課題と感じた点、今後改善したい点があれば、ご記入ください。	
設問	ご回答欄
問3／仮置場の運営時に、関係者に新型コロナウイルス感染者(又は濃厚接触者)が発生した場合の対応等についてご回答ください。	問3-1の有・無は、いずれかを選択(一方を削除)してご回答ください。 それ以外の欄は、具体的な内容をご記入ください。
3-1. 感染者(又は濃厚接触者)の発生に備えた対応方法をあらかじめ準備していましたか。	有・無 有 → 下記①～③をご回答ください。 無 → 下記④をご回答ください。
① [有の場合] 感染者(又は濃厚接触者)に対し、どういった対応を行う想定していましたか。	
② [有の場合] 仮置場の運営を再開するために、どういった方針を想定していましたか。	
③ [有の場合] 仮置場の休止期間中の災害廃棄物対応はどのように想定していましたか。	
④ [無の場合] 準備がなかったことで、何か運営上の問題やトラブル等が生じましたか。	
3-2. 上記対応を実施して、課題と感じた点、今後改善したい点があれば、ご記入ください。	

【調査結果】

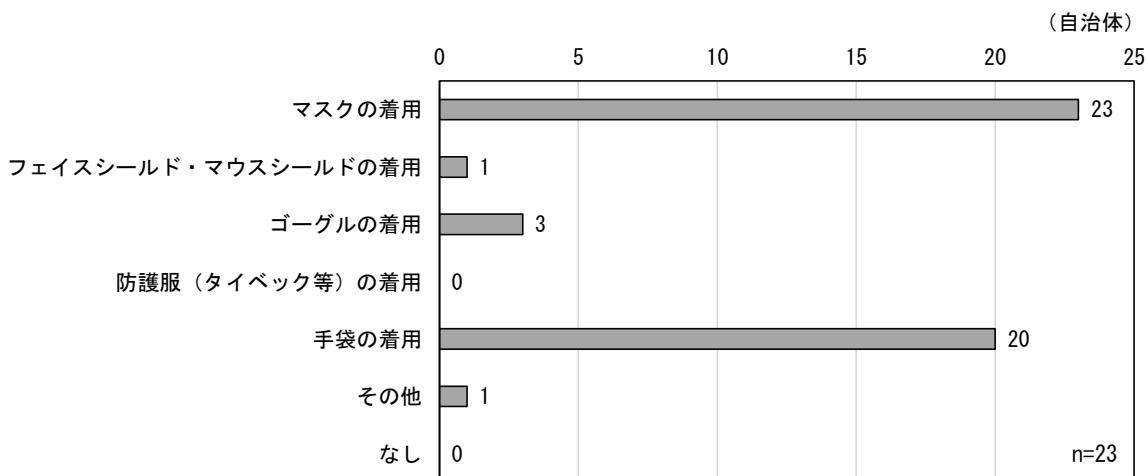
問1／仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、現場での運営に係る職員に向けて、具体的に実施した内容があれば、お教えてください。

1-1. 職員の装備

- ①マスクの着用 ②フェイスシールド・マウスシールドの着用
③ゴーグルの着用 ④防護服（タイベック等）の着用 ⑤手袋の着用 ⑥その他

(調査結果)

マスク着用は全ての自治体において、手袋の着用もほとんどの自治体において行われていた。一方、フェイスシールド、マウスシールド、ゴーグルなどの着用は、一部の自治体に留まっていた。

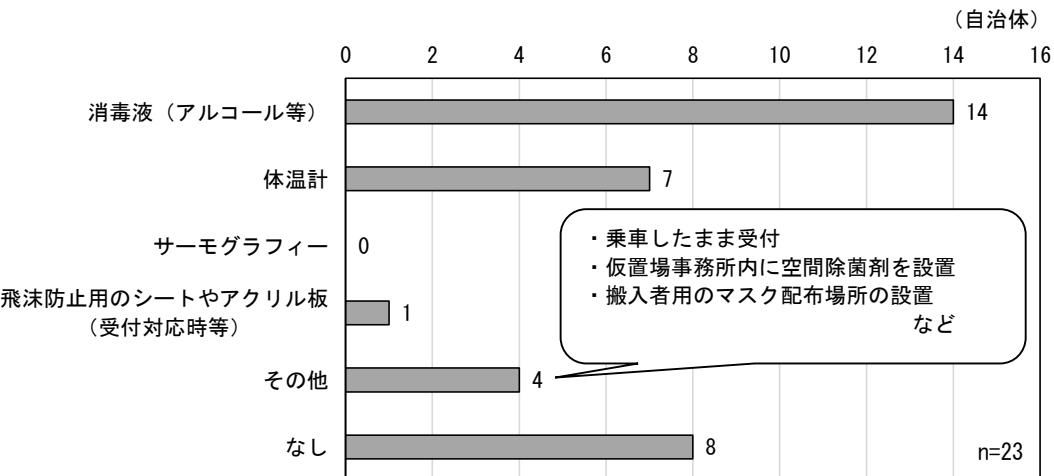


1-2. 仮置場内に設置したもの

- ①消毒液（アルコール等） ②体温計 ③サーモグラフィー¹
④飛沫防止用のシートやアクリル板（受付対応時等） ⑤その他

(調査結果)

半数以上の自治体において、仮置場内に消毒液が設置されていた。体温計も約3分の1の自治体で設置されていた。一方、8自治体では、特に仮置場内に設置した対策物はなかった。



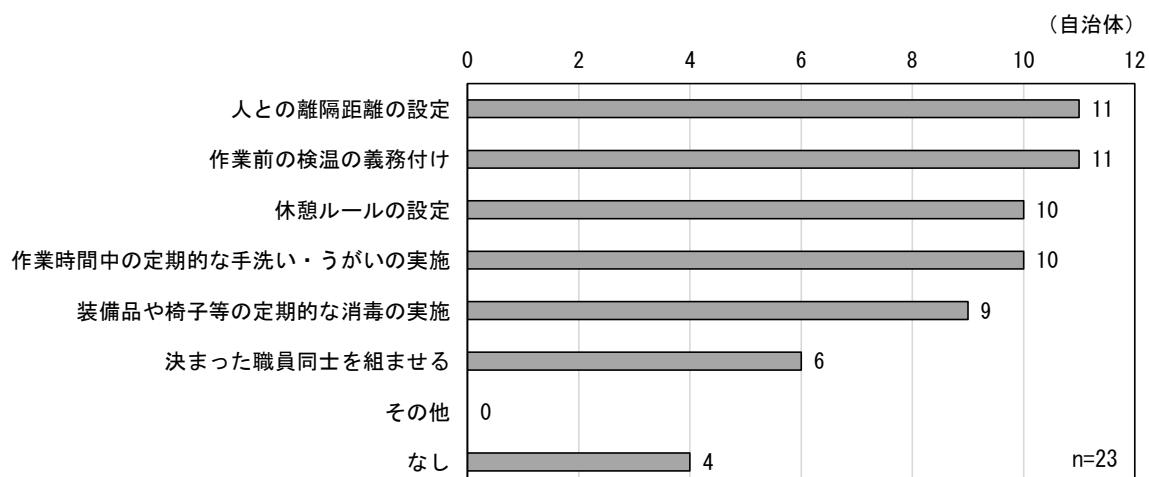
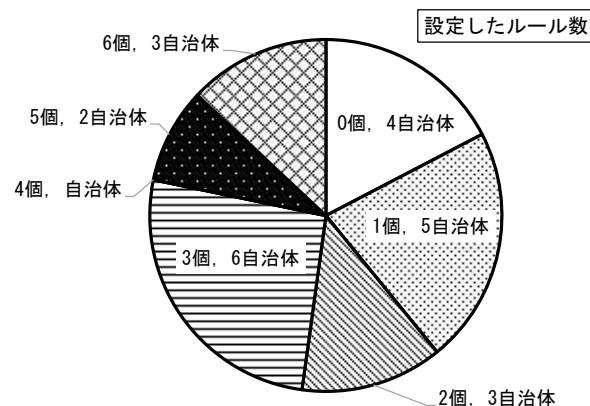
1-3. 運営上のルール

- ①人ととの離隔距離の設定
- ②作業前の検温の義務付け
- ③休憩ルールの設定
- ④作業時間中の定期的な手洗い・うがいの実施
- ⑤装備品や椅子等の定期的な消毒の実施
- ⑥決まった職員同士を組ませる
- ⑦その他

(調査結果)

調査対象 23 自治体中、19 自治体では運営上のルールが設定されていたが、突出して採用されているものはなく、今回の設問の選択肢のいずれかが採用されているという結果であった。

各自治体において採用されていたルール数の分布をみると、設問の選択肢のうち 3 個のルールを採用していたのが 6 自治体ともっと多く、次いで 1 個（5 自治体）であった。選択肢に挙げた 6 個のルール全てを採用している自治体が 3 つある一方で、特に何もルールを定めていない自治体も 4 つあった。



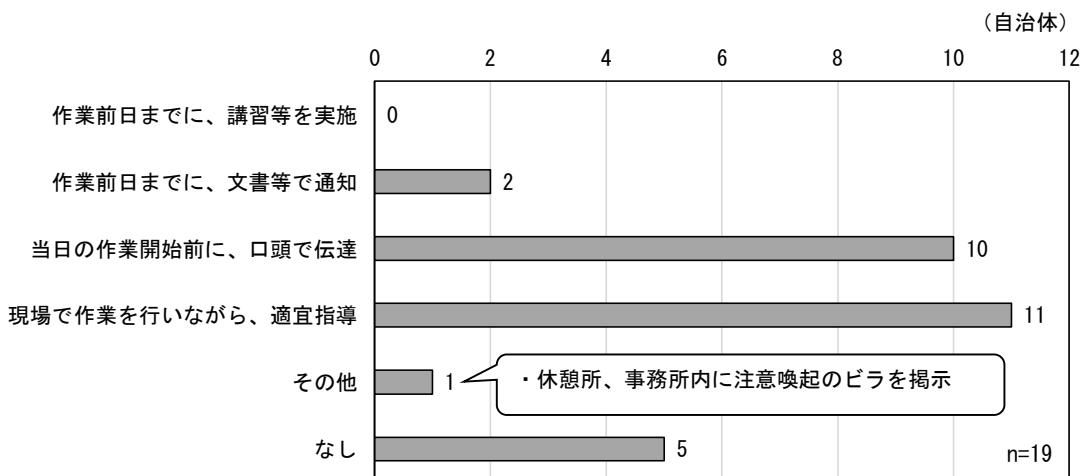
1-4. 対策の周知方法

- ①作業前日までに、講習等を実施
- ②作業前日までに、文書等で通知
- ③当日の作業開始前に、口頭で伝達
- ④現場で作業を行なながら、適宜指導
- ⑤その他

(調査結果)

運営上のルールを設定していた 19 自治体のうち、対策の周知を行っていた自治体では、ほとんどの自治体において、当日の作業開始前、もしくは現場で適宜指導という形で周知されていた。

一方、特に周知を行っていない自治体も 5 つあった。



1-5. その他、現場での運営に係る職員向けに実施した内容（自由記述）

- ・（廃棄物処理施設の敷地内に仮置場を設置したため）管理棟出入口などを次亜塩素酸水にて消毒を実施。
- ・団体（5人以上）の会食、飲食は控えるように指導

1-6. 現場での運営に係る職員向けの対応として、課題と感じた点、今後改善したい点（自由記述）

- ・消毒液は当時品薄となっており必要量調達できなかった。今後は災害発生を想定し、事前準備を徹底したい。
- ・マスク着用については、大雨災害発生が非常に暑い時期であり、熱中症についての注意喚起を優先させた。
- ・コロナ禍であっても、状況により優先順位は変化する。コロナ対策のみに囚われず、多様な視点を持ち仮置場の運営にあたりたい。
- ・今回は仮置場の規模が小さく、全く問題なかったが、大規模災害時に設置する大型の仮置場の場合に備えて検討が必要である。このアンケートの質問事項を参考にしたい。
- ・今回設置した仮置場は、直営収集職員が勝手置場のごみを仮置きするためのものであったため、特段職員の配置はしていない。収集職員はマスクおよび手袋を着用して、作業にあたった。
- ・気温が高い場合にマスクなどの着用による熱中症の危険性があったため、交代時間を短くするなどの対策が必要と考えている。
- ・現場職員に対し運営上のルール確認を行い、感染防止に即した対処と意識啓発を更に高めてい

く。

- ・搬出先が郡外の処理施設もあったが、当時は現在ほどの危機感が無く、特に対応していなかった。
- ・安全面の確保も必要であり、過度な防護は視界不良の原因にもつながるため難しい面もあるが、対応できる予防策は行っていく必要がある。
- ・仮置場での防護服の着用について、気温が高い時期は熱中症の危険性もあり困難と考える。
- ・屋外の作業なので、作業中に密になることはない。食事と休憩時間は屋内で過ごすので今後対策を行う。

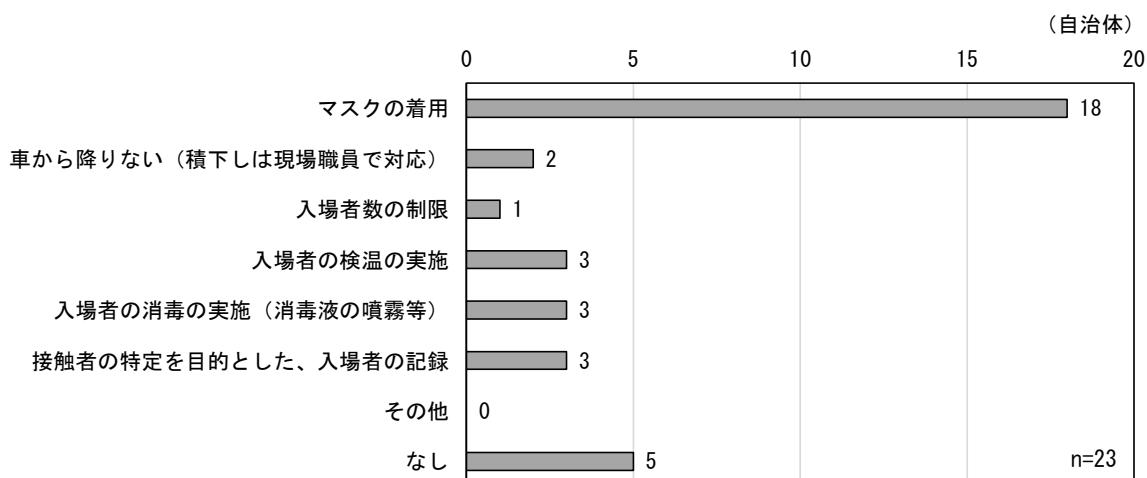
問2／仮置場内での新型コロナウイルス感染防止対策として、仮置場への搬入者（市民、収集運搬業者、ボランティア等）に向けて、具体的に実施した内容があれば、お教えください。

2-1. 搬入時のルール

- | | | |
|----------------------|-----------------------|---------------------|
| ①マスクの着用 | ②車から降りない（積下しは現場職員で対応） | |
| ③入場者数の制限 | ④入場者の検温の実施 | ⑤入場者の消毒の実施（消毒液の噴霧等） |
| ⑥接触者の特定を目的とした、入場者の記録 | ⑦その他 | |

（調査結果）

23自治体中18自治体においては、搬入者向けに何らかの対策が取られており、マスク着用を求める対応は、対策を取ったすべての自治体で実施されていた。検温、消毒、入場者の記録等の実施は、少数の自治体にとどまっていた。

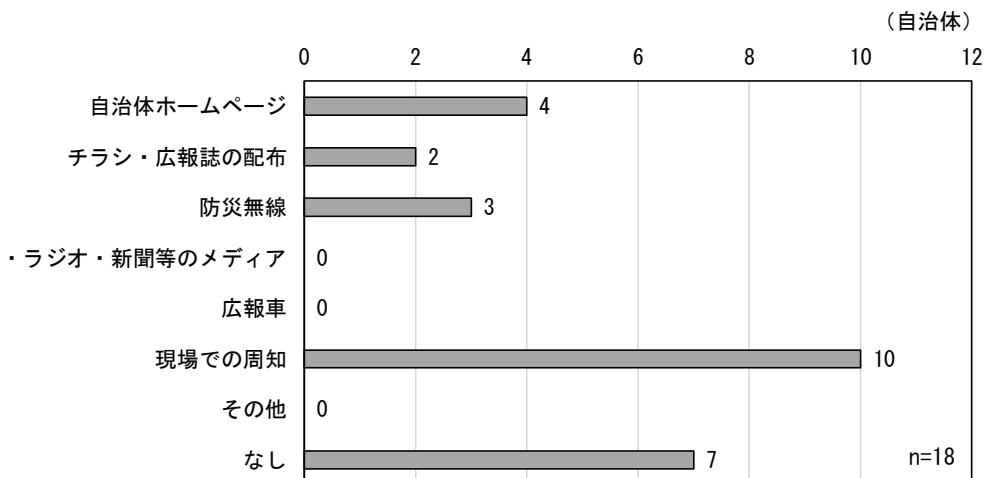


2-2. 対策の周知方法

- ①自治体ホームページ
- ②チラシ・広報誌の配布
- ③防災無線
- ④テレビ・ラジオ・新聞等のメディア
- ⑤広報車
- ⑥現場での周知（看板、口頭など）
- ⑦その他

（調査結果）

搬入者向けの対策を取った自治体の周知の方法としては、現場で行ったケースが多かった。特段周知を行っていない自治体も多く、現場で必要に応じて要請したケースも多かったとみられる。その他の周知方法として、自治体ホームページ、チラシ・広報誌の配布、防災無線などが挙げられた。



2-3. その他、仮置場への搬入者向けに実施した内容（自由記述）

（本設問に関する回答は特になかった。）

2-4. 仮置場への搬入者向けの対応として、課題と感じた点、今後改善したい点（自由記述）

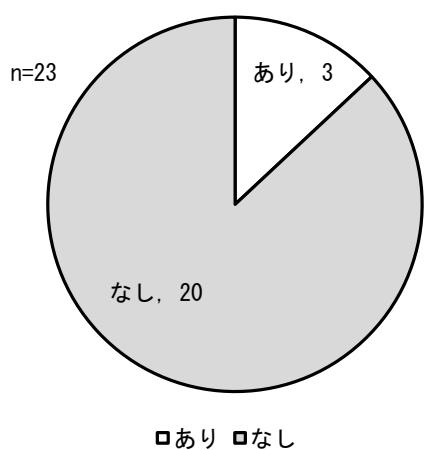
- ・乗車したままで受付し接触を減らす等のコロナ対策は行った。しかし、被災者は生活再建のため、素早いごみの受入を求めており、荷下し作業者が集中、結果作業者間の距離を十分確保できなかった。今後は、作業手順や配置の再考等改善を行いたい。
- ・今回は仮置場の規模が小さく、全く問題なかったが、大規模災害時に設置する大型の仮置場の場合に備えて検討が必要である。このアンケートの質問事項を参考にしたい。
- ・今回設置した仮置場は、直営収集職員が勝手置場のごみを仮置きするためのものであったため、搬入者は収集職員のみであった。収集職員はマスクおよび手袋を着用して、作業にあたった。
- ・搬入者や公費解体業者とも距離を取りながら、感染予防策への協力・周知を行い感染予防を徹底する。
- ・近隣市町村で初の感染情報があったが、搬入がほぼ終了していた時期であり、特に何も対応しなかった。
- ・新型コロナウイルス対策をきちんと行っていなかった為、今後は、搬入者の検温及び消毒を徹底し、広報等でしっかりと周知していきたい。
- ・町民及び事業所への感染対策や感染抑止への協力を申請受付時に呼びかける必要がある。
- ・発災後の市民向けの周知については、災害廃棄物処理に係る膨大な業務に追われ、新型コロナウイルス対策まで気が回らなかった。

問3／仮置場の運営時に、関係者に新型コロナウイルス感染者（又は濃厚接触者）が発生した場合の対応等についてご回答ください。

3-1. 感染者（又は濃厚接触者）の発生に備えた対応方法をあらかじめ準備していましたか。

（調査結果）

調査対象 23 自治体中、20 自治体で感染者（又は濃厚接触者）の発生に備えた対応方法が想定・準備されていなかった。



3-1. ①[有の場合] 感染者（又は濃厚接触者）に対し、どういった対応を行う想定としていましたか。

（自由記述）

- ・直ちに抗体検査、PCR 検査を実施し、2週間程度出勤を停止とする。
- ・感染の疑いのある者は、保健所に連絡し、指示に従う。また仮置場の一時休止を行う。
- ・2週間程度の欠勤

3-1. ②[有の場合] 仮置場の運営を再開するために、どういった方針を想定していましたか。

（自由記述）

- ・全体に体調確認を実施し、必要に応じて検査キットを用いて検査する。
- ・保健所の指示に従い、施設設備等を入念に消毒を行う。
- ・閉鎖は検討していなかった。

3-1. ③[有の場合] 仮置場の休止期間中の災害廃棄物対応はどのように想定していましたか。

（自由記述）

- ・仮置場運営休止は考えておらず、管理会社、委託業者へ人員を依頼し、最低人員数による受入を実施。
- ・安全が確認されるまでは作業を中止する。
- ・他の職員または委託で対応

3-1. ④[無の場合] 準備がなかったことで、何か運営上の問題やトラブル等が生じましたか。

（自由記述）

（運営上の問題やトラブル等が生じた事例の報告は特になかった。）

3-2. 仮置場の運営時に、関係者に新型コロナウイルス感染者（又は濃厚接触者）が発生した場合の対応として、課題と感じた点、今後改善したい点（自由記述）

- ・公共施設等における新型コロナウイルス感染者（又は濃厚接触者）が発生した場合の対応は確認はしていた。国・県・市が提供するマニュアル等に従い対応する。
- ・廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症に対するガイドラインにそって対応している。
- ・今回は仮置場の規模が小さく、全く問題なかったが、大規模災害時に設置する大型の仮置場の場合に備えて検討が必要である。このアンケートの質問事項を参考にしたい。
- ・入場者の制限・記録、仮置場休止時のバックアップ施設の準備などを行う必要があると考えている。
- ・市の方針に即し感染者等の発生があった場合は、共有部分の消毒対応や仮置場閉鎖など保健所等の指示にそって迅速に対応できるように備えたい。
- ・仮に感染者が発生した場合、仮置場臨時閉場等で処理等が進まなくなる恐れがある。予備の仮置場設置などの設定も必要と思われる。
- ・当時（R2.7）は管内で感染者がほとんどなく、町内での感染リスクは低かったため、感染対策は重視していなかったが、今後は感染リスクも含めて対策したい。
- ・新型コロナウイルス対策の事前準備として、搬入者の検温及び消毒を徹底し、感染者が発生した場合の対応を災害廃棄物処理計画に記載していきたい。
- ・今後、感染抑止の徹底及び発生時の対応等検討する必要がある。
- ・感染者（又は濃厚接触者）が発生した場合の対応方法については、あらかじめ検討しておく必要があると考える。
- ・日々の対応に追われ検温や入場者への対策や感染者が発生した時の対応にまで気が回らなかつた。
- ・災害発生以前より、当町においては一人も感染者がなく、災害発生当時も県内では新規感染者数が3か月近くゼロの状態が続いており、コロナ対策を考えるよりも、災害廃棄物の処理対応に忙殺された感が大きい。コロナ禍における災害廃棄物処理を事前にマニュアル化するなど準備が必要であったと感じる。

令和2年度大規模災害時における九州ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する
調査検討業務

令和3年3月

発注者 環境省 九州地方環境事務所

請負者 一般財団法人日本環境衛生センター 西日本支局